総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分 会議室 総務委員会室

- 〇 開 会
- 1 付託事件
- 2 協議又は報告事項
 - (1) 平成20年2月定例会主要事項について
 - (2) 県民局・支局の再編について
 - (3) チボリ・ジャパン社取締役会の概要について
 - (4) 岡山市の行政区画の名称について
 - (5) 北京・大連線の週3往復運航への増便について
 - (6) 香港との間の定期路線の開設計画について
 - (7) 「岡山空港開港20周年記念祭」の開催について
 - (8) 太陽光発電システムの完成について
 - (9) その他
- 〇 次回の委員会
 - · 平成20年2月21日(木) 午前10時30分~
- 〇 閉 会

平成20年度当初予算の概要

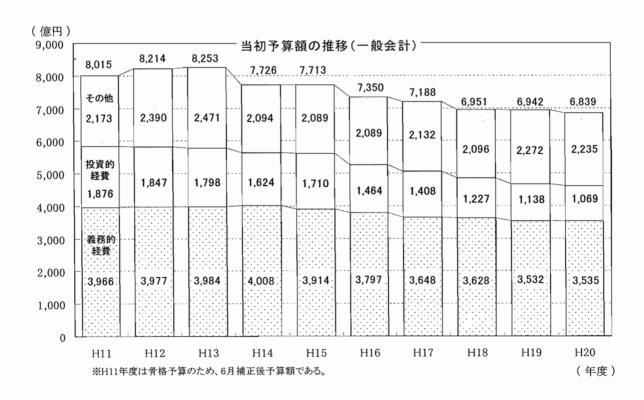
1 予算の規模

(単位:百万円)

区分	19年度当初予算額 A	20年度当初予算額 B	B/A(%)
一般会計	694, 180	683, 863	98. 5
特別会計	262, 692	273, 980	104.3
計	計 956, 872 957, 843		100.1
企業会計	14, 830	12, 787	86. 2

【予算編成の基本的な考え方】

20年度当初予算については、厳しい財政状況を踏まえ、改訂第3次行財 政改革大綱に基づき、着実な歳出削減を行う一方で、事業の「選択と集中」 をより一層加速させることにより、今後の本県の発展にとって必要性・緊急 性の高い施策は積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活 県おかやま」を実現していくこととした。



2 歳出の状況

ア 義務的経費

(単位:百万円)

	区	分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
人	件	費	237, 817	236, 814	99. 6
扶	助	費	12, 966	12, 942	99.8
公	債	費	102, 380	103, 741	101. 3
小	\	計	353, 163	353, 497	100. 1

イ 投資的経費

(単位:百万円)

区 分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
普通建設事業費	109, 063	103, 418	94. 8
うち補助	47, 387	42, 759	90. 2
単 独	45, 404	44, 027	97. 0
災害復旧事業費	4, 722	3, 498	74. 1
小計	113, 785	106, 916	94. 0

ウ その他の経費

区	分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
	付 金	6, 934	6, 275	90. 5
補助	費 等	169, 190	168, 328	99. 5
物	件費	27, 230	27, 473	100. 9
投資	・出資金	3, 175	3, 329	104. 9
そ	の他	20, 703	18, 045	87. 2
小	計	227, 232	223, 450	98. 3

	1	<u> </u>	
歳 出 計	694, 180	683, 863	98. 5

3 歳入の状況

(単位:百万円)

-	agent to the state of the state		,	<u> </u>
	区 分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 当初予算額 B	B/A (%)
	県 税	265, 134	264, 949	99. 9
Ì	うち 法人関係税	95, 360	93, 564	98. 1
	その他の税目	169, 774	171, 385	100. 9
l	地方消費税清算金	35, 873	34, 289	95. 6
_色 凸	地方譲与税	4, 290	4, 339	101. 1
NX.	地方特例交付金	1, 769	2,978	168. 3
	地方交付税等	169, 800	171, 700	101.1
財	うち 地方交付税	149, 500	147, 000	98. 3
1	臨時財政対策債	20, 300	24, 700	121. 7
\ \	その他	8, 294	7, 782	93.8
源	※特定目的基金・企業会計からの借入、遊休土地の売却	19, 328	18,600	96. 2
	小計	504, 488	504, 637	100.0
特	国庫支出金	81, 426	75, 751	93. 0
197	県債	66, 391	66, 453	100. 1
定	うち 行政改革推進債	12, 261	12, 338	100.6
財	その他	40, 348	36, 858	91. 4
源	※長期投資準備基金からの繰入	1, 527	164	10. 7
	小計	189, 692	179, 226	94. 5
	合 計	694, 180	683, 863	98. 5

※は臨時的歳入対策で、計 18,764百万円

【県債の状況(一般会計)】

					<u> (単位:日7円)</u>
	区 分	19年度末残高見込 (12月補正後) A	20年度借入額 B	20年度元金償還額 C	20年度末残高見込 A+B-C
県	. 債	1, 229, 044	91, 206	82, 514	1, 237, 736
	臨時財政対策債	175, 043	24, 700	6, 211	193, 532
	臨時財政対策債 以 外	1, 054, 001	66, 506	76, 303	1, 044, 204

4 「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業の状況

「新おかやま夢づくりプラン」を推進し「快適生活県おかやま」を実現していくため、平成20年度における県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして 策定した「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業の状況は、次のとおり。

	事業数	事業費
新おかやま夢づくりプランの基本戦略ごとの政策の推進		
○ 子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり		-
・子育て応援事業(588百万円)		
· 特別支援学校教育体制整備事業(209百万円)		
・ 岡山県学力向上アクションプラン(17百万円) 等	12	1, 491
〇 子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり		
・ 消防防災ヘリコプター整備事業(1,816百万円)		
・ 学校等における子どもの安全対策等支援事業 (115百万円)		
· 医師確保総合対策事業(106百万円)		
・ ストップ温暖化!推進事業(22百万円) 等	26	9, 457
〇 海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進		
・ ミクロものづくり岡山創成事業(421百万円)		
・ 農林水産物ブランド化推進事業 (31百万円) 等	18	1, 049
地方分権改革及び横断的政策の推進		
〇 地方分権型行政システムの確立		
・ 道州制・中四国州構想推進事業(13百万円)	1	13
〇 誰もが活躍できる多様な機会を提供する社会づくり		
・ 団塊世代就労支援事業 (16百万円) 等	3	44
〇 地域の特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり		
· 中山間地域等特別支援事業(1,000百万円)		
・ "おかやま晴れの国ぐらし"魅力発信事業 (14百万円) 等	6	1, 035
〇 岡山からの情報発信と拠点性の向上		
・ 全国都市緑化フェア開催事業(513百万円)		
・瀬戸大橋開通20周年記念事業(70百万円) 等	11	950
合計	77	14, 039

5 行財政改革による歳出削減の効果

○公共事業の削減

(単位:百万円、%)

	区	分	19年度予算額	20年度予算額	増	減	増減率
[公共事	業計	73, 823	65, 782	Δ	8, 041	△ 10.9
	うち地方	負担額	37, 464	33, 718	Δ	3, 746	△ 10.0

※公共事業の内訳(一般公共事業、交付金事業、単独公共事業)

一般財源削減効果額

308百万円

○一般施策の削減 (単位:百万円、%						百万円、%)		
		区	分	19年度予算額	20年度予算額	増	減	増減率
	_	般施	策計	84, 767	83, 498	\triangle	1,269	△ 1.5
		うち-	般財源	46, 245	44, 946	\triangle	1,299	△ 2.8

※一般財源は行政改革推進債・長期投資準備基金充当前

一般財源削減効果額 1,299百万円

○内部管理経費の削減

597百万円

※一般財源は行政改革推進債・長期投資準備基金充当前

○独自の給与カット

"

4,810百万円

○職員定員の削減

496百万円

一般財源削減効果額計 7.510百万円

6 収支状況等

(1) 収支状況

(単位:百万円)

区		分	予算ベース	うち一般財源	独自の給与カット及び行革 推進債発行を除いた額
歳	入	A	665, 099	486, 037	473, 699
歳	出	В	683, 863	504, 801	509, 611
収	支	A – B	△ 18,764	△ 18,764	Δ 35, 912

< 予算ベースでの収支不足(35,912百万円)に対する対策 >

○独自の給与カット

4,810 百万円

○ 行政改革推進債の発行

12,338 百万円

○ 臨時的歳入対策

18,764 百万円

(内訳) (・財源調整用基金の取崩し 164 百万円

・遊休土地の売却 1,000 百万円

・特定目的基金からの借入 13,600 百万円

・企業会計からの借入 4,000 百万円

【参考】平成19年度当初予算

区 分	予算~	ベース うち一般財源	預 独自の給与カット及び行革 推進債発行を除いた額
歳 入 Д	A 67	73, 325 485, 16	0 472, 899
歳 出]	3 69	94, 180 506, 01	5 510, 894
収 支 A-I	3	20, 855 \triangle 20, 85	5 <u>А</u> 37, 995

(2) 当面の財政見通し

20年度当初予算をベースに21年度以降の収支を試算すると、次のとおりである。

(単位:億円)

		H 2 0	H 2 1	H 2 2
歳入歳出差引収支	Α	△359	△294	△277
独自の給与カット効果額	В	48	48	
行革推進債発行効果額	С	123	109	109
A+B+C		△188	△137	△168

※独自の給与カット効果額については、改訂第3次行革大網の推進期間である21年度まで計上

[試算に当たっての主な前提条件]

下記の前提条件で試算した上で、改訂第3次行財政改革大綱による効果額及び 岡山市の政令市移行に伴う影響額(県市連絡会議(H19.11)における試算額)を反 映。

○歳 入

県 税

H20当初予算をベースに、

・名目経済成長率に弾性値(1.1)を乗じた伸率で試算。制度改正を

加味

名目経済成長率 H20: 2.1%、H21: 2.5%

(参考:日本経済の進路と戦略(内閣府参考試算))

地方交付税

H20当初予算をベースに試算

地方債·

歳出に連動して試算

○歳 出

人件費

給与改定率0.5%、平均昇給率0.3%

公 債 費

新規借入利率2.0%

扶 助 費

H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

普通建設事業費

個別積算事業を除き、H20当初予算と同額で試算

<個別積算事業>

県庁耐震改修、防災情報ネットワーク 等

補助費等

税関係交付金は県税収入等をもとに試算

介護保険等は、H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して

試算

【参考】名目経済成長率を0%とした場合の試算

(単位:億円)

		H 2 O	H 2 1	H 2 2
歳入歳出差引収支	Α	△359	△304	△298
独自の給与カット効果額	В	48	48	
行革推進債発行効果額	С	123	109	109
A+B+C		△188	△147	△189

※独自の給与カット効果額については、改訂第3次行革大綱の推進期間である21年度まで計上

(3) 実質公債費比率・経常収支比率の見通し

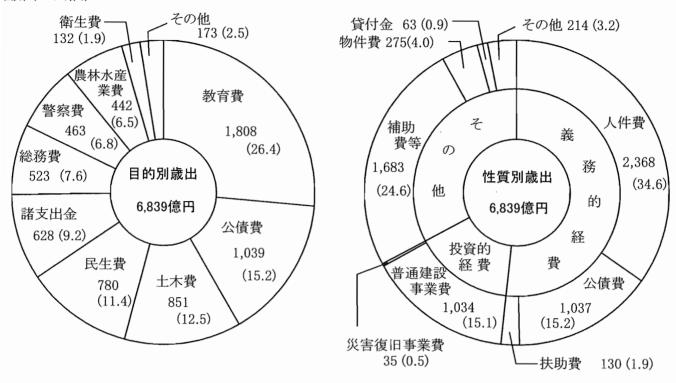
(単位:%)

1100 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1111000000			(1 12 1 707
	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
実 質 公 債 費 比 率	17. 8	16. 0	14.8	14. 9
経常収支比率	98. 8	98. 0	96. 6	96. 2
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Amin I I I I I I I I I I I I I I I I I I I

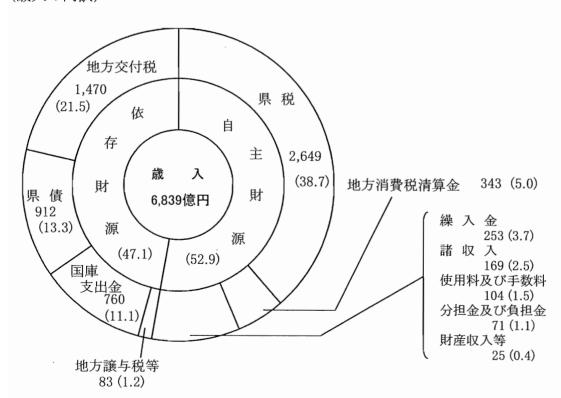
※H19年度の経常収支比率は、12月補正予算後の見込み

平成20年度岡山県一般会計予算

(歳出の内訳)



(歳入の内訳)



単位: 億円 () は構成比, %

平成20年度当初予算額一覧表

(単位:百万円)

日本義務的経費 241,114 243,084 1,970 100.8 1 1,00.8							<u> 単位:日夕円)</u>
日本		区	分				
日本の			※ 終 的 終 费	(232, 226)	(235, 234)	(3,008)	(101.3)
一 B 一般公共 42,354 37,407 △4,947 88.3 公 共 災害復旧 4,456 3,551 △905 79.7 事業費 国 直 轄 (4,496) (4,458) (△38) (99.2) (C 国庫補助事業費 (6,745) (7,196) (451) (106.7) 21,890 21,481 △409 98.1 D 人 件 費 236,770 235,606 △1,164 99.5 行 政 運営費 30,863 30,344 △519 98.3 正 単県行政施策費 (39,695) (39,050) (△645) (98.4) 計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 694,180 683,863 (11,288 104.3 を業会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 956,872 957,843 971 100.1 企業会計の計		A N	2 4万 日7 1庄 貝	241, 114	243, 084	1,970	100.8
世界の			一般必世	(1,703)	(1,517)	(△186)	(89.1)
公共 災害復旧 4,456 3,551 △905 79.7 事業費 国直轄 (4,496)(4,458)(△38)(99.2) 16,272 16,632 360 102.2 16,632 360 102.2 18,90 21,481 △409 98.1 ○ 人件費 236,770 235,606 △1,164 99.5 で 政運営費 30,863 30,344 △519 98.3 ○ 上単県行政施策費 (39,695)(39,050)(△645)(98.4) 100,461 95,758 △4,703 95.3 ○ 一般会計の計 694,180 683,863 △10,317 98.5 ○ 特別会計の計 262,692 273,980 11,288 104.3 ○ 企業会計の計 (504,488)(504,637)(149)(100.0) 100.0 ○ 公業会計の計 (504,488)(504,637)(149)(100.0) 262,692 273,980 11,288 104.3 ○ 公業会計の計 (504,488)(504,637)(149)(100.0) 262,692 273,980 11,288 104.3 ○ 公業会計の計 (504,488)(504,637)(149)(100.0) 276,872 957,843 971 100.1	-	В	NX A	42, 354	37, 407	△4, 947	88. 3
#業費 国直轄 (4,496) (4,458) (△38) (99.2) (16,632) 360 102.2 (○ 国庫補助事業費 (6,745) (7,196) (451) (106.7) (21,890) 21,481		か #:	(Y) 宝 街 旧	(252)	(17)	(△235)	(6.7)
股 国 直 轄 16,272 16,632 360 102.2 2		TA A	八 子 後 山	4, 456	3, 551	△905	79. 7
般 16,272 16,632 360 102.2 C 国庫補助事業費 (6,745) 7,196) (451) 106.7 D 21,890 21,481 △409 98.1 D 人件費 (194,146) (191,987) (22,159) (98.9) 会基準 (236,770 235,606 △1,164 99.5 行政運営費 (25,225) (25,178) (△47) (99.8) 計 (39,695) (39,050) (△645) (98.4) 計 (39,695) (39,050) (△645) (98.4) 一般会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 特別会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 合計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 分50,872 957,843 971 100.1		事業費	国 直 韓	(4, 496)	(4, 458)	(△38)	(99.2)
C 国庫補助事業費 21,890 21,481 △409 98.1 D 人件費 (194,146) (191,987) (192,159) (198.9) 会基準 (194,146) (191,987) (192,159) (198.9) 行政 運営費 (194,146) (191,987) (194,164)	般		日 日 年	16, 272	16, 632	360	102. 2
21,890 21,481 △409 98.1 D		CE	走油肚東米弗	(6, 745)	(7, 196	(451)	(106.7)
会基準 人件費 236,770 235,606 △1,164 99.5 行政運営費 運営費 (25,225) (25,178) (△47) (99.8) 運営費 30,863 30,344 △519 98.3 E 単県行政施策費 (39,695) (39,050) (△645) (98.4) 一般会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 特別会計の計 262,692 273,980 11,288 104.3 合計 504,488) (504,637) (149) (100.0) 会業会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 金業会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0)			単 冊 切 尹 未 頁	21, 890	21, 481	△409	98. 1
会基準 236,770 235,606 △1,164 99.5 行政運営費 (25,225) (25,178) (△47) (99.8) 運営費 30,863 30,344 △519 98.3 E 単県行政施策費 (39,695) (39,050) (△645) (98.4) 一般会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 特別会計の計 262,692 273,980 11,288 104.3 特別会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 合計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 会業会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 金業会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0)		D	人。	(194, 146)	(191, 987)	(△2, 159)	(98.9)
運営費 運営費 30,863 30,344 △519 98.3 E 単県行政施策費 100,461 95,758 △4,703 95.3 一般会計の計 (504,488) (504,637) (149) (100.0 200.0	会	基 準		236, 770	235, 606	△1, 164	99. 5
運営費 30,863 30,344 △519 98.3 100,461 95,758 △4,703 95.3 100,461 95,758 △4,703 95.3 100,461 95,758 △4,703 95.3 100,461 95,758 △4,703 95.3 100,0		行 政		(25, 225)	(25, 178)	△47)	(99.8)
計 E 単県行政施策費 100, 461 95,758 △4,703 95.3 一般会計の計 504,488) 504,637) 149) 100.0 特別会計の計 694,180 683,863 △10,317 98.5 特別会計の計 262,692 273,980 11,288 104.3 合計 504,488) 504,637) 149) 100.0 企業会計の計 956,872 957,843 971 100.1		運営費		30, 863	30, 344	△519	98. 3
計 100, 461 95, 758 △4, 703 95.3 - 般会計の計 (504, 488) (504, 637) (149) (100.0) 694, 180 683, 863 △10, 317 98.5 特別会計の計 262, 692 273, 980 11, 288 104.3 合 計 (504, 488) (504, 637) (149) (100.0) 956, 872 957, 843 971 100.1		D 拱 1	具行政協等 费	(39, 695)	(39, 050)	(△645)	(98.4)
一般会計の計 694,180 683,863 △10,317 98.5 特別会計の計 262,692 273,980 11,288 104.3 合計 504,488) 504,637) 149) 100.0 企業会計の計 956,872 957,843 971 100.1	計		^宋 11	100, 461	95, 758	△4, 703	95. 3
特別会計の計 262,692 273,980 11,288 104.3 合 計 (504,488) (504,637) (149) (100.0) 企業会計の計 (262,692 273,980 957,843 971 100.1		<u>6</u> 7.	今 卦 の 卦	(504, 488)	(504, 637)	(149)	(100.0)
262,692 273,980 11,288 104.3 合計 504,488) 504,637) 149) 100.0 分56,872 957,843 971 100.1		///	五日の日	694, 180	683, 863	△10, 317	98. 5
262,692 273,980 11,288 104.3 合計 504,488) 504,637) 149) 100.0 分56,872 957,843 971 100.1		胜 叫 🗸					
合 計 956,872 957,843 971 100.1		₩ 50 ±		262, 692	273, 980	11, 288	104. 3
956,872 957,843 971 100.1 企業会計の計			<u></u>	(504, 488)	(504, 637	149)	(100.0)
企業会計の計 14 830 12 787 △2 043 86 2		́П	#T	956, 872	957, 843	971	100. 1
14 830 12 787 △2 043 86 2		↑ ₩ ́					
11,000		正 来	云 可 ツ 計	14, 830	12, 787	△2, 043	86. 2

() は一般財源

平成20年度当初予算額の内訳(一般会計)

2	<u> </u>			,	平成19年 予算額	度当初 (A)	平成 2 予算額	0年度当初 (B)	増 (B)	減 額 - (A)	(B)	<u>百万円)</u> / (A) %)
総		務		部	(194	, 834)	(194, 804)	(△30)	(100.0)
松		伤		可)	204	, 794		206, 780		1, 986		101. 0
企	画	振	興	部	(8	, 683)	(9,009)	(326)	(103.8)
				- Н	17	, 088		17, 403		315		101.8
生	活	環	境	部	5	,970)	(5,825)	(△145)	(97.6)
					6	, 572		6, 392		△180	_	97. 3
保	健	福	祉	部	(77	, 459)	(79, 348)	(1,889)	(102.4)
		1,24	,	——	89	, 633		90, 815		1, 182		101. 3
産	至 業 労	* 労 (部	(9	, 271)	(8,527)	(△744)	(92.0)
					13	, 127		12, 040	_	△1,087		91.7
農	林水	水産		部	(20	, 531)	(19,701)	(△830)	(96.0)
	•••				51	, 647	_	45, 290		△6, 357		87.7
土		木		部	(17	7, 596)	(17,527)	(△69)	(99.6)
		,			91	, 048		85, 802		△5, 246		94. 2
警	察	<u> </u>	本	部	(42	2, 239)	(41,698)	(△541)	(98.7)
					47	7, 799		46, 266		△1,533		96.8
教	育	委	員	会	(124	k , 850)	(125, 064)	(214)	(100.2)
	.,				169	, 406		169, 931		525		100. 3
諸				局	(3	3, 055)	(3, 134)	(79)	(102.6)
					3	3, 066		3, 144		78		102. 5
合				計	(504	1, 488)	(504, 637)	(149)	(100.0)
				н	694	1, 180		683, 863		△10, 317		98. 5

平成20年度一般会計款別歳入予算額一覧表

(単位:百万円,%)

	区 分 平成19年度			2	ζ	5	}	平成19年	年度	平成20		比較		考
7	款	另	<u> </u>					当初予算額(A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B)/(A)	備	与
県							税	265, 134	38. 2	264, 949	38. 7	99. 9		
地	方	消	費	税	清	算	金	35, 873	5. 2	34, 289	5. 0	95. 6		
地		方		É	与	ĵ-	税	4, 289	0.6	4, 339	0. 7	101. 2		
地	方	特	侈	Ñ :	交	付	金	1, 769	0. 3	2, 978	0.4	168. 3		
地	,	方	3	ই	仁	ţ	税	149, 500	21. 5	147, 000	21. 5	98. 3		
交	通复	全	対領	货特	別	交付	1金	1,000	0. 1	900	0. 1	90.0	_	
分	担	金	及	び	負	担	金	8, 890	1. 3	7, 100	1. 1	79. 9		
使	用	料	及	Ú	手	数	料	10, 500	1.5	10, 396	1. 5	99. 0		
国		庫	Ź	ŧ	出	1	金	81, 834	11.8	76, 024	11. 1	92. 9		
財		産			収		入	1, 369	0. 2	2, 512	0. 4	183. 5		
寄			B	付			金	5	0.0	5	0.0	100.0		
繰			J	\			金	30, 348	4. 4	25, 326	3. 7	83. 5		
諸			Ц	Z			入	16, 974	2. 4	16, 839	2. 5	99. 2		
県							債	86, 695	12. 5	91, 206	13. 3	105. 2		
合							計	694, 180	100.0	683, 863	100.0	98. 5		

平成20年度一般会計款別歳出予算額一覧表

(単位:百万円,%)

Г-										+ LL . L /	1 3,	707
l			区	. 5	分	平成194		平成20		比 較	備	考
款	<u> </u>	別				当初予算額(A)	構成比	当初予算額(B)	構成比	(B)/(A)	νm	رت
議			会		費	1, 719	0. 2	1, 647	0.2	95.8		
総			務		費	52, 007	7. 5	52, 246	7. 6	100.5		
民			生		費	76, 032	11.0	77, 968	11.4	102. 5		
衛			生		費	13, 988	2. 0	13, 162	1.9	94. 1		
労			働		費	1,649	0. 2	1, 319	0. 2	80.0		
農	林	水	産	業	費	49, 931	7. 2	44, 219	6. 5	88.6		
商			エ		費	11, 085	1.6	10, 396	1.5	93. 8		
土			木		費	89, 392	12. 9	85, 101	12, 5	95. 2		
警			察		費	47, 799	6. 9	46, 266	6.8	96.8		
教			育		費	180, 667	26. 0	180, 826	26. 5	100. 1		
災	害		復	旧	費	4, 748	0. 7	3, 758	0.5	79. 1		
公			債		費	102, 509	14.8	103, 922	15. 2	101.4		
諸		支	H	Ц	金	62, 454	9. 0	62, 833	9, 2	100.6		
予			備		費	200	0.0	200	0.0	100.0		
						•						
合					計	694, 180	100.0	683, 863	100.0	98. 5		

使用料及び手数料の改定について

1 使用料・手数料を改定するもの

(1) 改 定 件 数

2 件

(2) 改 定 時 期

平成20年4月1日

(3) 減収見込額

187 百万円

(4) 改 定 事 項

使用料・手数料の名称	単位	現行単価	改定予定単価
使用符。于数科切名称	半 14.	(円)	(円)
・介護サービス情報の報告の受理及び公表	事業所	17,000	14,000
・道路占用料(主なもの)			
(電柱)	本/年	770~	530~
		2, 700	1, 400
(地下埋設管)	m/年	3 6 ∼	20~
		1, 200	7 5 0

- 2 使用料・手数料を新設するもの
 - (1)新 設 件 数 5 件

(2) 適 用 時 期

平成20年4月1日

(3) 增収見込額

17 百万円

(4) 新設する手数料

· 登録販売者試験受験手数料

1件 14,000円

• 登録販売者販売従事登録申請手数料

(試験合格者に係るもの)

1件

7,100円

· 登録販売者販売従事登録申請手数料

(試験合格者以外の者に係るもの)

1件

7,100円

· 登録販売者販売従事登録証再交付申請手数料

1件

2,900円

· 登録販売者販売従事登録証書書換交付申請手数料

1件

2,000円

平成20年度

重点施策別予算の概要

平成20年2月15日 財 政 課

目 次

〇「教育と人づくりの岡山」の創造
・子育て支援プログラム ••••••]
・子ども教育プログラム 1
・青少年プログラム 2
・文化プログラム
・国民文化祭プログラム 3
〇「安全・安心の岡山」の創造
・安全・安心まちづくりプログラム
・暮らしと交通の安全プログラム
・災害対策・危機管理プログラム
・健康・医療プログラム
・福祉プログラム
・水と緑プログラム 7
・地球環境プログラム ••••• 7
・都市・農村景観プログラム 8
〇「産業と交流の岡山」の創造
・地域産業プログラム
・新産業プログラム
・戦略的企業立地プログラム1(
・観光プログラム1 (
・農林水産業プログラム1(
・就労プログラム1 1
・交通基盤プログラム1 2
・ユビキタス実感プログラム1 2
・まち・むら活性化プログラム1 2
・国際化プログラム1 3
〇中四国州推進プロジェクト14
○夢づくり県政の推進等1 4
〇子の他

平成20年度重点施策別予算の概要

●印のついている事業については、財政課ホームページに「重点化事業調書」を掲載しております。 財政課ホームページURL (http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaiseiy.htm)

(単位:千円)

事 業 名	平成19年度	平成20年度								
	当初予算額	当初予算額	説明							
1. 基本戦略: 「教育と人づくりの岡山」の創造 <戦略プログラム: 子育て支援プログラム>										
-育て応援事業 《子育て支援課》	489, 587	587, 891	【将来を担う人づくり等関連】 放課後対策の充実や、地域子育て支援拠点活動の推進、 「岡山子育て応援宣言企業」の登録推進などにより、地 域、企業等との協働を図りながら、子どもを健やかに生み 育てる環境の整備を促進する。							
.幼児医療対策費 《健康対策課》	1, 212, 237	1, 027, 661	【将来を担う人づくり等関連】 乳幼児の健康増進を図るため、乳幼児医療費公費負担制度 を設ける市町村に対して補助する経費							
記童虐待防止事業 《子育て支援課》	3, 640	8, 254	【将来を担う人づくり等関連】 児童虐待防止対策を強力に推進するため、市町村職員の資 質向上や、児童相談所における被虐待児童やその家族への 適切な対応を推進する。							
全で安心な妊娠・出産支 ・登事業 ・ 《健康対策課》	0	11, 276	【将来を担う人づくり等関連】 妊産婦に充実した医療・保健サービスを提供することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり を推進する。							
経達障害児(者)総合支援 経業 《健康対策課、 障害福祉課、 子育て支援課》	0	33, 024	【将来を担う人づくり等関連】 発達障害児の健全な発達を支援するための体制の整備を推進するとともに、保育士の研修や相談支援体制の充実に取り組む市町村を支援する。							
<戦略プログラム: 子ども	教育プログラム	>								
校法人等運営費補助金《総務学事課》	7, 584, 904	7, 500, 469	・経常費補助7, 166, 281・教育改革等推進補助115, 485・授業料減免補助218, 703							
日山県学力向上アクション プラン 《指導課》	7, 623	17, 336	【将来を担う人づくり等関連】 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中・高等学校を見通した学力向上施策の実施と検証を行う。 ・岡山県学力向上検討委員会の設置 ・小・中学校の授業改革の支援 ・高等学校の授業力向上の支援							
	《健康対策課》 童虐待防止事業 《子育て支援課》 全で安心な妊娠・出産支 《健康対策課》 達障害児(健康対策社支援 等事でする: 子ども で対する: 子ども で検法人等運営費済学事課》	(健康対策課》 童虐待防止事業 3,640 《子育て支援課》 全で安心な妊娠・出産支 事業 《健康対策課》 達障害児(者)総合支援 業 《健康対策課、 障害福祉課、 子育て支援課》 <戦略プログラム: 子ども教育プログラム 校法人等運営費補助金 《総務学事課》 7,584,904 山県学力向上アクション ラン	 (健康対策課》 (登庫待防止事業 (子育て支援課》) 全で安心な妊娠・出産支事業 (健康対策課》 (健康対策課、障害福祉課、子育て支援課》) (関連を持続。) (関連を持続を持続。) (関連を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を							

		70.0	7.500	
分	事 業 名	平成19年度	平成20年度	説明
類	, ,,	当初予算額	当初予算額	
C	確かな学力向上推進事業 《教職員課、 指導課》	291, 803	353, 240	【将来を担う人づくり等関連】 「確かな学力の向上」を図るため、指導体制の充実や教員 の指導力の向上等に取り組む。 ・学校の指導体制の充実 ・教員の指導力向上、教育内容の充実、学習意欲の向上
С	誕生寺養護学校校舎整備 《特別支援教育室》	695, 879	619, 270	【将来を担う人づくり等関連】 既設施設が狭隘かつ老朽化していることや、UD化が不十分であることから、プレハブで対応している肢体不自由棟の新築や既設建物の改築を行うとともに、施設全体の耐震化を図る。 ・H20:小学部棟改築、管理棟大規模改造
C	特別支援学校教育体制整備 事業 《特別支援教育室》	0	209, 447	【将来を担う人づくり等関連】 知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加や職業自立のニーズに対応するため、比較的軽度の知的障害生徒を対象とした新しいタイプの高等特別支援学校を岡山・倉敷地域に新設する。
	 <戦略プログラム: 青少 ²	ー 年プログラム>	•	
E	青少年健全育成サポート事業 (ユースチャレンジ21 会議関連事業) 《青少年課》	3, 701	4, 845	【将来を担う人づくり等関連】 ユースチャレンジ21会議の企画・立案を実践していく中で、新たに、高校生等を対象として、郷土への誇りと愛着を醸成するためのツアー(岡山の食、民話、環境の学習)を実施し、その成果をオリジナル紙芝居の作成や環境美化活動などの実践行動につなげる。
E	学校等における子どもの安 全対策等支援事業 《少年課》	63, 064	115, 332	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 県下22警察署に26人の警察スクールサポーター(非常 勤職員)を配置し、通学路等における児童生徒の安全確保 対策等を強化するため、青色回転灯を装備した専用車両2 6台を整備し、街頭活動等の強化・充実を図る。
C	心豊かなおかやまっ子育成 事業 《指導課》	0	10, 725	【将来を担う人づくり等関連】 道徳教育に係る施策の充実や、社会性や豊かな人間性を育 むための体験活動の推進、いじめ問題への対応の充実等を 図る。 ・道徳教育の推進 ・豊かな体験活動の推進
C	教育相談体制等推進事業 《教職員課、 指導課》	199, 516	211, 150	・生徒指導重点課題への対策 【将来を担う人づくり等関連】 不登校や問題行動へ適切に対処するため、子どもたちの悩みや不安を受け止める相談体制等の一層の充実を図る。 ・教育相談体制の充実 ・不登校問題等への対応

分		平成19年度	平成20年度	
 類	事業名	当初予算額	当初予算額	説明
E	放課後子ども教室推進事業《生涯学習課》	34, 822	40, 363	【将来を担う人づくり等関連】 放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子どもたち と共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動 等に取り組む「放課後子ども教室」を実施する。 [19年度 100教室 → 20年度 140教室]
	<戦略プログラム: 文化:	ノロクラム <i>></i> 		ı
Е	倉敷チボリ公園事業促進費 《企画振興課》	1, 196, 293	893, 560	倉敷チボリ公園の運営に要する経費
E	県立美術館ルネサンス事業《文化振興課》	45, 593	91, 292	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 開館20周年と入館者数300万人達成という節目を「美術館ルネサンス」と位置づけ、展覧会に新機軸を打ち出して、20周年記念事業を実施するとともに、国民文化祭開催に向けて、文化拠点としての情報発信機能を充実・強化する。
E	世界文化遺産登録推進事業 〜岡山から世界遺産を〜 《文化財課》	0	7, 000	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 近世岡山の文化・土木遺産群の世界遺産登録に向け、県・ 関係市町・候補資産所有者が協働し調査・研究等に取り組 む。 ・世界遺産検討委員会、専門委員会の開催 ・特別史跡旧閑谷学校保存管理計画の策定
	<戦略プログラム: 国民	文化祭プログラム	.>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
E	国民文化祭開催準備事業《国民文化祭準備室》	16, 790	36, 848	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 平成22年秋に開催する国民文化祭に向けて、来年度は、 事業別実施計画(案)を策定するとともに、市町村実行委 員会の設立・運営を支援する。また、広く県民の参加を促 すため効果的な広報を行う。
E	おかやま県民文化祭開催事業《文化振興課》	15, 099	22, 062	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 国民文化祭開催に向けて、本県文化のレベル向上と県民の さらなる参加を促すため、総合フェスティバルを2都市で 開催する。また、(財)地域創造との共催により、県内6 市町で出前コンサート等を実施する。
E	全国警察音楽隊演奏会の開 催 《県民応接課》	0	7, 586	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 平成22年開催予定の「国民文化祭」のプレイベントとして、第49回全国警察音楽隊演奏会を岡山県で開催するための準備経費。

分類	事業名		平成20年度当初予算額	説明
	2. 基本戦略: 「安全・安心の く戦略プログラム: 安全・		プログラム>	
E	県民総ぐるみによる犯罪の ない安全・安心岡山県づく り推進事業 《安全・安心 まちづくり推進室》	22, 644	13, 491	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 県民総ぐるみの安全・安心まちづくりを推進するため、引き続き自主活動団体への支援を行うとともに、新たに次の事業を実施する。 ・情報紙「安全・安心通信(仮称)」の創刊 ・県内一斉「犯罪ゼロの日」の実施 ・大学生自主活動団体への支援
E	地域の絆で守る!子どもや 高齢者の安全・安心推進事業 《安全・安心 まちづくり推進室》	5, 324	4, 337	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 市町村、学校、警察、保護者及び地域団体等が連携して、 学校、通学路等における児童等の安全を確保する。 ・子ども110番の家・セーフティコーン設置 ・地域安全マップづくり普及促進 ・「おはよう」運動の実施 ・小学校区を中心とした安全・安心研究
E	官民協働!犯罪に強い社会 環境づくり推進事業 《安全・安心 まちづくり推進室》	1, 082	1, 337	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 公共施設や住宅の防犯指針の普及促進を図るため、商業施 設や住宅展示場で防犯キャンペーンを実施する。また、事 業所ごとの防犯責任者の設置を推進するとともに、講習会 の開催などによりその活動を支援する。
	<戦略プログラム: 暮らし	と交通の安全プ	ログラム>	
C	全国都市緑化フェア関連交 通安全施設整備事業 《交通規制課》	0	137, 585	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 全国都市緑化フェアの開催に先立ち、会場周辺の重点的な 渋滞緩和対策を講じておくとともに、「環境にやさしい暮 らし」への提案として会場周辺の信号灯器のLED化や交 通安全施設のバリアフリー化を進めるなど、環境に配慮し た施策を推進する。
E	「心と命の教育活動」推進 事業 《県民応接課》	0	3, 162	【将来を担う人づくり等関連】 若年層の社会規範意識の向上を図り、犯罪を起こさない環境づくりを推進するため、小学生・中学生・高校生等の若い世代を対象として、「子どもたちを被害者にも加害者にもしないための授業」を行う。
E	I Tを活用した警察情報の 高度化 《情報管理課》	12, 389	51, 426	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 警察活動の質的強化を図るため、各種照会を行う携帯端末 の更新にあわせて、盗難車両等のリアルタイム照会、行方 不明者等の一斉手配、警察官の位置情報の送信など様々な 機能を付加した新型携帯端末を開発し、地域警察官に携帯 させることにより、各種犯罪被害の防止を図る。

分	事業名		平成20年度	説明		
類		当初宁昇額	当初予算額			
E	シルバー・セーフティ・サ ポート事業 《交通企画課》	30, 151	31, 831	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 高齢者専門の交通指導員(シルバー・セーフティ・サポーター)が、高齢者宅を訪問して交通安全指導等を行う出前 方式の取組を行うとともに、高齢者の視点に立った自転車 の安全運転教育を行うことにより、今後、増加が懸念され る自転車乗車中の交通事故抑止を図る。		
E	警察署耐震改修工事 《会計課》	175, 290	. 225, 518	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 岡山県耐震改修促進計画に基づき、平成25年度末を目途 に、防災拠点(災害警備本部)となる警察署の耐震改修工 事を実施する。		
	<戦略プログラム: 災害対策・危機管理プログラム>					
E	防災・危機管理体制強化事 業 《危機管理課》	0	26, 073	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 台風や地震をはじめとした各種災害の発生時に重要となる 初動対応を迅速かつ的確に行えるよう、危機管理員及び防 災担当管理職員による365日24時間即応型の体制整備 を行う。		
Е	安全・安心おかやま地域防 災力強化事業 《危機管理課、 消防保安課、 保健福祉課、 農政企画課、 監理課》	1, 000, 000	1, 000, 000	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 災害に強い県土づくりを推進するとともに、災害時に県民 ・行政が的確に対応できるようハード・ソフトの両面から 重点的・効果的に地域防災力を強化する。 ・女性消防団員等の確保、自主防災活動の活性化、災害支 援物資の備蓄等 ・土木施設、農林水産関連施設等の整備		
E	消防防災ヘリコプター整備 事業 《消防保安課》	. 0	1, 816, 342	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 東南海・南海地震の発生確率が高まる中、大規模災害時に おけるヘリコプターの有用性が認識されていることから、 空中消火・救急救助・災害情報収集等に対応できる消防防 災ヘリコプターとその関連施設設備の整備を行う。		
E	県庁舎耐震・UD化等整備 事業 《管財課》	3, 435	119, 756	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 東南海・南海地震等(震度6以上)の大規模災害時に防災拠 点施設となる県庁舎の耐震化整備をUD化等に配慮しなが ら整備するための実施設計費等		
Е	県民局庁舎整備費 《企画振興課》	253, 649	443, 217	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 備前県民局耐震改修工事費に要する経費		
E	岡山県ため池整備・保全構 想策定事業 《耕地課》	0	5, 059	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 ため池を適正に将来に引き継ぐため、整備・保全等の県基本方針を定めるとともに、ため池の防災・減災対策や地域 ぐるみでの管理体制強化などの取組を支援する。		

分類	事 業 名	平成19年度当初予算額		説明
E	道路施設長寿命化対策事業《道路建設課》	0	88, 000	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 道路施設が高齢化する中で、道路交通の安全・安心を確保 するために行っている橋りようの点検の結果、緊急に対策 が必要と判断された施設について、補修・補強・更新等の 対策を早急に実施する。
E	学校施設等の耐震化 《財務課、 生涯学習課》	2, 625, 431	2, 764, 596	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 児童生徒等が一日の大半を過ごす学校や大勢の人が利用する社会教育施設の安全・安心の確保、また、災害発生時における地域防災拠点としての機能を確保するため、施設の耐震化を進める。
	<戦略プログラム: 健康・	・医療プログラムン	>	
C	医師確保総合対策事業 《施設指導課》	0	106, 045	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 地域における医師の偏在や産科、小児科等の診療科の医師 不足を解消し、地域医療を支える総合的な施策を実施す る。
C E	分野別医療提供体制確保事業 《施設指導課、 健康対策課、 医薬安全課》	7, 962	19, 810	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】本県の死亡原因の約3割を占めるがんへの総合的な対策や感染症対策など、医療各分野における喫緊の課題への対応を図る。
С	肝炎治療助成事業 《健康対策課》	0	625, 625	国内最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、治療の効果的推進を図るため、B型・C型肝炎患者のインターフェロン治療費に対する助成や専門医療機関での検査の無料化等を行う。
С	特定疾患対策費 《医薬安全課》	1, 823, 482	1, 857, 864	難病患者の生活の質(QOL)の向上を図るため、医療費の公費負担や在宅医療の支援を行う経費
	<戦略プログラム: 福祉	」 プログラム>		
CE	特定健診等医療費適正化推 進事業 《長寿社会対策課、 健康対策課》	210, 314	203, 201	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 来年度から始まる医療保険者による特定健診・保健指導の 効果的な実施が行われるよう経費の一部を保険者に補助す る。また、持続可能な医療保険制度を堅持するため、医療 費の適正化を推進する経費の一部を補助する。
C E	障害者就労促進・就業自立 支援事業 《障害福祉課》	0	22, 999	[安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連] 障害者の地域生活と自立の促進を推進するため、一般就労 の促進と授産施設等における工賃倍増計画を推進するとと もに、第Ⅱ期障害福祉計画を策定する。

		7.410F#	T-400 F #	
分	 事 業 名	平成19年度	平成20年度	説明
類		当初予算額	当初予算額	
C	地域ケア体制整備推進事業《長寿社会対策課》	0	170, 394	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 療養病床の再編を円滑に進めるとともに、第4期高齢者保 健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定する。
C	認知症高齢者等地域生活支援事業 《保健福祉課、 長寿社会対策課》	69, 794	109, 388	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 認知症の人や家族の支援体制の構築や、独居高齢者等の孤 立防止を推進し、安心して安全に生活できるよう、支援を 行う。
C E	障害者地域生活移行促進事 業 (精神) 《健康対策課》	11, 674	53, 827	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 地域の受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活 移行を促進するため、退院から地域定着に向けた総合的な 支援体制を構築する。
Е	重度心身障害者医療費特別 措置費 《障害福祉課》	1, 074, 619	1, 040, 742	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 重度心身障害者の医療費の一部を助成する心身障害者医療 費公費負担制度に要する経費
A C	障害者自立支援関連事業費 《障害福祉課》	3, 742, 815	3, 821, 699	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 障害者自立支援法に基づき障害者・障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを給付するための県負担に要する経費及び市町村が実施するための経費
	く戦略プログラム: 水と線	^{まプログラム>}	'	
E	【森づくり県民税】 森林保全再生事業 《治山課》	317, 508	352, 031	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 森林の有する公益的機能を発揮させるため、国庫補助対象 とならない奥地林等の間伐や作業道の整備等を引き続き推 進するとともに、新たに未整備森林の重点的な解消に取り 組む。
	<戦略プログラム: 地球	 環境プログラム>	•	
E	【一部産廃税】 ストップ温暖化!推進事業 《環境政策課、 環境管理課》	19, 298	21, 815	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 「新岡山県環境基本計画」を受けて、引き続き地球温暖化 対策に取り組む中で、省エネルギー対策を重点的に推進す るため、新たに、中小事業所の省エネ診断や温室効果ガス 排出量の算定・報告・公表制度の創設などの取組を行う。
● E	【一部産廃税】 環境学習協働推進事業 《環境政策課、 循環型社会推進課》	6, 774	12, 292	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 「新岡山県環境基本計画」を受けて、新たに「環境学習推進プログラム(仮称)」を策定し、NPO等との協働などにより、環境学習を効果的、総合的に推進する体制を整備する。

分		平成19年度	平成20年度	
類	事業名	当初予算額	当初予算額	- 説 明
	<戦略プログラム: 都市・	農村景観プログ	ラム>	
E	基幹水利施設等ストックマ ネジメント緊急調査事業 《耕地課》	0	7, 035	【安全で安心して暮らせる地域社会づくり関連】 県営で造成した基幹水利施設(ダム、用排水路等)のほぼ 半数が更新時期を迎えていることから、現状の調査を行 い、データベースを構築することにより、補修等の最適な 時期や更新の優先順位等を検討し、長寿命化を図る。
● E	全国都市緑化フェア開催事業 《都市緑化フェア推進室》	83, 324	513, 204	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 第26回全国都市緑化おかやまフェアを県民との協働で開催することにより、県民の緑化意識・環境保全意識の向上や県民とのパートナーシップの構築を図るとともに、緑豊かな岡山の魅力を全国に発信する。
● E	全国都市緑化祭推進事業《都市計画課》	0	4, 059	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 全国都市緑化おかやまフェア開催期間中に、全国都市緑化 祭を緑化フェアの中心的な行事として開催するための準備 を行う。
		,		
				·
				·

	平成19年度	平成20年度	説明		
	当初予算額	当初予算額	10/u -9/J		
建設業支援対策事業費《新産業推進課》	41, 921	41, 631	【産業の振興と交流の推進関連】 建設業者等に対する経営・雇用相談の体制整備、新分野へ の進出支援等のために要する経費		
	71, 783	44, 176	【産業の振興と交流の推進関連】 本県繊維産業の総合的な活性化を図り復興を進めるため、 新商品・新技術の開発、経営力等を強化するための研修会 の開催、販路開拓や人材育成への補助等を行う。		
シニアパワー等を活用した ものづくり産業現場活性化 推進事業 《労政・雇用対策課》	18, 211	18, 973	【多様な機会を提供する社会づくり】 熟練技能者OB等のシニア世代の技能・技術等を効果的に活用し、本県のものづくり産業の発展・拡大を図る上で不可欠な人材の確保・育成を進める。 ・小中学生を対象としたものづくり教室の開催・中小企業向け技術講習会の開催		
<戦略プログラム: 新産業プログラム>					
ミクロものづくり岡山創成 事業 《産業振興課、 経営支援課、 工業技術センター》	365, 852	421, 149	【産業の振興と交流の推進関連】 プランド戦略で示されたミクロものづくり岡山の発展の方 向性を踏まえ、4分野(航空機、自動車、高度医療、ロボ ット)の重点的育成を図る。 ・航空機部品の販路拡大の支援 ・次世代自動車開発に関連する技術開発の支援 ・産業用ロボットの開発支援 ・医療現場のニーズを踏まえた県内企業の医療機器分野へ の参入支援		
メディカルテクノバレー構 想推進事業 《産業振興課》	34, 000	45, 427	【産業の振興と交流の推進関連】 本県医療の先進性を生かした医療産業集積を実現するため、メディカルベンチャーのネットワーク化や可能性調査への支援等を行う。		
【一部産廃税】 グリーンバイオ・プロジェ クト推進事業 《新産業推進課》	17, 921	72, 173	【産業の振興と交流の推進関連】 バイオマス由来の資源・エネルギーの活用を促進するため、バイオマスプラスチックを活用した新製品の開発やバイオエタノールの事業化を推進するとともに、バイオマスエネルギー等次世代エネルギーの研究を進める。		
【産廃税】 循環型産業クラスター形成 促進事業 《新産業推進課》	159, 297	158, 947	【産業の振興と交流の推進関連】 県内産業廃棄物排出企業の循環型産業への参入を促進する ため、民間主導による取組を支援する。 ・循環型産業の技術開発等への支援 ・3R関連企業等を集めたメッセ開催		
	建 継紙エ シも推 く ミ事 メ想 【グク 【循促 学 が か か ま	事 業 名 当初予算額 3. 基本戦略:「産業と交流の岡山Jの創造 <戦略プログラム: 地域産業プログラム> 建設業支援対策事業費 《新産業推進課》 私維産業ルネサンスプロジ エクト 《産業振興課、工業技術センター》 シニアバワの産業現場活性化推進事業 《労政・雇用対策課》 <戦略プログラム: 新産業プログラム> ミクロものづくり) 岡山創成 365,852 事業 《産業振興課、 経営支援課、 工業技術センター》 メディカルテクノバレー構 想推進事業 《産業振興課》 メディカルデクノバレー構 想推進事業 《産業振興課》 メディカルデクノバレー構 別リー・部産院税 プリー・地・アウン・プロジェクト推進事業 《産業振興課》 【一部産院税】 ブリー・ガロジェクト推進事業 《新産業推進課》 【17,921 「17,921 「17,921 「17,921 「17,921 「17,921 「17,921 「17,921 「159,297	事 業 名 当初予算額 当初予算額 当初予算額 3. 基本戦略:「産業と交流の岡山」の創造 <戦略プログラム: 地域産業プログラム> 建設業支援対策事業費 《新産業推進課》 71,783 44,176 エクト 《産業振興課、工業技術セルター》 18,211 18,973 セルック・ (産業振興課、工業技術セルター) 2、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、		

分		平成19年度	平成20年度	
類	事 業 名	当初予算額	当初予算額	説明
	<戦略プログラム: 戦略的	的企業立地プロク	・ ラム>	
Е	物流対策推進費 《企業立地・物流推進課》	253, 810	262, 986	「岡山県物流ビジョン」に基づき、先進物流拠点の形成、 国際航空貨物の集積及び物流の効率化等を図るために要す る経費
	く戦略プログラム: 観光	プログラム>		
● E	「吉備の国岡山」観光立県 戦略(仮称)策定事業 《観光物産課》	0	4, 966	【産業の振興と交流の推進関連】 本県が今後戦略的な観光振興に取り組むための指針となる 「吉備の国岡山」観光立県戦略(仮称)を策定する。
E	「吉備の国岡山」情報発信 事業 《観光物産課》	0	8, 206	【産業の振興と交流の推進関連】 岡山県への観光の動機付けを促進するため、戦略的・効果 的な情報発信を行う。 ・ペイド・パブリシティ(雑誌記事)の実施 ・ポータルサイトの構築 ・東京、大阪での「観光岡山情報交換サロン」(仮称)の 開催
	く戦略プログラム: 農林?	k産業プログラム	.>	
C	乳牛快適生産性向上対策事 業 《畜産課》	0	3, 850	【産業の振興と交流の推進関連】 乳牛の快適性を確保した環境改善の整備に積極的に取り組み、健康な乳牛から高品質でおいしい牛乳の生産を推進し、産地間の競争力向上を図る。
1	新規就農者等の確保・育成 事業 《農業経営課》	174, 944	190, 409	【産業の振興と交流の推進関連】 就農希望者に対して、相談会や技術習得研修など支援制度 の充実を図る。
E	企業の農業参入促進事業 《農業経営課、 組合指導課》	0	3, 601	【産業の振興と交流の推進関連】 多様な担い手の確保に向けて、市町村が設定した特定法人 貸付事業の実施区域に参入する企業に対し、営農開始に必 要な簡易な基盤整備の助成等により支援する。
C E	集落営農の組織化・法人化 《農業経営課》	37, 000	40, 000	【産業の振興と交流の推進関連】 小規模農家が参加できる集落営農の育成に向けて、集落営 農推進員の設置等の支援体制の整備や、機械整備の助成な ど、集落の発展段階に応じた支援を行い、集落営農の組織 化・法人化を進める。
E	元気お宝発掘支援事業 《農政企画課》	0	9, 966	【まちづくり・むらづくり】 活力が低下している農山漁村において、地域ならではの素材、資源を発掘・評価し、商品づくりを進め、地域活性化の拠点である直売所の魅力アップを図り、地域の元気づくりを推進する。
L				

分		平成19年度	平成20年度	
類	事 業 名	当初予算額	当初予算額	説明
e E	農林水産物ブランド化推進事業《農政企画課》	32, 804	30, 886	【産業の振興と交流の推進関連】 農林水産物のブランド化を推進するため、取組方針に基づき、首都圏では岡山屋に加えて新たにプロモーションを実施するほか、海外では東アジア等での販路拡大対策やPRなどの取組により、攻めの農政を積極的に展開する。
Е	農林水産業強化対策費 《農政企画課》	570, 337	570, 141	市町村等が実施する時代のニーズに適合したソフト的事業に対して支援する。
E	日本一の「おかやま黒ま め」ブランド強化事業 《生産流通課》	0	10, 900	【産業の振興と交流の推進関連】 作付面積・生産量ともに日本一を誇る本県産黒大豆について、省力化機械の導入による枝豆の生産拡大に取り組むとともに、シンボルマークの作成など日本一の「おかやま黒まめ」ブランドとして全国に情報発信を行う。
E	くだもの王国おかやま確立 事業 《生産流通課》	151, 945	154, 157	【産業の振興と交流の推進関連】 くだもの王国おかやまを多彩で個性豊かに発展させるため、次世代フルーツとして「おかやま夢白桃」「オーロラブラック」の生産拡大を進めるとともに、白桃、マスカット、ピオーネなど岡山を代表する高品質くだもののさらなるブランド化と需要拡大を推進する。
E	水田を活用!高品質畜産物 生産対策事業 《畜産課》	0	7, 658	【産業の振興と交流の推進関連】 県南の豊富な水田資源を活用して生産した良質な粗飼料を 県北へ供給する体制を確立し、高品質な畜産物の生産を推 進する。
E	海の幸ブランド化推進事業 《水産課》	0	6, 009	【産業の振興と交流の推進関連】 三大河川からの豊富な栄養塩に恵まれ岡山の海で育つノリ の品質向上やブランド化を推進し、また、新たな特産品と してのハマグリの資源回復に努める。
Е	農林水産業基盤整備費	0	98, 554	市町村が実施する公共事業の中で、重点支援項目に資する 整備内容に対して支援する。
C	低コスト森林整備促進事業《林政課》	7, 000	15, 500	【産業の振興と交流の推進関連】 森林施業の生産性及び収益性の向上を図るため、施業区域 の団地化・集約化を進め、規模の拡大を図り、県産材の安 定供給体制づくりを行うとともに、担い手の確保・育成、 美作材の生産振興を図る。
	<戦略プログラム: 就労っ	プログラム>		
E	地域若者サポートステーション連携事業 《労政・雇用対策課》	0	9, 064	【多様な機会を提供する社会づくり】 若年無業者(ニート)の職業的自立を支援するため、国と 連携し、予防発見のための出張出前講座、各種セミナー、 自宅訪問支援及び体験型セミナー等を実施する。

分	事 業 名	平成19年度	平成20年度	説明		
類		当初予算額	当初予算額			
E	団塊世代就労支援事業 《労政・雇用対策課》	12, 432	15, 770	【多様な機会を提供する社会づくり】 今後順次に退職を迎える団塊世代の持つ優れた技術・技能 等を県内産業の活性化に結びつけるため、県南・県北で就 職面接会を開催し、県内企業とのマッチングを図るととも に、団塊世代等に対するフォローアップ調査を実施する。		
	<戦略プログラム: 交通	基盤プログラム>				
С	空港整備費 《航空企画推進課》	0	562, 000	岡山空港における滑走路及び誘導路の舗装改良に要する経 費		
	<戦略プログラム: ユビキ	・ ・タス実感プログ・	ラム>			
E	情報システム最適化事業 《情報政策課》	0	29, 914	情報システム運用の見直しや大型汎用機のダウンサイジング等を内容とする情報システムの再構築に向けた具体的な取組計画、システム調達のためのガイドライン等の策定、システム評価の導入等により、情報システム全体の最適化を進め、効率的な電子県庁を目指す。		
E	"おかやま晴れの国ぐらし"魅力発信事業 《地域振興課》	0		【まちづくり・むらづくり】 関西圏に居住する都市住民に対して岡山県の魅力を発信するため、交流・定住フェア、交流・体験モデルツアーの実施、PR用映像ツールの作成などにより、交流の活発化、ひいては二地域居住や定住に結びつけ、中山間地域の活性化を図る。		
E	ふるさと回帰促進事業 【地域間交流促進モデル事 業】 《地域振興課》	5, 500	6, 415	【まちづくり・むらづくり】 過疎化・高齢化が進展する中山間地域の活性化のため、県 民局単位でワーキンググループを設置し、地域資源を活用 した都市住民との交流・体験メニュー策定や受入体制の整 備を行う。また、市町村と住民が協働で行うモデル的・先 導的な取組への支援等を実施する。		
E	中山間地域等特別支援事業 《地域振興課、 交通対策課、 農政企画課、 監理課》	0	1, 000, 000	【まちづくり・むらづくり】 限界集落問題などの課題を有する中山間地域の活性化を図るため、集落機能の再編・強化のためのモデル事業や地域に適した交通手段の導入、地域の創意工夫を生かした活性化の取組を支援するとともに、地域住民の生活・交流基盤の整備を進め、ソフト・ハードの両面から重点的・効果的に施策を推進する。		
E	おかやま農村里地サポート事業《農村振興課》	0	2, 687	【まちづくり・むらづくり】 担い手不足や高齢化が著しく支援を求める農村集落と里地 に関心のある都市住民との仲介調整機能を持つ「里地サポート組織」を公募・選定し、市町村と連携しながら里地支 援活動を推進する。		

分	事 業 名	平成19年度		説明
類		当初予算額	当初予算額	
	おかやまグリーン・ツーリ ズム応援事業 《農村振興課》	2, 150	1, 978	【まちづくり・むらづくり】 ゆとりある生活や自然を求める動きが強まっているため、 グリーン・ツーリズムの実践者と参加者からなるネットワークを構築し、実践指導者の育成や会員相互の交流や情報 交換等を図る。
	<戦略プログラム: 国際	' 'ヒプログラム>		
● E	中国市場開拓瀬戸内連携事業 《産業企画課》	0	6, 043	【産業の振興と交流の推進関連】 中国市場において販路開拓、拡大を目指す県内企業を支援 するため、瀬戸内海を共有資源として持つ各県が連携し て、中国で県産品展示商談会を合同開催する。
			•	
				,
	,	. ·		

_			
事業名	平成19年度	平成20年度	説明
7 1	当初予算額	当初予算額	91
4. 中四国州推進プロジェクト 道州制・中四国州構想推進 事業 《政策審議監》	13, 072	12, 520	【地方分権型行政システムの確立】 道州制の導入と中四国州の実現に向けて、シンポジウム・ 講演会等を通じて、積極的な情報発信を行うとともに、大 学等の研究機関と連携した調査研究を進める。また、様々 な媒体を活用した広報活動や、中四国州構想の理解者・応 援者となる「中四国州倶楽部(仮称)」を設置する。
コンベンション誘致・開催 "拠点力"強化事業 《企画振興課》	0	6, 948	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 国際会議や全国大会等の誘致・開催の拡大・促進に向けて、産・学・官・民が一体となった推進協議会を設置し、啓発資材やキーパーソンへの働きかけ、国際ミーティング・エキスポへの参加など、県を挙げての取組をより一層強力に推進し、中四国における本県の拠点性の更なる向上を図る。
瀬戸大橋開通20周年記念事業 《監理課》	2, 027	69, 541	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 開通20周年記念事業を実施することにより、瀬戸大橋の 利用促進とともに、人・物・情報の交流促進、中四国の一 体感の醸成及び岡山県からの情報発信を図る。 ・オープニングイベント ・橋上イベント(マラソン、ジョギング) ・スプリングイベント等
5. 夢づくり県政の推進等	'	'	·
首都圏イメージアップ事業《公聴広報課》	0	53, 697	【岡山からの情報発信と拠点性の向上】 岡山県の認知度・好感度を高めるため、首都圏においてJ R山手線の広告電車等複数の媒体で「くだもの王国おかや ま」など本県の魅力をアピールし、観光客誘致や農産物の 販売促進、企業誘致等に結びつけるとともに、情報発信等 を行う拠点のあり方について検討を行う。
	4. 中四国州推進プロジェクト 道州制・中四国州構想推進事業 《政策審議監》 コンベンション誘致・開催 "拠点力"強化事振興課》 瀬戸大橋開通20周年記念事業 《監理課》	事業名 当初予算額 4.中四国州推進プロジェクト 道州制・中四国州構想推進 (政策審議監》 コンベンション誘致・開催 "拠点力"強化事業 《企画振興課》 瀬戸大橋開通20周年記念 事業 《監理課》 5.夢づくり県政の推進等 首都圏イメージアップ事業	当初予算額 4. 中四国州推進プロジェクト 道州制・中四国州構想推進 事業 《政策審議監》 コンベンション誘致・開催 "拠点力"強化事業 《企画振興課》 経理課》 5. 夢づくり県政の推進等 首都圏イメージアップ事業 の 53,697

分		平成19年度	平成20年度	
	事 業 名			説明
類		当初宁昇額	当初予算額	
	〇 その他			
Е	岡山県職員住宅購入 《人事課》			地方職員共済組合の投資不動産資金で建設する職員寮及び 公舎建設費の償還に要する経費
	[債務負担行為]	[期 間]	[限度額]	
		平成21年度 ~36年度		社合岡山県支部が767,406千円を限度として借り入れる投資不 登金及び利息相当額等の合計額
Е	地方公営企業等金融機構出 資金 《財政課》	0	141, 000	公営企業金融公庫の後継組織として設立される地方公営企 業等金融機構への出資金
	県知事選挙執行費 県知事選挙臨時啓発費 《市町村課》	0	870, 444	県知事選挙(20年11月11日任期満了)に要する経費
Е	岡山県市町村合併支援特別 交付金 《市町村課》	2, 380, 000	2, 380, 000	合併に際して発生する臨時的な経費に対する特別交付金 (17市町)
A	児童手当費 《子育て支援課》	3, 621, 825	3, 950, 474	児童手当法に基づき市町村が児童手当を支給するのに必要 な費用の県負担に要する経費
A	児童保護費 《子育で支援課》	5, 720, 168	5, 127, 182	要保護児童について心身とも健全な育成を図るため、その保護措置に要する経費
A	老人医療費 《長寿社会対策課》	15, 231, 863	1, 280, 511	老人保健法に基づき市町村が行う医療給付事業に要する経 費
A	後期高齢者医療費 《長寿社会対策課》	0	16, 716, 697	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、岡山県後期高 齢者医療広域連合が行う医療給付、保険料軽減等に要する 経費
A	一 岡山県後期高齢者医療財政 安定化基金積立金 《長寿社会対策課》	0	428, 789	岡山県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図り、一 般会計からの安易な繰入を回避させることを目的とした財 政安定化基金を県に設置する。
A	介護給付費負担金 《長寿社会対策課》	17, 658, 138	18, 011, 676	介護保険法に基づき介護給付及び地域支援事業に必要な費 用の県負担に要する経費
A	国民健康保険費 《長寿社会対策課》	12, 960, 930	12, 131, 532	国民健康保険制度の運営の安定を図るために要する経費
D	博物館UD化推進事業 《文化財課》	0	52, 841	本県のユニバーサルデザイン推進指針に基づき県立博物館のUD化を図るためエレベーターを整備する。
E .	総務事務システム整備事業 《会計課》	0	177, 199	民間委託推進計画に基づき、人事管理、給与、旅費等の総 務事務について全庁的な集中処理を行う総務事務システム を整備し、総務事務に係るコスト削減・効率化を図る。



平成20年度 当初予算のあらまし

岡 山 県 (平成20年2月)

◆目次

一般会計当初予算の規模	1
予算編成の基本方針	. 1
当初予算額の推移	1
歳出予算の概要	2
歳入予算の概要 ①歳入予算の内訳 ②歳入予算の推移 ③県税の推移 ④県税・地方交付税等の推移	4
県民1人あたりの歳出・歳入予算	6
行財政改革への取組	7
収支の状況と財政見通し	8
財政指標の推移	10
平成20年度の主な事業	11
おかやま夢づくりカレンダー	28



一般会計当初予算の規模

一般会計 約6,839億円(対前年度比▲103億円、▲1.5%)

特別会計 約2,740億円(対前年比+113億円、+4.3%)

企業会計 約 128億円(対前年比 ▲20億円▲13.8%)

※「一般会計」と「特別会計」

一般会計とは、県の基本的な経費を経理する会計で、会計の中心をなすものです。また、特別会計とは、特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区別して経理をするための会計で、岡山県では母子寡婦福祉資金貸付金特別会計や後楽園特別会計など全部で18の特別会計があります。



予算編成の基本方針

▶「快適生活県おかやま」の実現

事業の選択と集中をより一層加速させ、本県の発展にとって必要性・緊急性の高い施策は積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現します。

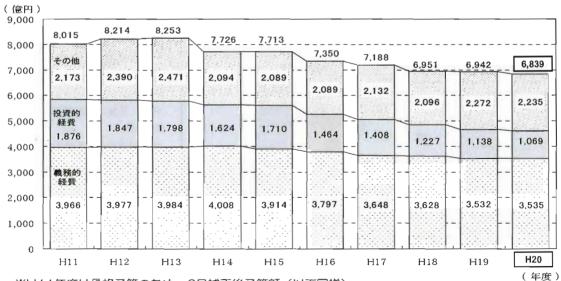
▶行財政改革の着実な実施

厳しい財政状況を踏まえ、改訂第3次行財政改革大綱(平成17年12月策定)に基づき、着実な歳出の削減に取り組みます。



当初予算額の推移

▶一般会計当初予算は、平成14年度以降、7年連続の減となっています。



※H11年度は骨格予算のため、6月補正後予算額(以下同様)

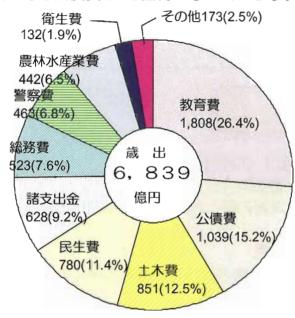


歳出予算の概要

①歳出予算の内訳

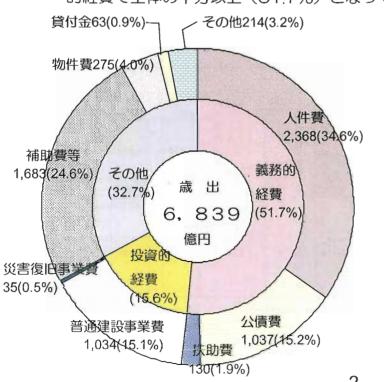
[目的別] (経費を教育関係や民生関係などのように行政目的に応じて区分するもの)

▶目的別の内訳では、教育費が26.4%と最も高い割合となっており、次に県の借金の返済 に係る経費である公債費が152%となっています。



[性質別] (経費を経済的機能によって区分するもの)

▶性質別の内訳では、人件費が34.6%と最も多く、これに公債費、扶助費をあわせた義務 的経費で全体の半分以上(51.7%)となっています。



~用語の説明~

《人件費》

県職員の給与等に要する経費です。

※県全体の職員数 25,758人 (H19.4.1現在) 知事部局等 4,759人 教育委員会 17,079人 警察本部 3.920人

《公債費》

県債(借金)の返済に要する経費です。

《扶助費》

生活保護や児童扶養手当など、社会保障の一環として、児童、高齢者、生活困窮の人などを援助するための経費です。

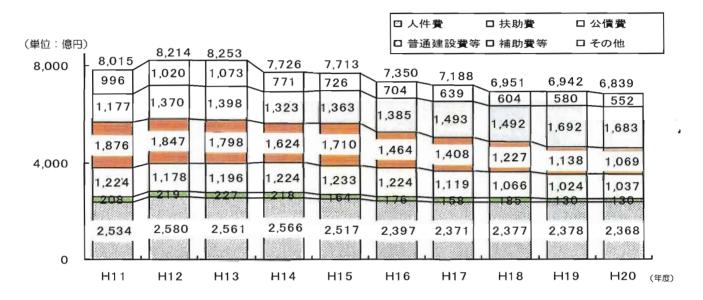
市町村や個人、団体に対する負担金、補助及び交付金などの経費です。社会保障関係の経費も市町村への負担金等はこちらに含まれます。

《物件費》

光熱水費、旅費、賃金、備品購入費などの経費です。

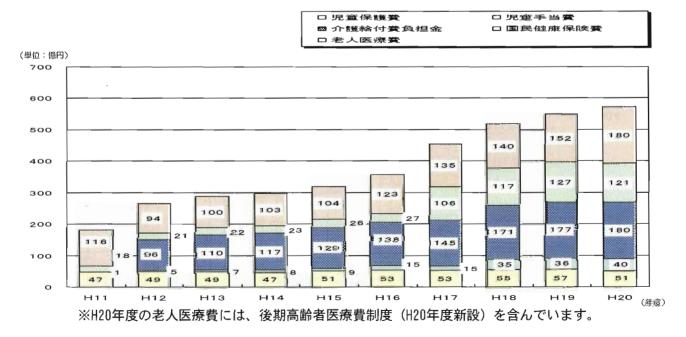
②歳出予算の推移

- ▶行財政改革に取り組む中で、普通建設事業費等が減少する一方、社会保障関係経費の増により、補助費等が増加しています。
- ▶人件費は、定員削減等により職員給与は減少していますが、退職者の増により、ほぼ横ばいです。



(参考)主な社会保障関係経費の推移

▶予算全体としては減少傾向にある中で、社会保障関係経費は、医療費の増等により、ここ数年で大きく増加しています。

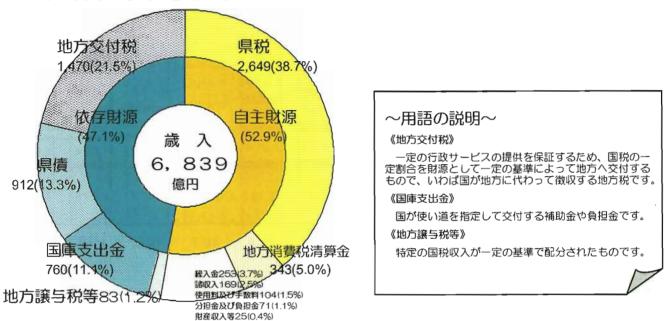




歳入予算の概要

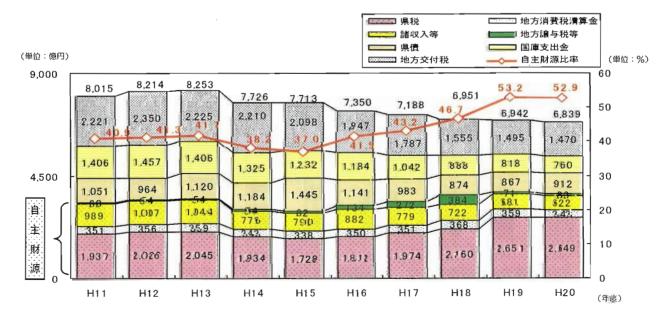
①歳入予算の内訳

- ▶歳入の中では、県税が最も高い割合(38.7%)となっており、次に地方交付税(21.5%)となっています。
- ▶県が自主的に収入できる自主財源が52.9%と、国からの補助金のように使途が決まっている依存財源より高い割合となっています。



②歳入予算の推移

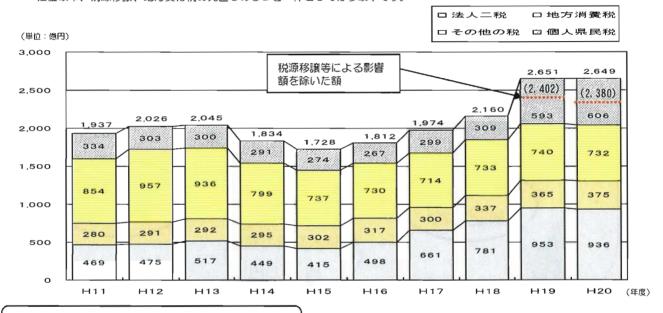
▶景気の回復と税源移譲による県税収入の増加に伴い自主財源比率は平成15年度から増加傾向となり、平成19年度からは50%を超えています。



③県税の推移

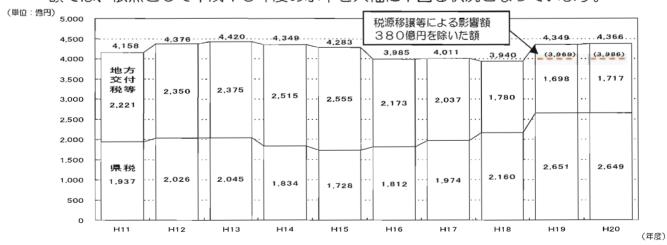
- ▶県税収入は、ここ数年次のような要因により増加してきました。
 - ・景気の回復による法人二税(法人事業税、法人県民税)の増
 - ・三位一体の改革による国税(所得税)から地方税(住民税)への税源移譲(日19年度)
- ▶平成20年度の税収は、企業の景況感が原油・原材料の高騰の影響を受けて鈍化しているとなどを踏まえ、平成19年度とほぼ同程度を見込んでいます。

※三位一体の改革とは、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革です。



④県税・地方交付税等の推移

- ▶一般財源の主な項目である県税と地方交付税等をあわせた額は、前年度と比べ微増となっています。
- ▶しかし、平成16年度に国の一方的な地方交付税の削減により約300億円減少しており、今回もその後の抑制傾向自体は変わっておらず、税源移譲の影響を除いた実質的な額では、依然として平成15年度の水準を大幅に下回る状況となっています。

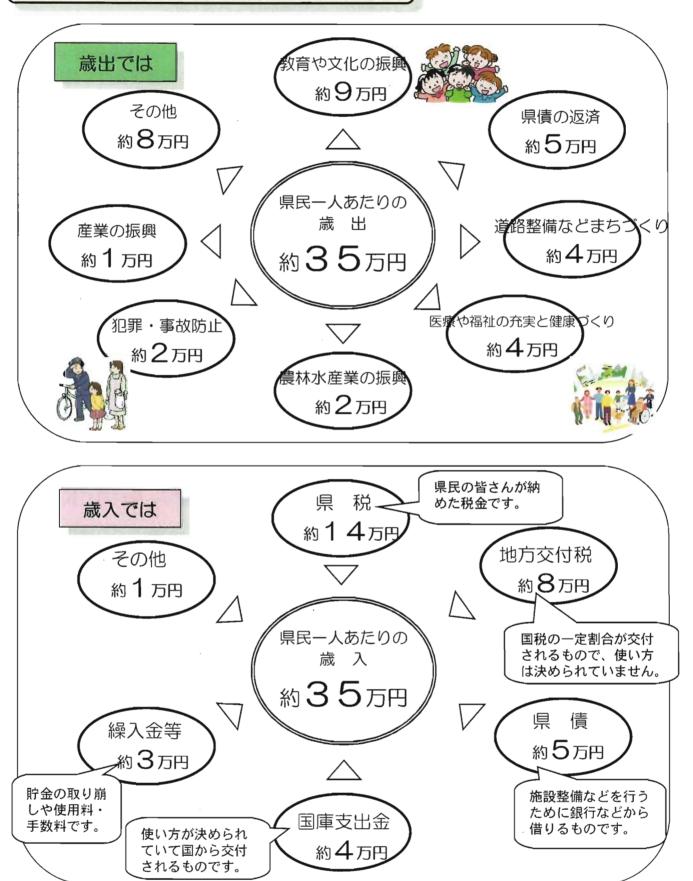


※地方交付税等:地方交付税+臨時財政対策債

※三位一体の改革による税源移譲による制度改正の影響等により、H19に県税・地方交付税等が 約380億円増加しているが、これは歳出の増に合わせたものであり、実質的な増にはつながって いない。 5



県民1人当たりの歳出・歳入予算

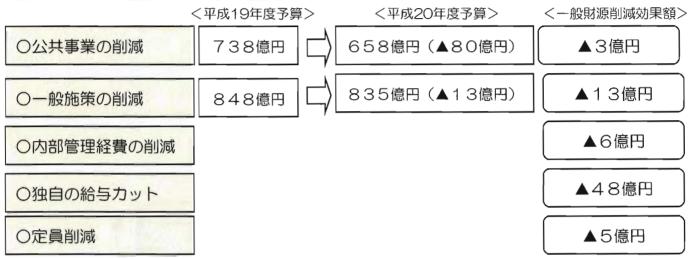




行財政改革への取組

▶平成17年12月に策定した改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、着実な行財政改革を 推進しています。

平成20年度予算における歳出削減の取組



<一般財源削減効果額 計 ▲75億円>

<参考>改訂第3次岡山県行財政改革大綱(推進期間:平成16~21年度)の内容

□推進期間:H16年度~21年度

□総定員の見直し:5年間(H17.4.1~H22.4.1)で1,400人(5.6%)程度削減

口公共事業にかかる地方負担額の削減:16~18年度までの3年間で15年度当初予算比30%程度削減

19~21年度までの3年間で18年度当初予算比30%程度削減

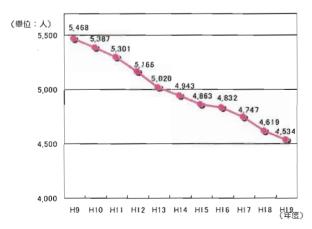
□一般行政施策費の削減:16~18年度までの3年間で15年度当初予算比10%程度削減

19~21年度までの3年間で18年度当初予算比10%程度削減

口人件費の削減: H16~21年度の6年間、給料、期末・勤勉手当を一般の職員2.8%~部長・次長級6.0%

の平均3%の独自の給与カット等による人件費の削減

◆これまでの行革の取組状況定員の推移(一般行政職)



(単位:億円) 公共事業費の削減



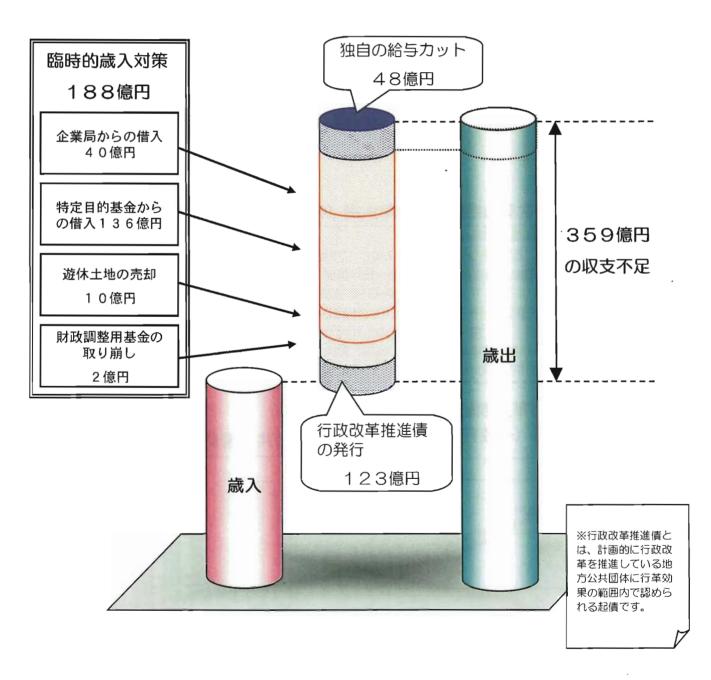
また、交付金事業は単独事業に分類している。



収支の状況と財政見通し

①平成20年度における収支の状況

▶平成20年度予算においては、通常ベースの歳出歳入では、359億円の収支不足(歳出超)の状況にあり、行政改革推進債(※)の発行や独自の給与カットを行った上で、なお不足する額については、特定目的基金や企業局からの借入等の臨時的な歳入対策を行うことにより、予算を編成しています。



②当面の財政見通し

▶平成20年度当初予算をベースに、歳出の見直しや国による名目経済成長率の見通し等 を踏まえて21年度以降の収支を試算すると、次の表のとおりです。

(単位:億円)

	_			
		H 2 0	H 2 1	H 2 2
歳入歳出差引収支	Α	△359	△294	△277
独自の給与カット効果額	В	48	48	
行革推進債発行効果額	С	123	109	109
A + B + C		△188	- △137	△168

平成21年度以降の見通しでは、収支不足額は、21年度には294億円、22年度には277億円と、縮小の傾向にあるものの、引き続きに大きな額が見込まれています。

○試算の主な前提条件

次の前提条件で試算した上で、改訂第3次行財政改革大綱による効果額及び岡山市の政令市移行に伴う影響額 (県市連絡会議(H19.11)における試算額)を反映。

【歳入】

県税: H2O当初予算をベースに、名目経済成長率に弾性値(1.1)を乗じた伸率で試算。制度改正を加味

名目経済成長率 H2O:2.1%,H21:2.5%(参考:日本経済の進路と戦略(内閣府参考試算))

地方交付税:H2O当初予算をベースに試算

【歳出】

人件費:給与改定率O.5%、平均昇給率O.3%

公債費: 新規借入利率2.0%

扶助費:H2O当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

普通建設事業費:H20当初予算と同額で試算、ただし県庁耐震改修、防災情報ネットワーク等は個別に積算

補助費等:介護保険等は、H2O当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

▶【参考】名目経済成長率をO%とした場合の試算

(単位:億円)

	H 2 0	H 2 1	H 2 2
歳入歳出差引収支	△359	△304	△298

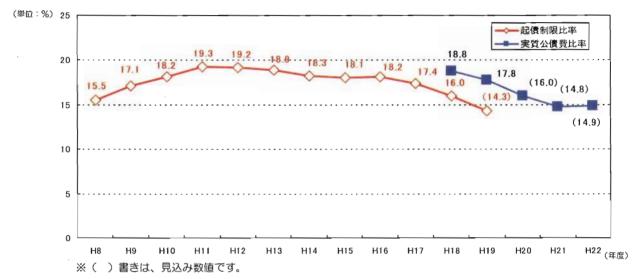
名目経済成長率を0%とした場合には、税収が伸びないこととなり、収支が幾分 悪化することになります。



財政指標の推移

①実質公債費比率・起債制限比率の推移

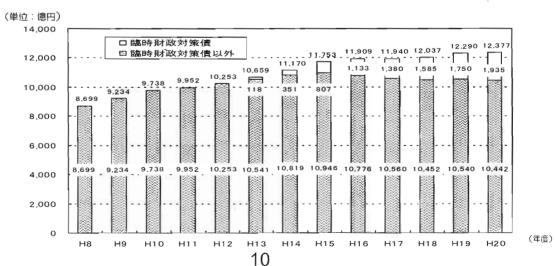
▶公債費の負担を表す指標は、これまでの行革の取組で起債を抑制してきた効果により 改善傾向にあります。



※「実質公債費比率」とは、公債費による実質的な財政負担の程度を示す指標です。実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債を発行するためには、国の許可が必要になり、また、25%以上の団体については、 比率の区分に応じて、借金を行うことに制限を受けます。

②県債残高の推移

- ▶平成20年度末の県債残高は1兆2,377億円と見込まれており、県民1人当たりでは約63万円となります。
- ▶平成19年度末の見込みより増加する見込みとなっていますが、このうち臨時財政対策 債は地方交付税の振替として発行されるもので、後年度地方交付税により全額措置され るものであり、この臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高のベースでは、前年度 に比べ減少しています。





一平成20年度の主な事業



「新おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、 平成20年度における県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして策定した 「平成20年度政策重点指針」に基づいて、必要性や緊急性の高い施策に重点的に取り組 みます。

(う	ち重点化事業)
56億円	(15億円)
37億円	(7億円)
19億円	(8億円)
431億円	(95億円)
115億円	(9億円)
287億円	(82億円)
29億円	(4億円)
83億円	(10億円)
61億円	(7億円)
18億円	(3億円)
4億円	(5千万円)
1千万円	(1千万円)
5億円	(4千万円)
り110億円	(10億円)
65億円	(10億円)
	56億円 37億円 19億円 431億円 287億円 29億円 83億円 61億円 18億円 4億円 1千万円 5億円

<計750億円> (計140億円)

子どもを生み育てる環境づくりと人づくり



子育て家庭の不安を解消します。

37億円

城充 安全で安心な妊娠・出産支援 [1,128万円]

妊産婦に充実した医療・保健サービスを提供するこ とにより、安心して子どもを生み育てることができ る環境づくりを推進します。

◎奸婦にやさしい環境づくり事業

・月間の設定(年2回)とマタニティマークの周知 (マタニティマーク)



◎産科オープン病院の整備【新】

・妊婦健診は地域の産科医で受け、出産は産科オープ ン病院として県が選定した総合病院でできるシステ

ムを整備

県北、県南に 1か所づつ整 備します。

○周産期医療体制の継続実施

・リスクのある妊婦が安全に出産できるよう、高度な 医療が提供できる総合周産期母子医療センターの運 営支援等

> 県東部は、国立病院機構 岡山医療センター、県西 部は、倉敷中央病院が総 合周産期母子医療セン ターとなっています

(新規) 【新】 …H20年度の新規事業



……H20年度に内容を拡充す る事業

継続

……継続して実施する事業

城充 子育て応援事業 放課後子ども教室推進事業

[6億2,826万円]

地域、企業等との協働により、子どもを健やかに生 み育てる環境の整備を促進します。

- ◎第3次岡山いきいき子どもプラン(仮称)の策定【新】
 - ・期間はH22~26を予定
- ◎「ももっこカード」の普及促進や「おかやま子育て応援 宣言企業」の登録推進
 - 「ももっこカード」の発行状況 H19 83,000枚 → H20 170,000枚
 - 「子育て応援宣言企業」の登録【新】 一定の要件を満たした企業への奨励金(10万円)の 支給
- ◎ひとり親家庭支援センター(岡山総合福祉会館内)の設 置【新】
 - ・母子家庭の自立促進や父子家庭からの相談等に対応
- ◎地域子育て支援拠点やももっこ広場の設置促進
 - ・子育て相談や親子の交流促進など
- ◎「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」の設置促進 原則として全ての小学校区において、地域の方々の参 画を得て学校の余裕教室や公民館などで実施

H19 268か所 → H20 313か所



特曲口

- 料金を割引してくれる。
- ・ポイントを加算してくれる。
- ・景品をプレゼントしてくれる。
- などのお店があります。

城充 発達障害児 (者) 総合支援事業 [3,302万円]

発達障害児の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができる体制を整備します。

- ◎子どもの心の診療拠点病院の整備【新】
- ◎発達障害者支援センター支所の新設【新】
 - ・発達障害者やその家族を支援する発達障害者支援センターの支所を県北に設置

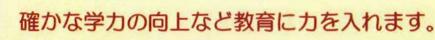


- ◎保育所における軽度発達障害児への支援力の強化
- ◎発達障害者支援体制の整備
 - ・各ライフステージにおいて切れ目なく継続した支援ができる体制づくりを進め、支援コーディネーターの設置を支援
- 継続 乳幼児医療対策費………………義務教育就学前までの乳幼児の医療費の一部を負 (10億2,767万円) 担します。
- 機続 母子医療対策費 (2億896万円) ……小児の慢性疾患や未熟児等の医療費の一部を負担します。
- 継続ひとり親家庭等福祉対策費……ひとり親家庭等の医療費の一部を負担します。 (2億98万円)
- 継続特別保育事業費(1億1,128万円) ……多様な保育需要に対応した事業に要する費用の一部を負担します。

その他の子育て関連事業



- 継続 児童保護費 (51億2,477万円) ・・・・・・ 児童養護施設や障害児施設において、児童の保護、 指導等を行います。
- (継続) 児童手当費 (39億5,048万円) ・・・・・・ 小学校6年生修了までの児童を養育する父母等に児童手当を支給します。
- (継続) 児童保育費 (9億6, 209万円) …… 私立保育所の運営費の一部を負担します。
- 継続 児童扶養手当費 (3億4, 290万円) … 父親がいない児童等を養育する母親等に児童扶養手当を支給します。



新規 岡山県学力向上アクションプラン

[1,734万円]

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中・ 高等学校において学力向上施策の実施と検証を行い ます。

- ◎岡山県学力向上検討委員会の設置
- ◎小・中学校の授業改革の支援
- ・授業力のある教員を授業改革協力員 として指定

国、算、数、 英の科目で 100人程度を 委嘱します。

- ・小規模校に算数・数学アドバイザーとして教員OB(15人)を派遣
- ◎高等学校の授業力向上の支援
 - ・大学教官、他県スーパー ティーチャー等を招いて、 教員による研究会の実施



新規特別支援学校教育体制整備事業

[2億945万円]

特別支援学校の児童生徒数の増加や職業自立のニーズに対応するため、高等部単独の特別支援学校を岡山・倉敷地域に新設します。

(岡山地域)

場所 岡山高等技術専門校跡(岡山市瀬戸町)

規模 120人 (1 学年40人)

時期 H21年開校

(倉敷地域)

場所 倉敷市立第五福田小学校東校地(倉敷市水島)

規模 72人 (1 学年24人)

時期 H22年開校

高等部単独の特別 支援学校は中四国 初です。

拡充 確かな学力向上推進事業

[3億5, 324万円]

学力の向上を図るため、指導体制の充実や教員の指導力の向上等に取り組みます。

- ◎小1グッドスタートの支援
 - ・小学校1年生で1クラス30人以上の学級に教育支援員を配置 20调→26调に拡大

- ◎アクティブハイスクール支援
 - ・学力向上と進路希望の実現に取り組む高等学校を 支援
- ◎高校エキスパート活用事業
 - ・専門的な技術を有する外部講師による授業の実施

拡充 教育相談体制等推進事業

[2億1,115万円]

不登校や問題行動へ適切に対処するため、子どもたちの悩みや不安を受け止める相談体制等の一層の充実を図ります。

- ◎心の専門家の派遣
 - ・全県立高校(56校)に臨床心理士などを派遣【新】
- ◎スクールカウンセラーの配置
 - ・臨床心理士などの専門家を全公立中学校、公立小学校(10校)に配置【新】
- ◎スクールサポーターの配置
- ・教員OBなどを小学校20校、中学校139校に配置
- ◎教育相談員の配置
 - ・県青少年総合相談センター及び倉敷、高梁、

津山教育相談室に教育相談員を配置し

悩みの相談へ対応



新たに、23時~ 翌朝8:30を加え 24時間電話で相 談を受け付けま す

◎不登校対策のための教員派遣(中学校)

継続

誕生寺養護学校校舎整備事業

(6億1,927万円)

・・・・・・ プレハブで対応している肢体不自由棟の新築 や既存建物の改築と併せて、施設全体の耐震 化を行います。

(新規)

(4.091万円)

きめ細かな教育の充実事業 ……… 小中学校の少人数指導や特別支援学校におけ るセンター的機能の充実のために非常勤講師 を配置します。

その他の教育関連事業

継続 私学助成費(79億4、894万円)・・・・・・・・・・私立学校の振興を図るための各種補助事業を 行います。

(継続) 県立高等学校等管理運営費 ……………県立中学校及び全日制・定時制・通信制の高 (24億5, 311万円)

等学校、特別支援学校等の管理・運営を行い ます。

整備を行います。

(9億7, 452万円)

安全で安心して暮らせる地域社会づくり Ш



だれもが安全で安心して暮らせるようにします。

115億円

(拡充) 県民総ぐるみによる犯罪のない 安全・安心 岡山県づくり推進 事業 [1,349万円]

行政や地域団体、ボランティア、NPO、事業所な どとの協働により、県民総ぐるみの安全・安心まち づくりを推進します。

- ◎情報紙「安全・安心通信(仮称)」の創刊 (新)
 - ·年4回、1万部発行
- ◎県内一斉「犯罪ゼロの日」の実施【新】
 - ・毎月1回、第2金曜日を設定
- ◎大学生による自主活動団体の支援(10団体) 【新】
- ◎自主活動団体の支援
 - ・H20までに県内全小学校区(430団体)の立ち上げ





(継続) 学校等における子どもの安全対

策等支援事業

[1億1,533万円]

通学路等における児童生徒の安全確保対策等を強化 するため、引き続き、県下22警察署に26人の警 察スクールサポーター(非常勤職員)を配置します。

◎青色回転灯を装備した専用車両(26台)を整備し、 街頭活動等を強化・充実【新】





医師確保総合対策事業

[1億605万円]

医師が不足している地域や診療科について、医師の 緊急的な確保を図り、県民が、いつでも、どこに住 んでいても安心して医療が受けられる体制を構築し ます。

- ◎医師派遣体制の構築
 - ・医師確保が困難な県北地域等の病院に県南の病院 から医師を派遣
- ◎医学部地域枠医師養成緊急確保
 - ・県内の大学医学部に地域枠の入学定員を設定し、 卒業後に県が定める地域や診療科に医師として配 置する制度の創設
- ◎医師の再就職促進
 - ・出産や育児等により離職した女性医師等の再就職 を促進
- ◎臨床研修医の県内定着
- ◎小児救急医療拠点病院整備
 - ・小児救急医療の確保が困難な地域において、広域 で患者を受け入れる体制整備



(新規) 特定検診等医療費適正化推進

「2億320万円]

医療保険者による特定健診・保健指導が20年度から 始まりますが、その効果的な実施を支援し、県民の 健康の保持増進を図り医療費の適正化を推進します。

- ◎後期高齢者医療広域連合が実施する健診等の保健事 業の支援
- ◎市町村が実施する健康増進事業、国保組合が実施す る特定健診や保健指導の支援
 - ・特定健診の成果に応じた支援とし、受診率向上の 促進

新規 障害者就労促進・就業自立支援事業 [2,300万円]

障害者の地域生活と自立の促進を推進するため、一般就労を促進するとともに、授産施設等における工賃倍増計 画を推進します。

◎工賃倍増の支援

- ・工賃倍増5か年計画に基づく、工賃水準の引き上げ。現状11,000円 → 34,000円(H23までに)
- ◎就労支援員の資質向上
- ◎岡山県障害福祉計画(第||期計画)の策定



|重度心身障害者医療費特別措置費…重度心身障害者(児)の医療費の一部を負担します。 (10億4,075万円)

交通安全施設整備費 ………歩道の整備や、交差点の改良を行い、交通事故から 県民を守ります。 (13億5,000万円)

緊急道路環境整備事業費 …………低騒音舗装や、バス停改良等を行い、安全で快適な 道路及びその周辺の環境整備を行います。 (3億7,500万円)

その他の医療・福祉関係事業

) 介護給付費負担金……………… 介護の必要な人が、その状況に応じ必要な介護サー ビスを、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に受 (180億1, 168万円) けられるよう、介護給付等に必要な費用を負担しま

後期高齢者医療費……………後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療給付や保 険料軽減等の経費を負担します。 (167億1,670万円)

国民健康保険費(121億3, 154万円)・・・市町村が運営する国民健康保険制度の被保険者に 継続 係る医療給付や保険料軽減等の経費を負担します。

自立支援給付費 (35億1, 195万円) … 障害者及び障害児が能力及び適性に応じて、自立 継続 した日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、必要な福祉サービスに係る給付などの支援を 行います。

特定疾患対策費 (18億5, 787万円) …難病患者の生活の質の向上を図るため、医療費の 継続 公費負担や在宅療養の支援等を行います。



災害に強い社会づくりや危機管理体制の整備を進めます。287億円

(新規)消防防災ヘリコプター整備事業

「18億1,634万円]

地震等の大規模災害時での被害状況の把握や孤立住 民の救助など、消防防災活動で大きな役割を担うこ とができる消防防災へリコプターを導入して、防災 カの一層の強化を図ります。



- ・山林火災の空中消火
- ・遭難事故の捜索・救助
- ・交通不便地域からの急患者の搬送
- ・地震、台風、豪雨時の応急活動 などに活躍します。



おかやまの消防団 マスコット「団吉」

継続警察署耐震改修工事

[2億2,552万円]

平成25年度末を目途に、防災拠点(災害警備本 部)となる警察署の耐震改修工事を実施します。

◎実施箇所 備前警察署

(新規)

防災・危機管理体制強化事業

[2,607万円]

自然災害や大規模事故などが発生したときに、直ち に応急対応ができるよう体制を強化します。

- ◎24時間即時対応体制
 - ・夜間、休日に危機管理の要員を県庁集中配備室に 常時配置
- ◎近隣待機体制
 - ・県庁近隣での防災担当課管理職員の待機



(新規) 道路施設長寿命化対策事業

[8,800万円]

県管理の橋りょうの点検を実施し、適切な補修、補 強等を行うことにより、施設の長寿命化を図りなが ら、道路交通の安全・安心を確保します。

◎総点検橋りょう数

約1,100橋 (H19~21)

◎補修等実施予定橋りょう数 27橋程度 (H20~22)

(うちH20予定橋りょう数 7橋程度)



継続学校施設等の耐震化

[27億6, 460万円]

児童生徒等が一日の大半を過ごす学校や大勢の人が 利用する社会教育施設の安全・安心の確保、また、 災害発生時における地域防災拠点となる学校等の耐 震化を進めています。

◎耐震補強工事(25.4億円)

実施設計に基づき、建物の耐震性能を向上させる耐震 補強工事を行います。

16校(和気閑谷高、津山東高、岡山操山高、東岡山 工業高、岡山御津高、岡山大安寺高、笠岡高、 岡山盲、新見高、高梁城南高、林野高、井原 高、笠岡商業高、水島工業高、津山工業高、 岡山工業高)

◎耐震診断 (5.130万円)

地震により既存の建物に倒壊の恐れがあるかないかを 調査・診断し、補強工事の必要性の判断や、工事が必 要な場合の優先度を決めます。(18校)

◎実施設計(1.7億円)

耐震診断により補強工事が必要とされた施設について、 優先度が高いものから実施設計を行います。(15

校・施設) 平成23年度までに 耐震化率65%を目指します。

新規 県庁舎耐震・UD化等整備事業

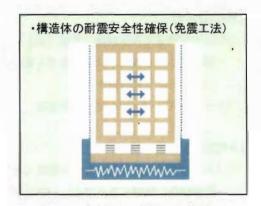
「1億1.976万円]

東南海・南海地震等の大規模地震に対応するため、 防災拠点施設となる県庁舎の耐震化整備を実施し、 総合的な防災力の基盤強化を図ります。

◎耐震改修工事の実施

- · 実施箇所 本庁舎 (本館) 面積A=19.940㎡
- · 実施期間 H20~23
- · T 法 免震工法

※今後、議会棟など順次実施予定



省エネ化・省コスト化・UD化、 バリアフリー化、緑化などにも 配慮します。

継続) 河川改修費(36億8,500万円)……

県管理の一級河川及び二級河川の堤防・護岸等の 改良を行います。

防災情報ネットワーク高度化事業 … 災害に強い高度な防災ネットワークを構築すると 継続 ともに、総合防災情報システムにより防災情報を (30億9,767万円) 提供します。(平成21年3月整備完了予定)

継続) 事業(10億円)

安全・安心おかやま地域防災力強化・・安全・安心な地域づくりを実現するため、ハード 面から災害に強い県土づくりを推進し、ソフト面 でも県民の防災意識の醸成・定着を図ります。



地球温暖化防止対策を幅広く推進します。

<u> 拡充ストップ温暖化!推進事業</u>

[2, 182万円]

産業部門、事業所部門、家庭部門など、あらゆる部門で温暖化防止に向けた施策を展開します。

【産業部門】

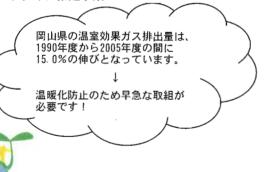
- ◎温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度【新】
 - ・県独自で事業所ごとの公表制度を創設し、事業者に よる自主的な取組を促進

【事業所部門】

- ◎中小事業所省エネ診断補助事業【新】
 - ・事業者が行う省エネ診断に要する費用の一部を補助 (1件あたり10万円を上限)
- ◎クールビズ・ウォームビズ県民運動

【家庭部門】

- ◎「みんなでエコライフ」モデル事業【新】
 - ・壁面緑化、地域ぐるみでのレジ袋削減などユニーク な取組を支援(1団体あたり10万円を上限)
- ◎アースキーパーメンバーシップ推進事業
- ◎エコドライブ推進事業



拡充 環境学習協働推進事業

[1,229万円]

県民1人ひとりが地球温暖化を自らの問題ととらえ、 身近なところでの取組が求められる中で、環境学習 を総合的、効果的に進めます。

- ◎環境学習推進プログラム(仮称)の策定【新】
- ◎協働による環境学習推進事業
 - ・NPO等との協働により環境学習を積極的に推進
- ◎環境学習出前講座の実施

移動環境学習車を 導入し、出前講座 など、地域で活躍 します。



(拡充) 森林保全再生事業

[3億5, 203万円]

森林のもつ水源かん養、県土の保全等の公益的機能を発揮させるとともに、京都議定書の森林 CO_2 吸収目標達成のため、「適切な森林経営が行われる森林」の整備に努めます。

岡山県では、「適切な森林経営が 行われる森林」の面積をH19〜24 年度の6年間に2万5千ha増加さ せることとしています。



継続 森林整備事業費(19億370万円)…

森林の有する公益的な機能を維持・増進するため に、森林や林道の整備を促進します。

海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進 Ш



新産業の創出や中小企業の競争力の強化を図ります。

61億円



「ミクロものづくり岡山」創成

「4億2.115万円]

県内の優れた精密生産技術の集積を活かしたものづ くり産業の振興のため、企業の研究開発や販路拡大 等を支援するとともに、「ミクロものづくり岡山ブ ランド戦略」に基づき重点的な育成に取り組みます。

- ◎航空機、自動車、高度医療機器、ロボットの4分野の 重点的育成【新】
 - 航空機部品の販路拡大の支援



ジャパンエアロスペース 2008 (パシフィコ横浜、 10.1~5) に出展します。

- ・次世代自動車開発に関連する技術開発の支援
- ・産業用ロボットの開発支援
- ・医療現場のニーズを踏まえた県内企業の医療機器 分野への参入支援

グリーンバイオ・プロジェクト

推准事業

[7.217万円]

再生可能な資源・エネルギーの活用を促進するため、 バイオマスプラスチック製品の開発やバイオエタ ノール製造の事業化等を進めます。

- ◎バイオマスプラスチック利用促進事業
- ・小売業者と連携し、ニーズを踏まえた製品の開発
- ◎バイオエタノール事業化推進事業
- ・本格導入に向け、バイオマス原料集積基地整備を 支援
- ○次世代エネルギー産業推進事業 (新)
- ・産学官連携の次世代エネルギー戦略会議の設置



次世代エネルギーシン ポジウムも開催します。

(拡充) メディカルテクノバレー構想推進

事業

[4,543万円]

本県医療の先進性を生かした医療産業集積を実現す るため、メディカルベンチャー企業のネットワーク 化、情報発信を進め、メディカルテクノバレー構想 の実現を図ります。

- ◎グローバル・メディカルベンチャー拠点推進事業 (新)
 - ・岡山MTO内にメディカルベンチャー・ネット(仮 称)を設け、情報発信の場を提供
- ◎メディカルテクノ研究推進事業
- ◎メディカルテクノおかやま推進事業



中国市場開拓瀬戸内連携事業 新規

[604万円]

中国市場において、販路の新規開拓や拡大を行う県 内企業を支援するため、瀬戸内海を共有の資源に持 つ香川県など瀬戸内各県と連携して、県産品展示商 談会等を開催します。

- ◎県産品展示商談会及び観光展の開催
- ◎想定される中国市場 大連市、上海市、香港など



- 商工団体支援事業費(21億2,453万円) 継続
- 中小企業金融対策費(4億2,951万円) 継続
- …中小企業団体中央会や商工会・商工会議所等 の活動を支援します。
- …県の融資制度を受ける中小企業を支援するた め、融資を取り扱う金融機関等に対し利子等 を補助します。



農林水産物のブランド化など攻めの農政を推進します。 18億円

(拡充) 農林水産物ブランド化推進事業

[3,089万円]

首都圏や海外において、岡山県が世界に誇る高品質 なくだものなどを積極的に販売・PRし、販路拡大 やブランド確立を進めます。

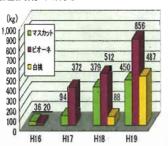
◎旬の果物等を販売する期間限定店舗「岡山屋」の設置 首都圏:銀座店、羽田店

海 外:バンコク店、台湾店、香港店

- ◎黒大豆枝豆やカキを首都圏でPR(岡山プロモーショ ン)
- ◎海外市場調査及び安定輸送技術の研究



〈銀座店〉



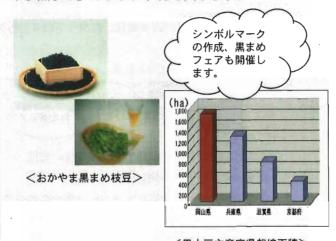
<主な果実の輸出量の推移(全農扱い)>

日本一の「おかやま黒まめ」ブ

ランド強化事業

[1.090万円]

本県の黒大豆は、日本一の栽培面積、生産量を誇っ ていますが、新たな需要が期待される枝豆の生産を 拡大し、シンボルマークの作成などにより、「おか やま黒まめ」のブランド化を図ります。



< 黒大豆主産府県栽培面積>

(_{拡充})くだもの王国おかやま確立

事業

[1億5,416万円]

「くだもの王国おかやま」をさらに多彩で個性豊か に発展させるため、白桃、マスカット、ピオーネを 核に、次世代フルーツの生産の拡大や、未来のおか やまフルーツの原石となるような果実を調査、研究 します。

◎おかやま次世代フルーツ



<おかやま夢白桃>



〈オーロラブラック〉

新規就農者等の確保・育成

[1.588万円]

意欲のある新規就農者や団塊世代の定年帰農者の 方々に、就農相談会や農業体験研修を実施します。 また、教育機関との連携のもと、次代を担う若い担 い手に農業の魅力を伝えます。

- ◎社会人就農研修事業
- ○定年帰農者等応援事業



- ○農業大学校の魅力発信事業【新】
 - ・高校生への実習体験等による魅力のPR
- ○農業体験教育推進事業 【新】
 - ・小中学生の農業体験学習の推進

観光資源の魅力向上等により誘客の促進等を図ります。

4億円



「吉備の国岡山」観光立県戦略 (仮称) 策定事業 [497万円]

観光を重要な県の施策に位置づける「観光立県宣 言」を行い、社会経済情勢の変化に対応し、戦略的 に観光振興に取り組む指針として「吉備の国岡山」 観光立県戦略(仮称)を策定します。



「吉備の国岡山」情報発信事業

[821万円]

より多くの方に岡山県を訪れてもらうため、情報発 信力の高いメディア (雑誌) や情報源としてニーズ の高いインターネット等による効果的な情報発信を 行います。

- ◎ペイド・パブリシティの実施
- ◎より利用しやすいホームページ (ポータルサイト) の構築
- ◎口コミによる情報発信
 - 「観光岡山情報交換サロン」(仮称)の開催(東京、 大阪)





新世紀おかやま後楽園魅力づくり事業費(4.611万円)

「幻想庭園」など後楽園の新たな魅力アップに向けた取り組みを実施します。

地方分権型行政システムの確立 IV



道州制・中四国州の実現に向けた気運を醸成します。

千万円



(継続)道州制・中四国州構想推進事業

[1,252万円]

道州制の導入と中四国州の実現を目指して、積極的 な情報発信などを行うとともに、道州制・中四国州 構想の理解者・応援者となっていただく方との情報 交換や意見交換等を行う連絡会を設置します。

- ◎シンポジウム、講演会の開催
- ◎中四国地域の調査研究
- ◎「中四国州倶楽部(仮称)」の設置



団塊世代等だれもが活躍できる社会づくり V



団塊の世代や若者等が活躍できる多様な機会を提供します。 5億円

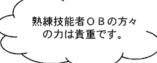
(拡充) シニアパワー等を活用したも のづくり産業現場活性化推進 事業

[1,897万円]

岡山県の産業が将来にわたって発展するよう、関係 団体・機関等によるコンソーシアムを組織し、次代 を担う人材の育成や、効果的な技術・技能の継承・ 習得などに取り組みます。

- ◎OB人材活用・作ってナットク!ものづくり体験強 化事業【新】
 - ・県内の技術者OBなどを活用し、ものづくりに 対する子どもたちの興味関心を高揚

◎中小企業を支える多様な人材育成事業 (新)





地域若者サポートステーショ ン連携事業

[906万円]

ニートと呼ばれる若年無業者等の就労を支援するた め、地域若者サポートステーションと連携し、中 学・高校での出張出前講座、専門相談員による自宅 訪問支援及び体験型セミナー等を実施します。





(拡充) 団塊世代就労支援事業

[1,577万円]

就労を希望する団塊世代の求職登録や、団塊世代を 活用しようとする企業とのマッチングを図るととも に、セカンドライフに関する相談や情報提供を行い

- ◎団塊世代就職面接会の開催【新】
- ○団塊世代等に対するフォローアップ調査 【新】
- 「継続) **高年齢者等雇用対策費………** 団塊の世代をはじめ、高齢者等の就職を促進します。

(6.208万円)

若年労働者等雇用対策費……若年者の就職促進を図るため、若者就職支援センター 継続 の運営、就職面接会の開催等やニート等の若者の自立 (8,694万円) 支援を行います。

(継続) 職業訓練奨励費(8.721万円)・・・・・経済的な理由により公共職業訓練を受講することが困 難な障害者等に対し、訓練手当を支給します。

VI 特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり



中山間地域等で夢が広がる地域づくりを進めます。

110億円

新規) 中山間地域等特別支援事業

[10億円]

限界集落などの課題を有する中山間地域の活性化を 図るため、ソフト・ハードの両面から、重点的・効 果的に施策を推進します。

- ◎集落機能再編·強化事業
 - ・限界集落などが存在する地域を選定し、集落機能 の再編・強化モデルを構築(9地域)
- ◎地域交通自立促進支援事業 (限界集落特別対策)
 - ・限界集落において乗合タクシーなど地域に適した交 通手段の導入を支援
- ◎中山間地域魅力づくり支援事業
 - ・市町村が実施する、地域の実情に応じた地域活性化 の取組を支援(補助率2/3、限度額1,000万円)
- ◎中山間地域等生活·交流基盤整備推進事業
 - ・中山間地域等の生活道路の改良等の生活・交流基盤を整備

新規 おかやま農村里地サポート

事業

[269万円]

高齢化の進行等により、農地や水路等の維持管理が 困難となっている農村集落等を支援するため、農村 の保全活動等に関心を持つ都市住民等の受入体制を 整備します。



情報活動や支援活動の 仲介を行うNPO法人 等を「里地サポート組 織」として選定します。

新規 "おかやま晴れの国ぐらし"

魅力発信事業

[1,418万円]

県外、特に関西圏に居住する都市住民に対し、岡山 県の魅力を発信し、交流・定住に結びつけ、中山間 地域の活性化を図ります。

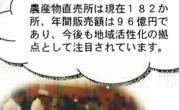
- ◎「交流・定住フェア (仮称)」の開催 (関西圏)
- ◎交流・体験モデルツアーの実施
- ◎ PR用映像ツールの制作

新規)元気お宝発掘支援事業

[997万円]

農産物直売所の個性・魅力を創出し、地域ならでは の素材や資源を活用した加工品開発など、「元気お 宝」を発掘し、育てる取組を支援します。

- ◎お宝候補の発掘・可能性の検討
- ◎元気お宝の開発・進化支援
 - ・加工品の企画開発、情報発信などを支援
 - ・地域自慢のお宝を作りあげるための本格的支援



費… 中

中山間地域等直接支払対策事業費…

(18億212万円)

中山間地域等の多目的な機能を維持するために、直 接支払交付金を交付します。

WI 情報発信と拠点性の向上



岡山からの情報発信を通じて拠点性を高めます。

65億円

新規 首都圏イメージアップ事業

[5,370万円]

岡山県の認知度・好感度を高めるため、首都圏において本県の魅力をアピールし、観光客誘致や農産物の販売促進、企業誘致等に結びつけるとともに、情報発信等を行う拠点のあり方について検討を行います。

- ◎ J R 山手線の広告電車
- ◎JR山手線主要駅でのポスター掲出
- ◎大型街頭ビジョンでのCM放映
- ◎テレビでのCM放送、新聞広告の掲載
- ◎情報発信等を行う拠点のあり方についての調査



(拡充) 県立美術館ルネサンス事業

[9, 129万円]

開館20周年の節目を美術館ルネサンスと位置づけ、 記念事業を実施するとともに、国民文化祭に向けて、 施設等のリニューアルや展覧会等事業の充実を図り、 さらに親しまれる美術館を目指します。

- ◎記念シンポジウムの開催
- ◎ H20年度の展覧会予定
- · 高木聖鶴展 (4月)
- ・岡田新一の建築と県立美術館20年展(4月~5月)
- ・柚木沙弥郎展(5月~6月)
- · 千葉市美術館所蔵浮世絵名品展 (7月~8月)
- · 五姓田派展(10月~11月)

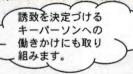
新規 コンベンション誘致・開催

"拠点力"強化事業費

[695万円]

国際会議や全国大会等の誘致・開催の拡大・促進に 向けて、県を挙げて強力に推進し、中四国における 本県の拠点性の更なる向上を図ります。

◎岡山県コンベンション誘致・開催推進協議会の設置





◎国際ミーティング・エキスポへの参加

(12月東京)

拡充 国民文化祭開催準備事業

[3,685万円]

平成22年秋に開催する国民文化祭に向け、市町村 や文化団体等と連携して、事業計画の策定など準備 を進めるとともに、県内外で積極的な広報活動を行 います。

◎第25回国民文化祭・おかやま2010

会 期:平成22年10月30日(土)

~11月7日(日) [9日間]

場 所:岡山県内各地

テーマ:晴れの国おかやま 文化回廊

主催者:文化庁、岡山県、岡山県教育委員会、

開催市町村、文化団体等

多種多彩な文化の祭典が





(拡充)全国都市緑化フェア開催事業

[5億1,320万円]

<開催期間> 平成21年3月20日~5月24日 (66日)

<会場>メイン会場 岡山市西大寺地区

17五場 岡田市西八寺地

サブ会場 岡山城・後楽園

〈目標入場者数〉 80万人



新規全国都市緑化祭推進事業

[406万円]

全国都市緑化フェア開催期間中に予定されている全 国都市緑化祭(2日間)の開催準備を行います。

新規 全国都市緑化フェア関連交通安 全施設整備事業 [1億3,759万円]

全国都市緑化フェア会場周辺の渋滞緩和対策や、信号灯器のLED化など環境に配慮した取り組みを進めるとともに、交通安全施設のバリアフリー化を進めます。

拡充

瀬戸大橋開通20周年記念事業

[6,954万円]

開通20周年を記念して、さまざまなイベントを実施 し、中四国の一体感を醸成し、岡山からの情報発信 を図ります。

- ◎オープニングイベント (4月)
 - ・香川県実行委員会、本四高速(株)と共同
- ◎健康マラソン、健康ジョギング、健康ウォーク (橋上イベント、4月)
 - ・香川県実行委員会と共同
- ◎瀬戸大橋スプリングイベント2008 (4月・コンサート、 ステージショー等)
- ◎瀬戸大橋開通20周年記念プレゼントキャンペーン(4月~10月)
 - ·香川県実行委員会、本四高速(株)と共同

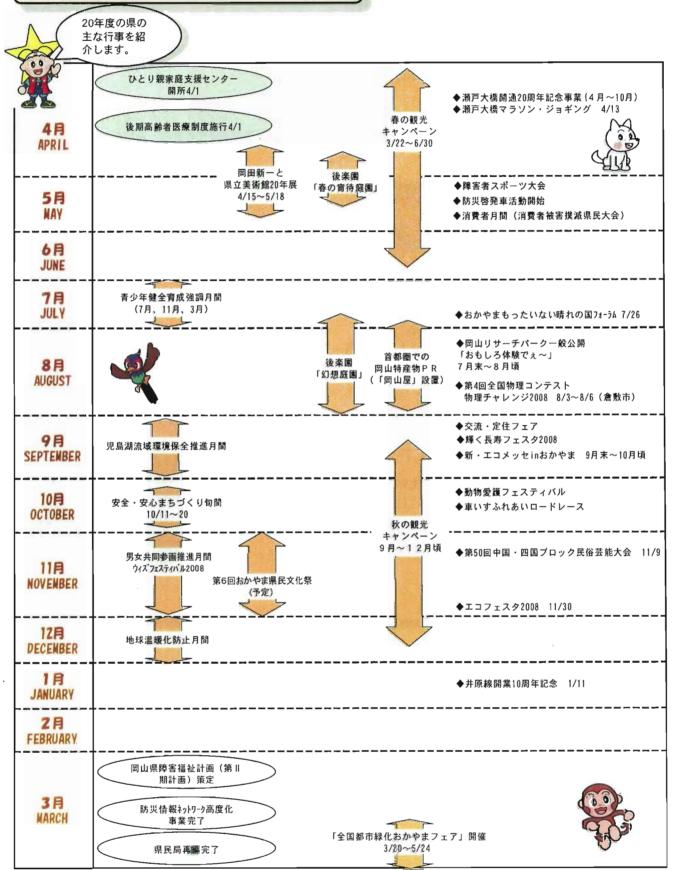


< 5 周年記念イベント (H 5 年 4 月11日) >

継続 水島港国際物流機能強化事業費…… 水島港の国際競争力強化のため、荷主への補助やコンテナ荷さばき施設の整備を促進します。
(2,200万円)



おかやま夢づくりカレンダー



岡山県予算のさらに 詳しい内容は、県庁 ホームページでご覧 になれます。



お問い合わせ

岡山県総務部財政課

TEL

086-226-7231 (直通), 086-224-2111 (代表)

FAX

086-221-6798

E - mail

zaisei@pref.okayama.lg.jp

URL

http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaisei.htm

平成 20 年度

当初予算額一覧表

平成 20 年 2 月 15 日

政策審議監,知事室,総務部

平成 20 年度 当初予算額一覧表

(単位:壬円)

							_,	<u>(単位:千円)</u>
			7	平成19年度	平成2	20年度		(C)/(A)
	区	分	当	初予算額(A)	当初要求額(B)	当初予算額(C)	1	(%)
	A 義	務的経費	(172,552,875)	(173,010,123)	(173,010,123)	100.3)
				173,763,195	174,159,104	174,159,104	1	100.2
	В	一般公共	()	())(-)
	公 共	災害復旧	()	()	() (-)
							+	
般	事業費	国直轄等	()	())(-)
	C国庫	L 重補助事業費	()	()	() (-)
				18,570	11,882	11,882		64.0
	D	人 件 費	(8,842,414)	(8,553,093)	(8,872,615)	100.3)
会	基 準			12,275,541	12,048,687	12,368,209		100.8
	行政	運営費	(4,596,642)	(4,428,356)	4,428,356)(96.3)
	運営費			4,806,174	4,625,310	4,625,310	4	96.2
計	E 単児	具行政施策費	(8,841,745)	(8,637,624)	8,492,609)(96.1)
FT			_	13,930,833	14,136,320	15,615,155	4	112.1
	一般	会計の計	(194,833,676))(100.0)
			<u> </u>	204,794,313	204,981,303	206,779,660	+	101.0
	特別	会計の計		154.046.065	170 770 070	150 550 050		111.0
===			<u> </u>	154,346,967	172,578,376	172,578,376	+	111.8
	合	計	(194,833,676))(
	_			359,141,280	377,559,679	379,358,036	+	105.6
	企業	会計の計						_
		- An allows						

^()は一般財源

			(单位:千円)
分類	事 項 名	他会計等借入金償還費	
A	前年度予算額 (2,192,433) 2,192,433	本年度要求額 本年度予算額 (214,407) (214,407) 214,407 214,407	
	他会計及び基金 1 他会計借入金債	からの借入金利子の償還に要する経費 資費	70,122
説明	2 基金借入金償業	强 費	144,285
分類	事 項 名	県 債元金償還費	
A	前年度予算額 (80,149,852) 80,536,680	本年度要求額 本年度予算額 (82,169,126) (82,169,126) 82,513,568 82,513,568	
説 明	県債の元金償還	(公債管理特別会計へ繰出)に要する経費	
分類	事 項 名	県 債利子償還費	
A	前年度予算額 (21,544,211) 21,843,511	本年度要求額 本年度予算額 (20,943,214) (20,943,214) 21,227,800 21,227,800	
説 明	平成18年度	等(公債管理特別会計へ繰出等)に要する経費 での県債借入分に係る利子 17,946百万円)県債新規借入分に係る利子 1,409百万円	
分 類	事 項 名	県債取扱事務費	
A	前年度予算額 (129,062) 129,062	本年度要求額 本年度予算額 (180,219) (180,219) 180,219	
説 明	県債の償還・借力 に要する経費	、に係る手数料及び市場公募地方債発行(公債	「管理特別会計へ繰出等)

分類	事項名	国有資産等所在市		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
A	(519,932	(511,436	()	
				舎等に係る固定資産税相当額の
	市町村交付金			
説明				
成化 约				
分類	事項名	個人県民税徴収	及び県税取扱費	
A	前年度予算額 (3,904,961)	本年度要求額 (4,476,471)	本年度予算額 (4,476,471)	
	3,904,961	4,476,471	4,476,471	
	個人県民税に係 機関に対する取扱		した市町村に対し交付	サする徴収取扱費及び県税の収納 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい
	1 個人県民税徴 ¹	収取扱費		4,470,745
説明	2 県税取扱費			5,726
				3,.23
分類	事項名	過年度過誤納還	サ並びに還付加算金	
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
A	(2,000,000) 2,000,000	(2,000,000) 2,000,000	(2,000,000) 2,000,000	
			納金の還付並びに還付	计加管会
	がほん並んがら		113m 2 VE 1 3m 6 1 - VE	1.141.21.77
説明				
,,				
分類	事項名	利子割還付金		
Α	前年度予算額 (24,315)	本年度要求額 (31,132)	本年度予算額 (31,132)	
	28,575	39,649	39,649	
	県内に本店を有 調整するために行		た県民税利子割につい	いて、法人税割との二重課税を
説明				
100 .91				
		·		

分類	事 項 名	地方消費税徴収取扱費
A	前年度予算額 (154,130) 154,130	本年度要求額 本年度予算額 (162,752) (162,752) 162,752 162,752
	 国の地方消費税 	賦課徴収事務に対する取扱手数料
説 明		
分 類	事 項 名	地方消費税清算金
А	前年度予算額 (35,811,106) 35,811,106	本年度要求額 本年度予算額 (36,864,497) (36,864,497) 36,864,497 36,864,497
	地方消費税につ	いて、各都道府県ごとの消費に相当する額になるよう調整を行う清算金
説明		
分類	事項名	利子割市町村交付金
A	前年度予算額 (1,057,386) 1,057,386	本年度要求額 本年度予算額 (1,493,780) (1,493,780) 1,493,780 1,493,780
	県民税利子割に	係る市町村交付金
説明		
分 類	事項名	配当割市町村交付金
A	前年度予算額 (792,391) 792,391	本年度要求額 本年度予算額 (1,274,201) (1,274,201) 1,274,201 1,274,201
説明	県民税配当割に	係る市町村交付金

分 類	事項名	株式等譲渡所得割市町村交付金	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
Α	(1,421,840)	(831,680) (831,680)	
	1,421,840	831,680 831,680	
	 県民税株式等譲	渡所得割に係る市町村交付金	
説明			
分類	事項名	地方消費税市町村交付金	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
A	(18,188,834)	(17,404,187) (17,404,187)	
	18,188,834	17,404,187	
	地方消費税に係	る市町村交付金	
説明			
八 堀	事項名	ゴルフ場利用税市町村交付金	
分類	争	コルノ場利用税用明刊交刊金	
_	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 701.721 (701.721)	
A	(741,692) 741,692	(791,731) (791,731) 791,731	
			
	コルノ場利用税	に係る市町村交付金	
=W HH			
説明			
分類	事 項 名	自動車取得税市町村交付金	
A	前年度予算額 (4,281,784)	本年度要求額 本年度予算額 (4,002,983) (4,002,983)	
	4,281,784	4,002,983 4,002,983	
	自動車取得税に	- 保る市町村交付金	
	H 39/7-4/19/0016	- NI O 11 1 1 1 1 2 1 1 3 E	
説明			

分 類	事 項 名	利子割精算金
Δ.	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 1 695)
A	(1,365) 1,365	(1,685) (1,685) 1,685 1,685
説明		有する法人から徴収した県民税利子割を、本店所在地都道府県に
分類	事 項 名	特別地方消費税市町村交付金
A	前年度予算額 (151) 151	本年度要求額 本年度予算額 (100) (100) 100 100
	特別地方消費稅	に係る市町村交付金
説明		
分類	事 項 名	産業廃棄物処理税市町村交付金
A	前年度予算額 (157,362) 157,362	本年度要求額 本年度予算額 (167,958) (167,958) 167,958 167,958
	産業廃棄物処理	現税に係る市町村交付金
説明		
A分類計	173,763,195	本年度要求額 本年度予算額 (173,010,123) (173,010,123) 174,159,104

分類	事項名	自衛官募集費
С	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	739	739 7 739 7
	自衛官募集に関	する事務の一部を行うために要する経費
説明		
分類	事 項 名	原子力防災対策費
С	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	10,481	11,143
	原子力災害に備	えた防災訓練等の実施に要する経費
説明		
分類	事 項 名	コンビナート防災資機材センター整備費
С	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	7,350	
	事業の休止	
説明	}	
	,	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
C分類計	18,570	11,882 11,882
() 1	これ 一般財源	

		<u> </u>	
分 類	事 項 名	私学振興事務費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	箱 【
D	(3,363)		6)
D	3,363	2,616 2,61	
		2,010 2,01	
	私立学校の指導	等に要する経費	
	744.于汉沙伯克	・分に女)の性貝	
説明			
IDC -01			
分 類	事 項 名	公立大学法人岡山県立大学運営	費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	額
D	(2,504,434)	(2,447,483) (2,447,48	33)
	2,504,434	2,447,483 2,447,48	33
	公立大学法人^	への運営交付金等に要する経費	
	1 運営費交付金		2,446,889
	公立大学法人	、の運営に要する交付金	
=>/			
説明		7 377 -149	
	2 評価委員会選	官費	594
	}		
分 類	事項名	 県立記録資料館運営費	
刀類	争切石	保立記跡員付品建呂賃	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	類
D	(69,730)	(86,092) (86,09	
D	86,752	86,135	
	00,102	00,130	50
	県立記録資料館	官の管理運営等に要する経費	
	// HUM, M. // / M.		
説明			
Wa ->1			
分 類	事 項 名	危機管理行政運営費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	
D	(16,087)	(15,480) (15,48	
	16,087	15,480 15,48	80
	岡山県防災会認	議の運営、岡山県地域防災計画に基づ	に災害予防等に要する経費
説明			
	i contraction of the contraction		
/	 は一般財源		

					单位:十円)
分類	事項名	防災行政無線保守管	理費		
D ·	前年度予算額 (99,429) 122,416	本年度要求額 (76,047) (96,067	本年度予算額 76,047) 96,067		
	防災行政無線等	の保守管理運用業務に	要する経費		
説明					
分 類	事 項 名	消防行政運営費			
D	前年度予算額 (124,050) 158,413	本年度要求額 (86,284) (121,759	本年度予算額 86,284) 121,759		
	消防関係法令に 管理運営等に要す		安講習、消防設備士	法定講習及び消防学校の	
	1 消防関係規制	費		23,791	
説明	2 消防関係免状	交付費		11,684	
	3 市町村消防指	導費		6,248	
	4 消防学校運営	費		80,036	
分 類	事 項 名	保安行政運営費			
D	前年度予算額 (2,776) 25,954	本年度要求額 (2,936) (24,565	本年度予算額 2,936) 24,565		
	高圧ガス保安法	、火薬類取締法等の諸 炎本部の運営等に要する	 生令に基づく許認可・	検査指導等及び石油	
説明	1 保安行政事務	5費		21,629	
	2 コンビナート	5災事務費		2,936	
分類	事項名	政策推進費			_
D	前年度予算額 (15,716) 15,716	本年度要求額 (15,401) (15,401	本年度予算額 15,401) 15,401		
	時代に即応した	県政推進のための政策	形成に要する経費		
説明					
()14	 :一般財源				

分類	事 項 名	一般広報費				
D	前年度予算額 (5,584) 5,584	本年度要求額 本年度予算額 (5,416) (5,416) 5,416				
	公聴広報事業の推進に要する経費					
説明						
分類	事 項 名	総務行政運営費				
D	前年度予算額 (91,374) 91,449	本年度要求額 本年度予算額 (86,049) (86,049) 86,124 86,124				
	総務行政の推進に要する経費					
説明						
分類	事 項 名	行政考査費				
D	前年度予算額 (3,907) 3,907	本年度要求額 本年度予算額 (3,275) (3,275) 3,275 3,275				
	行政事務の能率化、事務管理改善等に関する調査、研究等に要する経費					
説明						
分類	事 項 名	外部監査費				
D	前年度予算額 (20,325) 20,325	本年度要求額 本年度予算額 (20,233) (20,233) 20,233 20,233				
	外部監査の実施に要する経費・					
説明						
	F					

				(単位:「円)
分 類	事項名	人事行政運営費		
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予	予 質額	
D	(158,860)		51,997)	
	159,135		52,221	
		び職員の研修実施に要する経費		
	1 人事管理費		87,720	
	1 八爭日任員		01,120	
=× nn				
説明	2 職員能力開発	经費	74,501	
分類	事 項 名	 職員トータルヘルスプラン推進	書	
73 753	7 7 7	111111111111111111111111111111111111111		
	前年度予算額	本年度要求額 本年度	予算額	
D	(166,672)		99,995)	
	166,672	99,995	99,995	
	to attache the state of		1/1/// To 1/1// And the	
	各種健康診断0)実施等職員のトータルヘルスプラ	ン推進に要する経費	
				r
説明				
A) start	the real to	가는 Hout - To The -		
分 類	事 項 名	法制事務費		
	前年度予算額	本年度要求額本年度	表質	
D	(38,211)		27,280)	
D	38,211		27,280	
	00,211	21,200	21,200	
	各種法制事務及	ひい県を当事者とする訴訟に要する	5経費	
説明				
10g - 21				
分類	事項名	文書事務費		
74 /25				
-	前年度予算額	本年度要求額 本年度		
D	(38,132)	(35,192) (;	35,192)	
	38,132	35,192	35,192	
	++	T 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	* (v7'====	
		理及び情報公開の推進等に要する	2 経費	
説明				
/ \	は一般財源			

分 類	事 項 名	財政運営費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度	予算額
D	(44,974)	(42,998) (42,998)
	47,948	50,603	50,603
	予算編成等に要	する経費	
説明			
八、柘	古 石 夕	月去肚充签理加八弗	
分 類	事 項 名	県有財産管理処分費	
	前年度予算額	本年度要求額本年度	予算額
D	()	() ()
_	73,842	71,698	71,698
	県公舎等の維持	管理及び県有財産の管理又は	処分等に要する経費
説明			
	-		
分 類	事 項 名	県庁舎維持管理費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度	予算額
D	(409,189)		390,418)
D	440,378		427,055
	県庁舎の光熱オ	、費等維持管理及び電話交換施	設等各種設備の保守管理に要する経費
説明			
分 類	事 項 名	税務行政運営費	
y- p-a	前在唐文麿姬	大年度更長館 十二十年度	三子管佑
D	前年度予算額 (102,052)	本年度要求額 本年度 (99,720) (子/算額 99,720)
D	102,052	99,720	99,720
	102,002	30,120	00,100
	税務行政の推進	を及び自動車税事務所の管理運	営に要する経費
	1 税務行政運営	古費	49,860
説明	0 44 + 14 + -	アガロンマング 連	11.000
	2 自動車税事務	別連呂賀	11,266
	3 岡山県収入記	E紙等特別会計繰出金	38,594
	0 四 四 不 収 八 和	四十五日 11717年 日本日本	00,007
()14	は一般財源		

分類	事項名	県税賦課徴収費
D	前年度予算額 (453,413) 453,413	本年度要求額 本年度予算額 (497,149) (497,149) 497,149 497,149
	県税の賦課徴収	及びこれに係る申告書、納付書の印刷・発送等に要する経費
説 明		
分類	事項名	東京事務所運営費
D	前年度予算額 (65,051) 68,678	本年度要求額 本年度予算額 (63,061) (63,061) 66,609 66,609
	東京事務所の管	管理運営及び中央省庁等との行政連絡、折衝等に要する経費
説明		
分類	事項名	
D	前年度予算額 (200,000) 200,000	本年度要求額 本年度予算額
説明		
分類	事項名	特別職職員費
D	前年度予算額 (56,071) 56,071	本年度要求額 本年度予算額 (56,782)(56,782) 56,782
説明	知事、副知事に	任係る給与費

		(712.113)
分類	事 項 名	総務管理職員費
D	前年度予算額 (1,806,228) 2,368,429	本年度要求額 本年度予算額 (1,496,066) (1,862,974) 1,967,627 2,334,535
	総務部関係職員 研修職員等)に係る	及び3条定数職員(岡山県職員等定数条例第3条に規定される派遣・長期 3給与費
説明		
分類	事 項 名	税務行政職員費
D	前年度予算額 (1,990,982) 1,990,982	本年度要求額 本年度予算額 (2,006,455) (1,950,761) 2,006,455 1,950,761
	税務関係職員に	- 係る給与費
説明		
分類	事 項 名	消防防災職員費
D	前年度予算額 (282,688) 305,114	本年度要求額 本年度予算額 (280,349) (288,657) 307,382 315,690
	消防防災関係職	哉員に係る給与費
説明		
分類	事 項 名	職員児童手当費
D	前年度予算額 (162,195) 162,195	本年度要求額 本年度予算額 (178,645) (178,645) 178,645 178,645
	児童手当法に基	まづく職員児童手当
説明		·
() (」	

			(単位: 〒円)
分類	事 項 名	退職•時間外勤務手当費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
D	(4,391,741) 7,240,241	(4,394,709) (4,394,709) 7,391,709	
	知事部局職員に	に係るもの	
説明			
Wu >1			
八将	市 冱 夕	44七八数号《安体》	
分 類	事項名	地方公務員災害補償費	
D	前年度予算額 (33,781)	本年度要求額 本年度予算額 (31,871) (31,871)	
D	(33,781) 33,781	31,871	
	地方公務員災害	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	地方公历莫久日	5 冊度仏に名 ハバロ冊度各並列に並ず	
説明			
IDG 121			
分 類	事 項 名	恩給・退職年金費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
D	(82,041) 82,041	$\begin{pmatrix} 71,450 \\ 71,450 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 71,450 \\ 71,450 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 71,450 \\ 71,450 \end{pmatrix}$	
	恩給法及び尚 	山県吏員恩給条例に基づく恩給及び扶助料	
説明			
			
人件費計	前年度予算額 (8,842,414)	本年度要求額 本年度予算額 (8,553,093) (8,872,615)	
八計質訂	12,275,541	12,048,687 12,368,209	
運営費計	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (4,428,356) (4,428,356)	
建呂貸訂	4,806,174	4,625,310 4,625,310	
D公海到	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (12,981,449) (13,300,971)	
D分類計	17,081,715	16,673,997 16,993,519	
()/2	上一般財源	15	

		十		(単位:千円)	
分 類	事 項 名	私学助成費			
Е	前年度予算額 (6,896,789) 8,038,988		年度予算額 6,897,044) 7,948,942		
	私立学校の振興	限を図るための各種補助事業	業等の実施に要する経費		
	1 学校法人等運	営費補助金	7,	500,469	
	(1) 私立学校経	常費補助金	7,	166,281	
	高等学校		5,	348,530	
		□域以外の通信制) 28円 生徒数:187人)		11,581	
	小学校			599,639	
				263,309	
	<i>约</i> 7作風			943,222	
	私立学校の特色を生かした教育活動の積極的推進を図るための経動 国際化推進 20 学校活性化推進 60		115,485 経費 20,700 60,980 25,965		
	(新)幼稚園特別支援教育推進 障害のある幼児が在園している学校法人に対する補助金				
説明	一般該当	校授業料減免補助金 (754名) (1,453名) (14名)		218,703	
	2 私立高等学校 修学困難な	交通遺児等授業料減免補助 交通遺児等に対する授業料	カ金 →減免を行う学校法人に対	2,946 する補助金	
		振興・共済事業団補助金 金率の軽減を図るための補	助 .	91,506	
	4 私立学校等人	権教育指導補助金		9,347	
	5 岡山県専修学	校各種学校振興会補助金		760	
	6 岡山県私学振 (1) 退職金給付! (2) 奨学金貸与!	対源の助成		287,165 17,863	
	7 私立専修学校	設備整備費等補助金		14,000	
	8 私立高等学校	特色教育施設設備整備費	甫助金	20,000	
	私立高等学	通信教育振興奨励費補助st 校の通信制に通う勤労学生 対成する経費		488 する学校法人に対し、	
	10 私学振興資金 岡山県私学 の貸付	:貸付金 :振興財団が、学校法人に加	記・設備整備資金を貸し	4,398 付けるための預託原資	

			(単位:千円
事項名	防災対策事業費		
前年度予算額 (83,497) 83,497	本年度要求額 (103,234) (103,234	本年度予算額 103,234) 103,234	
1 防災訓練事業 2 高梁市備中町3 災害緊急へリコ4 危機管理対策3 災害緊急が事業 5 地震・津波対策5 地震・津波対策6 危機管理対応でする。 (新)【災・防災・制に、野、関連、関係の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	平川郷地区土地陥没対策 プター確保対策事業 事業 事業 まカスキルアップ事業 能力スキルアップ事業 とは一個では を登録を表する を登録を はり初動対応の強化と防災 に対する際ととの では では では では では では では では では では では では では	事業 新たに危機管理員 対応力の向上を図	3,879 7,015 1,568 1,280 5,765 1,467 38,500 26,073 きを配置するとともに、管理職員の図る。 10,423 3,024 4,240
事 項 名	国民保護対策事業費		
前年度予算額 (20,676) 20,676	本年度要求額 (24,423) (24,423	本年度予算額 23,824) 23,824	
1 国民保護体制 (1) 国民保護体 (2) 国民保護協 【重点化事業】 (3) 国民保護訓 国民保護訓 避難措置仕様	整備事業 制整備事業 議会運営事業 練事業 陳を実施し、初動対応の実 書を作成する。		22,492 3,021 1,822 17,649
	前年度 83,497 地震 93,497 地震 93,497 地震 9 地震 93,497 地震 9 地震	前年度予算額 本年度要求額 (83,497) (103,234) (83,497) (103,234) (103,234) (103,234) 地震・風水害等の災害に対する危機管理 1 防災訓練事業 2 高梁市備中町平川郷地区土地陥没対策 3 災害緊急へリコプター確保対策事業 4 危機管理対策事業 5 地震・津波対策事業 6 危機管理対応能力スキルアップ事業 7 市町村防災情報伝達緊急支援事業 (新)【重点化事業】 8 防災・危機管理体制強化事業 県の防災・危機管理体制を強化するため近隣待機体制により初動対応の強化と防災 9 地域防災活動促進事業 10 自主防災組織育成事業 (新) 11 岡山県防災対策条例(仮称)普及啓発事条例制定を機に防災に対する県民の意計制定記念シンポジウムを開催する。 事 項 名 国民保護対策事業費 (20,676) (24,423) (20,676) (24,423) (11 国民保護体制整備事業 (1) 国民保護体制整備事業 (2) 国民保護協議会運営事業 【重点化事業】(3) 国民保護訓練事業	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (83,497) (103,234) (103,234) (103,234) (103,234) 地震・風水害等の災害に対する危機管理・防災対策等に要 1 防災訓練事業 2 高梁市備中町平川郷地区土地陥没対策事業 3 災害緊急へリコプター確保対策事業 4 危機管理対策事業 5 地震・津波対策事業 6 危機管理対応能力スキルアップ事業 7 市町村防災情報伝達緊急支援事業 (新)【重点化事業】 8 防災・危機管理体制強化事業 県の防災・危機管理体制強化事業 県の防災・危機管理体制を強化するため新たに危機管理・防災対応力の向上を関 地域防災活動促進事業 10 自主防災組織育成事業 (新) 11 岡山県防災対策条例(仮称)普及啓発事業 条例制定を機に防災に対する県民の意識と理解を深めるが制定記念シンポジウムを開催する。 事 項 名 国民保護対策事業 本年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (20,676) (24,423) (23,824) 20,676 (24,423) (23,824) 回川県における国民保護措置実施のための体制づくり等に 1 国民保護体制整備事業 (1) 国民保護体制整備事業 (2) 国民保護協議会運営事業 [重点化事業] (3) 国民保護訓練事業 国民保護訓練事務 (4) 対力 (4) (4) 対力 (4) 対

(単位・千円)

	(単位:千円)
分類	事 項 名 安全・安心おかやま地域防災力強化事業費
E	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,500) (218,500) (54,500) (51,000,000) (1,000,000)
説 明	災害に強い県土づくり及び県民の防災意識の醸成・定着による地域防災力の強化に要する経費 女性消防団員等の確保、自主防災組織活動の活性化、災害支援物資の備蓄等 土木施設、農林水産関連施設等の整備
分 類	事 項 名 (新)消防防災ヘリコプター整備事業費 【重点化事業】
E	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (81,683) (101,792) 336,383 1,816,342
	全県的な防災力の一層の強化を図るための消防防災へリコプター整備に要する経費
	1 ヘリコプター整備事業 ヘリコプター及び関連資機材等整備 1,359,962
	2 ヘリコプターテレビ電送システム(機上設備)整備事業 104,347 ヘリコプターからの撮影映像を県庁等に電送するために必要な機上設備整備
説明	3 ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)整備事業 326,587 ヘリコプターからの撮影映像を県庁等に電送するために必要な受信基地局等の地上設備整備
	4 格納庫・防災航空センター施設整備事業 13,603 消防防災ヘリコプターの活動拠点となる施設整備の実施設計等
	5 ヘリポート整備事業等 11,843 エプロン、誘導路及び誘導路灯設置の実施設計等
分 類	事項名 防災情報ネットワーク高度化事業費【重点化事業】
<i>万 </i>	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (1,850) (30,456) (30,456)
	2,878,250 3,097,667 3,097,667 災害に強い高度な防災通信ネットワークの再構築及び県民へ情報提供できる総合防災情報 システムの構築に要する経費
. 説 明	
L	60, D-1-365

		_		(単位:千円)
分類	事項名	(新)県庁舎耐震・UI	D化等整備事業費	•
E	前年度予算額	本年度要求額 (33,517) (131,997	本年度予算額 33,517) 131,997	
		震等の大規模災害時に関するために要する経費	防災拠点施設となる	県庁舎の耐震化整備をUD化等に
	【重点化事業】 1 本庁舎(本館)整	E備事業		119,756
	本庁舎(本館)液料	犬化判定調査		
説明	本庁舎(本館)耐煙	震改修工事実施設計		
	本庁舎(本館)内	表等改修工事実施設計		
	仮設庁舎建設工	事実施設計		
	2 埋蔵文化財調	李事 業		12,241
	D - 11/4/2007 11/14/4/3	E. 7-7.		12,211
分類	事 項 名	コンビナート保安推議	進事業費	
Е	前年度予算額 (2,509) 2,509	本年度要求額 (2,459) (2,459	本年度予算額 2,459) 2,459	
	水島コンビナート	の保安の推進・強化に要	要する経費	
説明				
分類	事項名	消防防災活動支援事	事業費	
Е	前年度予算額 (58,154) 58,154	本年度要求額 (9,215) (9,215	本年度予算額 9,215) 9,215	
	消防団の充実と	舌性化の支援に要する経	Z.費	
	 1 「おかやまの消	防団」いきいき支援事業		6,328
説明	防災啓発車に	等普及啓発事業 よる防火防災啓発や消防 するとともに消防団の活性		4,588 ジアップ広報等を行い、消防団活動
	2 (財)岡山県消防	5協会補助金		2,887
()14	一般財源			

分類	事項名	救急隊員教育訓練事業費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
E		(14,085) (14,085)
	15,412	14,085 14,085	
	救急救命士の養	成及び救急業務高度化推進に要する経	費
	1 救急振興財団賃	自相全	9,900
\	1 级心域类别因为	41= nc	3,300
説明			
	2 救急業務高度化	比推進事業	1,407
	_ N & N & I ======	41 LP. L. *45 777 VIA	
	3 救急救命士薬剤	刊投与講習事業	2,778
)			
分類	事項名	政策税制検証事業費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
E	(1,804)	(1,137) (1,137)
	1,804	1,137 1,137	
	ほ独白鉛制の宝	績を検証し、今後のあり方について検討な	た行うために英士ス級弗
ļ		傾を快証し、「1後ののりの」について使いる	というために女する柱質
説明	Ì	·	
/\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	* T b	旧びて体系フル東光東	
分類	事 項 名	県税手続電子化事業費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
Е	(89,271)	(34,073) (34,073	
	89,271	34,073 34,073	
			^=!!=\\\\
			全国共同システムである地方税電子申告
1	人 及びリンストップサ	ービスの導入・維持に要する経費	
	 1 地方税電子申令	上車 **	28,438
	1 地力忧电丁中	口尹未	20,430
説明			
	2 自動車保有関係	系手続ワンストップサービス事業	5,635
			,
\/ ★空	市 佰 夕	 道州制・中四国州構想推進事業費	【舌占ル車業】
分類	事項名	坦州州·中四国州博忠推進爭業質 	【里点孔尹来】
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	· ·
E	(13,072)		
	13,072	12,520 12,520	
		-	
		中四国州の実現に向けて、広く県民の理	
	醸成を図るとともに	て、中四国の一体感を高めるために要する	6 経費
	1 A MAIN THE	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	0.701
≅K 00	1 道州制・中四国	到州傳想推進爭業	8,701
説明			
	2 道州制・中四国	国州構想連携事 業	3,819
	2 短/1100 干留臣	4/11 7	0,010
	The state of the s		
	<u> </u>		

				(単位:千月
分類	事項名	新おかやま夢づくりプラ	ン推進事業費	
	前年度予算額	本年度要求額 本	年度予算額	
Е	(35,823)	(31,101) (31,101)	
	35,823	31,101	31,101	
	「新おかやま夢つ	ら いプラン」の着実な推進を	図ることに要する終	圣費
	1 新おかやま薦へ	び がくりプラン推進事業		23,101
	1 1/10/11 (39)	ハリノノン正色事業		23,101
説明				
[2 夢づくり政策課	題特別調査事業		8,000
ļ				
分類	事 項 名	行財政改革推進対策費	,	
刀 規	ず 気 石	门州以以平正进州水黄		
	前年度予算額	本年度要求額 本	年度予算額	
E	(2,365)	(2,175) (2,175)	
	2,365	2,175	2,175	
	改訂第3次岡山!	県行財政改革大綱に基づく	行財政改革の推進	進に要する経費
		•		
説明				
	1			
分 類	事 項 名	職員·職場活性化対策		
75 //				
	前年度予算額		年度予算額	
E	(26,727)	(24,596) (24,596)	
	32,327	24,596	24,596	
		1 46 1 88 20 7 4 674 18 4 7 1	1.11.66.1 = 7 - 1 1-	. The law was the
	職員の意識改革	と能力開発及び職場の活力	主化等を図ることに	要する経費
	1 磁相流热化状	在 建。		0.544
	1 職場活性化推	正資		2,544
説明				
元り	2 (財)岡山県職員	5万肋会助成费		22,052
	2 (另)/呵田 宏帆	5.550 云 50 D C G		22,002
分 類	事 項 名	岡山県職員住宅購入費	Ċ	
	12 Fr 14 3 khr 45	上左位工 上於	- た 本 マ 歴 ルマー	
Б	前年度予算額		年度予算額	
Е	(442,512)	(44,248) (44,248)	
	442,512	44,248	44,248	
		合の投資不動産資金で建	設] た職員仕宅竺	建設費の償還に要する経費
	地力概具为併社	山小汉泉下别压貝亚人庄	みし/これ只任七守	在15月~1月25日女 1、31年月
説明				
юп ->1				
/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	上一般財源			

			(単位:千円
分類	事 項 名	公聴広報活動推進費	
Е	前年度予算額 (359,214) 359,214	本年度要求額 本年度予算額 (356,493) (355,968) 358,587 358,062	
説明	住民から (1) 本 (1) 本 (2) 新 か 政 か 子 が 十 ホ 点圏県事 (3) より も か 子 が か 十 ホ 点圏県事 (4) 他 (5) も カ イ メ か か 十 ホ 点圏県事 (6) コ イ メ か 十 ホ 点圏県事 (7) 本 の み チ ブ オ か 十 ホ 点圏県事 (8) (8) (9) は の チ ブ オ か 十 ホ 点圏県事 (9) は か チ ブ オ か 十 ホ 点圏県事 (1) か 十 ホ 点圏県事 (1) か 十 ホ 点圏県事 (1) か 十 ホ 点圏県事 (1) か 十 ホ 点圏県事	ラジオ広報 最スタッフ設置 晴れの国おかやま」発行(年12回) んなで夢づくり事業 ヤンネル事業 広報宣伝推進費 れの国大使 ・吉備の国「内田百閒文学賞」の実施 ージ管理・運営事業	まを広く県内外へPRし、岡山県の 5,597 288,678 30,571 116,836 13,202 94,087 26,437 7,545 63,787 2,180 5,816 2,094 53,697 『車等複数の広報媒体を活用し、 県の魅力をアピールするとともに、
分 類	事 項 名	岡山県長期投資準備基金積立金	
Е	前年度予算額 () 5,497	本年度要求額 本年度予算額 () ()) () 12,297	
説明	岡山県長期投資	を で で で で で で で で で で で で で	

前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 680	分類	事 項 名	岡山県財政調整基金積立金
説 明	E	()	
分類 事項名 岡山県科学技術振興基金積立金 E 前年度予算額 (100) (112) (· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
E 前年度予算額 (100) (100) (112) (11	説明		
E 100 412 412 岡山県科学技術振興基金条例に基づく運用益積立金 説 明 事項名 岡山県県債管理基金積立金 E () () 96 96 岡山県県債管理基金条例に基づく運用益積立金 説 明 事項名 (新)地方公営企業等金融機構出資金 正 () () () () () () () () () ()	分類	事項名	岡山県科学技術振興基金積立金
説 明 分 類 事 項 名 岡山県県債管理基金積立金 E (E	()	
分類 事項名 岡山県県債管理基金積立金 E 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (96) 岡山県県債管理基金条例に基づく運用益積立金 説明 分類 事項名 (新)地方公営企業等金融機構出資金 E (新)地方公営企業等金融機構出資金 E (141,000 (141,0		岡山県科学技術	振興基金条例に基づく運用益積立金
E 前年度予算額 本年度要求額 96 96 54 96 96 96 別 明 事項名 (新)地方公営企業等金融機構出資金 直 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (141,000) 地方公営企業等金融機構に対する出資金 説 明	, , 説 明 ,		
E (分類	事 項 名	岡山県県債管理基金積立金
説 明 分類 事項名 (新)地方公営企業等金融機構出資金 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 E () () () () () () () () () ()	Е	(
分類 事項名 (新)地方公営企業等金融機構出資金 直 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 () () () () () () () () () ()		岡山県県債管理	基金条例に基づく運用益積立金
E 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 () () () () () () () () () ()	説明		
E () (141,000) (141,000) 地方公営企業等金融機構に対する出資金 説 明	分類	事 項 名	(新)地方公営企業等金融機構出資金
説明	E	前年度予算額	
		地方公営企業等	金融機構に対する出資金
	説明		

分類	事項名	庁舎等整備費			
E	前年度予算額 (1,986) 83,503	本年度要求額 (177,192) 254,396	本年度予算額 (177,192) 254,396		
	県庁舎及び県公 1 県庁舎整備費	舎の整備に要する経	費	177,192	
説明	2 県公舎整備費	舎建替関連整備等		77,204	
分類	事 項 名	土地開発基金繰	—————————————————————————————————————		-
Е	前年度予算額 () 2,729	本年度要求額 () 4,923	本年度予算額 () 4,923		
説 明			用益等の繰出に要する	5経費	
分類	事項名	納税対策等補助			
E	前年度予算額 (542,769) 542,769	本年度要求額 (539,473 539,473	本年度予算額 539,473) 539,473		
	県税の増収を図 1 軽油引取税報 2 産業廃棄物処 3 ゴルフ場利用	理税報償金	要する経費	514,531 18,578 6,364	
分類	事項名	岡山県三木記念			
Е	前年度予算額 () 6,301	本年度要求額 (6,201	本年度予算額) () 6,201		
説明	三木記念賞助月	戍事業に要する経費			

分類	事 項 名	公立大学法人岡山県立大学学術研究振興基金造成費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
E	(210,654) 210,654	
	事業の終了	
	争業の於「	
説明		
分類	事 項 名	岡山県防災対策条例(仮称)制定事業費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
E	(5,161) 5,161	
	事業の終了	
등시 미미		
説明		
	Ì	•
	}	
レンを	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (8,637,624) (8,492,609)
E分類計	13,930,833	14,136,320 15,615,155
一般会計言	前年度予算額 + (194,833,676)	本年度要求額 本年度要求額 (194,629,196) (194,803,703)
	204,794,313 は一般財源	204,981,303 206,779,660

分 類	事 項 名	公共用地等取得費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	額
特	1,000,000	1,000,000 1,000,0	000
	【岡山県公共用地	等取得事業特別会計】	
説明	公共用地の先行	亍取得に要する経費	
分類	事 項 名	証紙代金収納計器管理費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	額
特	()	() (
	7,451,273	7,007,322 7,007,3	322
	【岡山県収入証紙	等特別会計】	
	自動車税・自動車	車取得税の徴収及びその収納金の一	般会計への繰出に要する経費
	1 白動車稅,白劑	カ車取得税に係る一般会計繰出金	6,968,728
説明			
	2 証紙代金収納計	十器による自動車税・自動車取得税の徴	权経費 38,594
A) step	-tT- h		
分類	事 項 名	県債元金償還費 	
4.4.	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	額、
特	122,706,321	() () (142,093,026 142,093,0	026
	【岡山県公債管理	佐则合計】	
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· · · · · · · · · · · · · · · ·	
	県債の元金償還	は(公営企業会計を除く)に要する経費	
説明	1 一般会計実施	事業分	82,513,568
Mr .>1	 2 特別会計実施	事業分	7,139,458
		- J. J.	
	3 借換債分		52,440,000
		1	
分類	事 項 名	県債利子償還費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	新
特	(() ()
	23,067,635	22,297,314 22,297,	314
	【岡山県公債管理	!特別会計】	
	 県債の利子償還	{ (公営企業会計を除く)等に要する経	費
説明	1 一般会計実施		20,739,800
	2 特別会計実施	尹 耒刀	1,557,514
() /:	<u>し</u> は一般財源		

分類	事項名	県債取扱事務 費	
特	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算	額
107	121,738	180,714	714
	【岡山県公債管理	特別会計】	
	県債の償還及び	借入に係る手数料(公営企業会計を	除<)
説明	1 一般会計実施	事業分	173,001
	2 特別会計実施		7,713
	2 19794 11778		1,110
	_		
	,		
	光ケキマはな	土尼萨那	K dox
特別会計 計		本年度要求額 本年度予算)
	154,346,967 前年度予算額	172,578,376 172,578, 本年度要求額 本年度予算	376
計	(194,833,676) 359,141,280	(194,629,196) (194,803, 377,559,679 379,358,	703)
()14		011,000,010 010,000,	000

債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	期間	限 度 額
岡山県職員住宅購入費	平成21年度から 平成36年度まで	地方職員共済組合岡山県支部が767,406千円を限度として借り入れる 投資不動産資金の償還金及び利息(年率3.7%以内)相当額並びに公租 公課実額の合計額

〈説 明〉

地方職員共済組合の投資不動産資金で岡山市津島桑の木地区に建設する職員寮及び公舎建設費の 償還に要する経費

総務委員会資料(1)

平成20年度

当初予算額一覧表

平成20年2月15日

企画振興部

平成20年度 当初予算額一覧表

					1 195			見	()	位: 千円)
	平成19年度当初予算額 平成 20 年度					(C)/(A)				
	<u>区</u>	分		(A)	当	初要求額 (B)		当初予算額 (C)		(%)
	A 義	務的経費	(,	783,118)	(882,897)	(882,897)	(112.7)
				3,045,982		2,206,092		2,206,092	_	72.4_
_	В	一般公共	()	()	()	(-)
	公共	災害復旧	()	()	()	(-)
般	事業費	国直轄	()	()	()	(-)
	C 国庫	直補助事業費	(147,361)	(167,887)	(167,887)	(113.9
				926,438_		1,473,869	_	1,473,869		159.1
	D	人 件 費	(2,767,418)	(2,685,196)	(2,659,293)	(96.1)
会	基準			2,945,305	_	2,860,622		2,834,719	L	96.2
	行 政	運営費	(1,883,999)	(1,946,792)	(1,946,792)	(103.3
	運営費			2,415,877		2,475,610		2,475,610		102.5
	E 単県	具行政施策費	(3,100,791)	(3,352,711)	(3,351,875)	(108.1
計		. 14 24		7,754,237		8,413,280		8,412,444		108.5
	— 船	会計の計	(8,682,687)	(9,035,483)	(9,008,744)	(103.8
				17,087,839		17,429,473		17,402,734	L	101.8
	特別会計の計									
			<u> </u>	6,326,706	<u> </u>	6,220,125		6,220,125	_	98.3
	合	計	(8,682,687)	(9,035,483)	(9,008,744)	(103.8
				23,414,545		23,649,598		23,622,859	_	100.9
	企業会計の計									

^()は一般財源

分類	事項名	国庫支出金返納金
A	前年度予算額 (1,000) 1,000	本年度要求額 本年度予算額 (1,000) (1,000) 1,000 1,000
	電源地域振興	センター交付金の精算に係る返納金
説明		
	•	
分類	事 項 名	市町村振興宝くじ交付金
A	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () () () () () () () () () (
	1,294,567 市町村の財政資	1,322,463 1,
説明	の収益金を(財)	岡山県市町村振興協会へ交付するもの
DC 1973		
 分 類	事項名	在外選挙人名簿登録事務費
A	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
	732	732 7
	国外に居住する 交付金	る選挙人を市町村が在外選挙人名簿に登録するために必要な経費に対する市町村
説明	,	
)は一般財源	— 2 —

		(十年, 111)
分 類	事 項 名	県知事選挙執行費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
A	()	(862,444) (862,444) 862,444 862,444
	平成20年11月1	11日任期満了に伴う県知事選挙の執行に要する経費
説明		
		·
	-	
分 類	事 項 名	海区漁業調整委員会委員選挙執行費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
Α	()	(19,453) (19,453)
		19,453
	平成20年8月9月	日任期満了に伴う海区漁業調整委員会委員選挙の執行に要する経費
	十八八二〇十〇八 5 月	日本が持ずで下が中心信米例定女員五女員選手のが行れて女子の任真
=V =F		
説明		
	,	
	·	
分類	事項名	参議院議員選挙執行費
,,,,		
A	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
A	967,565	
<u> </u>	事業の終了	
ļ		
説明		
ļ		

分 類	事 項 名	県議会議員選挙執行費
A	前年度予算額 (782,118) 782,118	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	事業の終了	
説 明		
		·
		·
~		
,		
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
A分類計	(783,118) 3,045,982	(882,897) (882,897) 2,206,092 2,206,092

				(単位:千円)
分類	事項名	(新)空港整備費		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
С		(28,100) 562,000		
	 岡山空港におり	ける滑走路及び誘導	路の舗装劣化が著し	いため、舗装の改良を行うための経費
=¥ 110				
説明				
			•	
分 類	事 項 名	発電用施設周辺	地域整備費	
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	·
C .	249,489	() 267,346	267,346	
	電源三法(発電		備法、特別会計に関っ	する法律、電源開発促進税法)に基づき
説明		センター交付金交付		128,173
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		周辺地域交付金交付		92,044
	3 地域目立的発 	展支援交付金交付費		26,667
	4 科学技術振興	・普及事業費		20,000
	5 交付金事務等	交付金		462
/\ stee	事 不 2	同 細水曲		
分類	事 項 名	国土調査費		
С	前年度予算額 (147,361) 439,387	本年度要求額 (139,787) 416,890	本年度予算額 (139,787) 416,890	
			する地籍調査に要す	- - -る経費等への補助
	1 地籍調査費			411,953
説明	2 地籍調査指導	事務費		4,937
		- 222		2,001
		<u>. </u>		
			_	

分 類	事 項 名	委託統計調査費
С	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
C	230,007	225,078 225,078
	平成20年住宅・	土地統計調査等、国の委託統計調査を実施するために要する経費
説明		
		-
分類	事 項 名	政党助成事務受託費
• С	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	2,555	2,555 2,555
	政党助成法に基	基づく事務処理に要する経費
説明		
1 就 奶		·
 分類	事項名	参議院議員選挙臨時啓発費
73 %	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
С	() 5,000	() ()
	事業の終了	
説明		
0 /\ \mathrea{mathrea}	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
C分類計	926,438	(167,887) (167,887) 1,473,869 1,473,869
,	/)ナー が田子近	C

-		(単位:十円)
分類	事項名	岡山光量子科学研究所運営費
D	前年度予算額 (71,205) 71,205	本年度要求額 本年度予算額 (59,812) (59,812) 60,142 60,142
	岡山光量子科学	学研究所の管理運営に要する経費
説明		
分類	事項名	おかやま旧日銀ホール管理運営費
D	前年度予算額 (28,239) 28,239	本年度要求額 本年度予算額 (27,859) (27,859) 27,859 27,859
	 おかやま旧日銀 	ホールの管理運営に要する経費
説明		
分類	事項名	航空企画推進費
D	前年度予算額 (4,479) 4,479	本年度要求額 本年度予算額 (4,403) (4,403) 4,403 4,403
	岡山空港の機能	② 定定 では、 できます できます できます できます できます できます できます できます
説明		
分類	事項名	岡山空港運営費
D	前年度予算額 (283,268) 780,115	本年度要求額 本年度予算額 (312,905) (312,905) 801,936 801,936
	岡南飛行場及び	が岡山空港の管理運営に要する経費
説明		
		,

			(単位:千円)
分類	事項名	情報政策推進費	
D	前年度予算額 (48,196) 48,196	本年度要求額 本年度予算額 (96,748) (96,748) 96,748	
	情報政策業務の	推進及び情報処理のための職員研修等に要する経費	
		,	
説明			
分類	事 項 名	電子計算組織運営費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
D	(715,712) 715,712	(724,956) (724,956) 724,956 724,956	
	税務や財務・給	与等の電算処理業務の実施に要する経費	
説明			
成 切			
分類	事項名	地域政策推進費	= 11
D	前年度予算額 (36,889) 36,889	本年度要求額 本年度予算額 (39,573) (39,573) 39,573 39,573	
	地域振興施策の	推進に要する経費	
3V 10			
説 明			
		·	
分類	事 項 名	国際交流施設管理運営費	
D	前年度予算額 (67,555)	本年度要求額 本年度予算額 (65,527) (65,527)	
	69,360	67,345 67,345	
	岡山国際交流な	アンターの管理運営及び国際交流ヴィラの修繕に要する経費	
説明			
12/L 19/1			
	1		

分類	事 項 名	涉外事務費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
$\mid \mid \mid \mid \mid \mid \mid \mid \mid \mid $	(4,929)	(4,296) $(4,296)$	
	4,929	4,296 4,296	
説明	外国からの賓客	等の来岡に対応するための経費	
分類	事 項 名	旅券発給事務費	
D	前年度予算額 () 30,573	本年度要求額 本年度予算額 () () () () () (29,637 29,637	
		•	
	旅券法に基づき	海外渡航者に対し、旅券を発給する事務に要する経費	
説明	·		
100 -51			
分類	事項名	企画振興管理費	
分類 D	事 項 名 前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額	
	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757)	
	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
D	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
D	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
D	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
D	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
D	前年度予算額 (52,206) 52,206	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757	
D · 説明	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757	
D 説 明	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 安や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額	
D · 説明	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296)	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 ぼや主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837)	
D 説 明	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) 433,837)	
D 説 明	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 ぼや主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837)	
D 説 別 力 D	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) (433,837)	
D 説 明	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) (433,837)	
D 説 別 力 D	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) (433,837)	
D 説 明 力 D	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) (433,837)	
D 説 明 力 D	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) (433,837)	
D 説 明 力 D	前年度予算額 (52,206) 52,206 県政の重点施領 事項名 前年度予算額 (447,296) 447,296	本年度要求額 本年度予算額 (49,757) (49,757) 49,757 49,757 (49,757) 数や主要事業の調整等に要する経費 県民局管理運営費 本年度要求額 本年度予算額 (433,837) (433,837) (433,837) (433,837)	

		(単位:十円
分 類	事 項 名 統計普及費	_
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額	
D	(10,292) (9,983) (9,983)	
2	10,337 10,013 10,013	
	統計業務の研修・指導及び刊行物の発行等に要する経費	
説明		
ולי יולו		
分 類	事 項 名 土地対策調整費	
-	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額	
D	(6,532) (6,104) (6,104) 7,405 6,704 6,704	
	7,405 0,704	
	岡山県県土保全条例の施行及び土地利用の総合調整等に要する経費	
説明		
元		
	·	
分 類	事 項 名 吉備高原都市センター区等施設管理費	
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額	
D	(66,233) (71,525) (71,525)	
D	67,968 78,897 78,897	
	吉備高原都市センター区等の管理に要する経費	
説明		
分類	事 項 名 市町村行財政連絡調整費	,
分類	<u> </u>	
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額	
分類 D	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257)	
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257)	
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
D	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
D	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
D	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
D	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	
D	前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (31,960) (30,257) (30,257) 31,960 30,257 30,257	

分 類 事 項 名 選挙管理委員会深営費 新年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 9,008 9,250 9,250 9,250 同山県選挙管理委員会の運営に要する経費 説 明				(中位,1门)
D (9,008) (9,250) (分 類	事項名	選挙管理委員会運営費	
D (9,008) (9,250) (前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
1,883,999 1,883,999 1,883,999 1,946,792 1,	D	(9,008)	(9,250) (9,250)	
競 男		9,008	9,250 9,250	
競 男		岡山県選挙管理	 季日会の運営に要する経費	
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,475,610 2,475,610		岡田小医子自名	E.女只五小庄日に女) 3/庄良	
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,475,610 2,475,610	-W H□			
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610	況 明			
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610	ľ			
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610	İ			
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610			•	
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額 [1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877 2,475,610 2,475,610				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額				
重営費計 (1,883,999) (1,946,792) (1,946,792) (2,415,877				
2,415,877	AT 377 TH =1	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
	連宮費計	1,883,999) 2 415 877	[(1,946,792)	
	(

分 類	事 項 名	企画振興部関係人件費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
D	(2,767,418)	(2,685,196) (2,659,293)	
	2,945,305	2,860,622 2,834,719	
	企画振興部職員	に係る給与費	
説明			
		·	
		•	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
人件費計	2,767,418) 2,945,305	(2,685,196) (2,659,293) 2,860,622 2,834,719	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
D分類計	(4,651,417) 5,361,182	(4,631,988) (4,606,085) 5,336,232 5,310,329	
()は一般財源	- 12 -	

			(単位:十円)
分類	事 項 名	光量子科学研究推進費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
E	(23,546) 34,552	(29,863) (29,863) 40,231 40,231	
	先端科学技術の 推進するための経	Dキーサイエンスである光量子科学分野において、 費	実用化にもつながる理論研究を
説明	1 光量子科学研	究推進費	29,803
	2 科学技術振興	事業費	1,947
	3「集まれ!科学	:好き」開催事業費	2,437
	4 物理チャレン	ジ2008開催事業費(新)	6,044
		· 	
分 類	事 項 名	倉敷チボリ公園事業促進費	
E	前年度予算額 (489,310) 1,196,293	本年度要求額 本年度予算額 (478,277) (478,277) 893,560 893,560	
			りに発展するための経費
説明	1 倉敷チボリ公園	國用地賃借料	598,293
	2 チボリ・ジャパン	/(株)貸付金	291,300
	3 県施設アイコン	等撤去費	3,967
分 類	事項名	ユニバーサルデザイン推進事業費	
E	前年度予算額 (17,607) 17,607	本年度要求額 本年度予算額 (18,864) (18,864) 18,864 18,864	
		ヾーサルデザインの考え方の浸透を図り、すべての E活できる「誰もが暮らしやすいおかやまづくり」を推	
説明	1 ユニバーサル	デザイン推進事業費	6,825
	2 協働によるUI)基盤づくり事業費	4,896
	3 まちかどUD核	B 働推進事業費	5,135
	4 UDほっとステ	ーション・サテライト事業費(新)	2,008

分類	事 項 名	航空路線対策費		
E	前年度予算額 (53,755) 53,755		年度予算額 59,567) 59,567	
説明	図るとともに、旅客	日本における中核的な国際 便における新規路線、さら ポートセールスを展開する	には航空貨物便の運航促	と目的として、既存路線の充実を 進を図るため、航空会社等に対
	 1 定期路線等運	航促進事業費	•	31,089
	2 国際路線利用	拡大事業費		15,705
	3 航空貨物便運	航促進事業費		4,422
	4 国際新規路線	利用促進事業費(新)		8,351
		-		
分類	事項名	空路利用促進対策費		
Е	前年度予算額 (54,851) 54,851	本年度要求額 本 (49,214) (49,214	年度予算額 49,214) 49,214	
	岡山空港の路線 利用促進活動を原	腺の充実に向けて、利用者 展開する経費	の増加を図るため、空路利	用を促進する会等と一体となって
説明	1 企業・団体個別	川訪問要請事業費		1,459
	2 空路利用促進	対策事業費		46,855
	3 岡山空港開港	20周年記念事業費	·	900
	1			

		_	(単位:千円
分 類	事 項 名	空港整備促進関連費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
E	(29,152) 670,285	(76,165) (76,165) 669,686 669,686	
	岡山空港を真に	西日本における国際拠点空港とするため、	各施設の高機能化等に要する経費
説明	 1 岡山空港環境 	影響調査事業費	9,680
	2 岡山空港3Sプ	ラン促進事業費	26,296
	3 岡山空港滑走	路·誘導路舗装改良事業費	44,292
	4 岡山空港保安	対策事業費	13,860
	5 岡山空港整備	関連費	6,000
	6 岡南飛行場整	備関連費	3,558
	7 ターミナルビル	等整備費	566,000
		-	
分類	事項名	IT戦略推進費	
E _.	前年度予算額 (270,084) 279,587	本年度要求額 本年度予算額 (293,440) (293,440) 302,902 302,902	
		ー 備の促進に加え,地域の企業や団体がITを こする様々なサービスの提供を促進するたと	
説明	1 高度情報化等	工 推准重装费	
	(1)高度情報化推		73,456
	(2)コミュニティIT	・タウン推進モデル事業費	21,256
	(3)「情報リテラシ	一向上運動」推進費(新)	2,229
	2 情報通信基盤 (1)「ケータイ」不り	ĸ整備事業費 惑地域対策事業費	18,000
	(2)ブロードバント	、・ゼロ解消促進事業費	. 16,000
	(3)ユビキタス社会	会実感モデル事業費	14,552
	3 情報システム	最適化事業費(新)	29,914
		最適化事業費(新) ミネットワーク等推進費	29,914 23,576
	4 地域衛星通信 5 行政情報化推	言ネットワーク等推進費	
	4 地域衛星通信5 行政情報化拍 (1)電子申請シス	言ネットワーク等推進費	23,576
	4 地域衛星通信5 行政情報化拍(1)電子申請シス(2)文書管理シス	ネットワーク等推進費 進整備費 テム推進整備費	23,576 39,539

				(単位:千円)
分類	事 項 名	岡山情報ハイウェ	- 才推進費	
E	前年度予算額 (162,328) 191,151	本年度要求額 (137,064) 145,092	本年度予算額 (137,064) 145,092	
説明	岡山情報ハイウ に要する経費	ェイのより高度な利活	5用を促進するため、	安全で信頼性の高いネットワークの構築・運用
		·		
分類	事項名		システム整備・運営	基
E	前年度予算額 (402,844) 402,844	本年度要求額 (388,295) 388,295	本年度予算額 (388,295) 388,295	
	総合行政ネットワ	フーク及び県庁イント	ラネットシステムの運	用経費
説明				
分類	事 項 名	住民基本台帳ネ	ットワークシステム化技	推進事業費
Е	前年度予算額 (153,809) 153,809	本年度要求額 (153,809) 153,809	本年度予算額 (153,809) 153,809	_
	全国の市町村、	都道府県を結ぶ住民	基本台帳ネットワー	クシステムの運用に要する経費
説明				

分類			(単位:千円)
	事 項 名	中山間地域活性化事業費	
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額	
E	(35,876) 35,876	(22,499) (22,236) 22,499 22,236	
	中国地方中山 ための経費	間地域振興協議会などによる調査・研究及び交流・	定住による中山間地域活性化の
説明	1 中国地方中山	間地域振興協議会共同事業費	1,145
	2 おかやま田舎	暮らしサポート事業費	500
	【重点化事業】 3"おかやま晴れ <i>0</i>	の国ぐらし"魅力発信事業費	14,176
	【重点化事業】 4 ふるさと回帰促 (1)ふるさと回帰作	· · · · · ·	4,500
	(2)UIJターン等 [†]	青報発信事業	415
	(3)地域間交流仍	足進モデル事業	1,500
分 類 E	事 項 名 前年度予算額 (.)	(新)中山間地域等特別支援事業費【重点化事本年度要求額 本年度予算額 (277,000) (277,000) 1,000,000 1,000,000	· 業】
	限界集落問題 施策を推進するが	をはじめとする課題を有する中山間地域の活性化を とめの経費	と図るため、重点的・効果的に
説明	1 集落機能再編	・強化事業費	10,000
	2 地域交通自立	促進支援事業費(限界集落特別対策)	30,000
	3 中山間地域魅	力づくり支援事業費	60,000
	4 中山間地域等	生活・交流基盤整備推進事業費	900,000
分 類	事 項 名	地域振興対策費	
- E	前年度予算額 (89,707) 89,707	本年度要求額 本年度予算額 (88,167) (88,167) 88,167 88,167	
	地域拠点施設の)利用促進を図るとともに, 地域づくりの新たな展開を	と支援するための経費
	1 グリーンヒルズ	津山利用促進等対策費	2,878
説明	1 // -/		
説明		ホール建設事業費補助金	83,167
説明		*	83,167 1,042

			(単位:千円)
分類	事 項 名	国際協力貢献推進費	
E	前年度予算額 (39,249) 40,039	本年度要求額 本年度予算額 (38,781) (38,781) 39,571 39,571	
	国際貢献のため	の人材育成や本県の特性を生かした国際協力・	貢献活動の推進に要する経費
説明	1 国際貢献推進 (1)国際貢献ボ	事業費 ランティア養成講座開催事業費	1,100
	(2) 国際貢献県.	民協働促進事業費	3,820
	(3) 国際救援物	資備蓄事業費	2,169
	 (4) 国際救援活!	動要員養成講座事業費	1,601
,	(5)世界に翔ける	ボランティア事業費	1,238
	(6) 岡山発国際	貢献活動推進事業費	5,500
	 (7)国際貢献「は	はじめの一歩」推進事業費	1,023
	2 国際貢献ロー	カル・トウ・ローカル技術移転事業費	23,120
分 類 	事 項 名 前年度予算額 (60,340)	国際交流・多文化共生推進費 本年度要求額 本年度予算額 (61,121) (61,121)	
E	89,435	83,514	
	外国と友好関係 外国人が暮らしゃ	系を築き交流を進めることによる岡山からの情報発 っすい環境づくりや留学生への支援等に要する経	信を通じた世界との結びつきの強化及び 費
説明	1 国際交流事業 (1)国際交流事		20,876
	(2) 岡山·韓国原	是尚南道交流事業費(新)	7,657
	(3) 外国青年招	致事業費	40,402
	2 多文化共生推 (1) 多文化共生		2,125
	(2)地域の多文(比共生活動促進事業費(新)	1,376
	(3)海外県人会社	舌動促進事業費	2,438
	(4)私費外国人	留学生対策事業費	8,640
		· ·	

	r		(単位: 千円)
分類	事 項 名	政策企画調査研究費	
E	前年度予算額 (38,783) 39,063	本年度要求額 本年度予算額 (40,575) (40,002) 42,102 41,529	
1	社会情勢の変化	とに伴う新たな行政課題や県民ニーズに対応した	施策立案のための研究等に要する経費
説明	1 政策企画調査	研究費	17,671
	2 夢づくりチャレ	ンジ県政政策研究会	1,871
	3 県政オピニオン	ノ会議	5,598
	4 科学技術政策	調査研究事業費	5,042
	5 大学コンソーシ	アム連携等推進事業費	1,039
		誘致·開催推進事業費 誘致·開催推進事業費	1,833
	【重点化事業】 (2)コンベンション	誘致·開催"拠点力"強化事業費	6,948
	7 ルネスホールフ	文化·芸術活動事業費	1,200
	8 水需給動態受	託調査費	327
分 類	事 項 名	県民局庁舎整備費	
E	前年度予算額 (26,549) 253,649	本年度要求額 本年度予算額 (81,217) (81,217) 443,217 443,217	
	 県民局庁舎の鏨	を備に要する経費	
説明	1 耐震改修費		407,217
	2 県民局庁舎整	備事業費	36,000
		•	
分類	事 項 名	地方振興事業調整費	
E	前年度予算額 (557,000) 1,114,000	本年度要求額 本年度予算額 (527,000) (527,000) 1,002,000 1,002,000	
	事業相互間の訓	調整等を行うための経費	
 説 明			

			(早	位:干円)
分 類	事項名	岡山県単独統計調査費		
	前年度予算額	本年度要求額 本年度		
E	(4,443) 4,994	(4,088) (4,655	4,088) 4,655	
	県単独で行う人	口の調査、県民経済計算及び産	〔業連関表の作成等に要する経費	
説 明	 1 岡山県毎月流	動人口調査費	1,681	
	2 岡山県鉱工業	指数作成費	467	
	3 県民経済計算	費	1,177	
	4 産業連関表作	· 成費	555	
	5 指標算定費		775	
分 類	事項名	国土利用計画法関係費		
	前年度予算額	本年度要求額 本年度	予算額	
E	(52,725) 53,155		52,513) 59,917	
	国土利用計画法 調整及び国土利/	等に基づいて行う土地取引の肩 月計画(県計画)の改定等に要す	留出の処理、地価調査等及び国土利用計画の る経費	
説明				•
	1 土地利用規制	等対策費	7,037	
	2 地価調査費		44,528	
	3 土地基本調査	費	7,404	
	4 国土利用計画	関係費	948	•
分 類	事項名	吉備高原都市活性化事業費	· ·	
Е	前年度予算額 (20,687) 20,687	本年度要求額 本年度 (22,909) (22,909	予算額 22,909) 22,909	
)活性化に要する経費	22,300	
説明				
	1			

(単位: 壬円)

分類 事項名 公共用地等取得事業特別会計線出金 直径、594 (228,159) (228,159) 262,594 (228,159) (228,159) 古備高原都市自然レクリエーション区用地の取得等に係る特別会計への線出金 古備高原都市自然レクリエーション区用地の取得等に係る特別会計への線出金 説明 事項名 市町村支援事業費 自前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) 本年度予算額 (3,576) (2,384,140) (2,386,576) (2,386,576) (2,384,140) (2,386,576) (2,386,576) (2,384,140) (2,386,576) (2,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (3,386,576) (4,4140) (4,4140) (4,576) (5,576) (2,386,576) (3,386,576) (5,776) (4,4140) (4,4140) (6,576) (4,4140) (4,4140)<
E 262,594 (228,159) 228,159) 228,159) 古備高原都市自然レクリエーション区用地の取得等に係る特別会計への繰出金 説 明 市町村支援事業費 E 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) (6,576) 本年度予算額 (6,576) 2,384,140 (2,386,576) 2,386,576) 股び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 608) 1 市町村合併を発事業費 (608) 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 (2,380,000) 3 政令市移行支援事業費 (4 地域サミット開催費 (1,306) 5 市町村関係団体助成費 (1,900)
E 262,594 228,159 228,159 228,159 吉備高原都市自然レクリエーション区用地の取得等に係る特別会計への繰出金 説 明 事項名 市町村支援事業費 直 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) (6,576) (2,386,576) (2,386,576) 2,386,576) 上 1,414) (2,386,576) (2,386,576) (2,386,576) 2,386,576) 上 カリカー 大学生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域ナミット開催等に要する経費 608) 1 市町村合併啓発事業費 608) 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000) 3 政令市移行支援事業費 2,762) 4 地域サミット開催費 1,306) 5 市町村関係団体助成費 1,900)
説 明 事項名 市町村支援事業費 E 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) (6,576) (2,386,576) (2,386,576) (3,576) (2,386,576) 正 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 608 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
分類 事項名 市町村支援事業費 E 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) (5,576) (5,576) (2,384,140) (2,386,576) 本年度予算額 (5,576) (2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 (3,380,000) 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 (4地域サミット開催費 (1,306) 5 市町村関係団体助成費 (1,900)
分類 事項名 市町村支援事業費 E 前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) (5,576) (5,576) (2,384,140) (2,386,576) 本年度予算額 (5,576) (2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 (3,380,000) 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 (4地域サミット開催費 (1,306) 5 市町村関係団体助成費 (1,900)
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140)(6,576)(6,576) 2,384,140 本年度予算額 (6,576) 2,386,576 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
E 前年度予算額 本年度要求額 (4,140) (6,576) (6,576) (6,576) (2,384,140) (2,386,576) 本年度予算額 (4,140) (6,576) (6,576) (2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 (608) (2 岡山県市町村合併支援特別交付金) (2,380,000) (3 政令市移行支援事業費) (2,762) (4 地域サミット開催費) (1,306) (5 市町村関係団体助成費) (1,900)
E 前年度予算額 本年度要求額 (4,140) (6,576) (6,576) (6,576) (2,384,140) (2,386,576) 本年度予算額 (4,140) (6,576) (6,576) (2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 (608) (2 岡山県市町村合併支援特別交付金) (2,380,000) (3 政令市移行支援事業費) (2,762) (4 地域サミット開催費) (1,306) (5 市町村関係団体助成費) (1,900)
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140)(6,576)(6,576) (6,576) (2,384,140)(2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 説 明 1市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5市町村関係団体助成費 1,900
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140)(6,576) 2,384,140 本年度予算額 (6,576) 2,386,576 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140)(6,576) 2,384,140 本年度予算額 (6,576) 2,386,576 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140)(6,576) 2,384,140 本年度予算額 (6,576) 2,386,576 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額 (4,140) (6,576) (6,576) (2,384,140) (2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 説 明 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
E (4,140) (2,386,576) (2,386,576) (2,386,576) 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
2,384,140 2,386,576 2,386,576 2,386,576 2,386,576 2,386,576 2,386,576 2,386,576 1 市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900 1,900
市町村合併に際して発生する臨時的な経費に対して交付する特別交付金などの市町村への支援及び夢づくり地域サミット開催等に要する経費 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
説 明 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
説 明 1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
1 市町村合併啓発事業費 608 2 岡山県市町村合併支援特別交付金 2,380,000 3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
3 政令市移行支援事業費 2,762 4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
4 地域サミット開催費 1,306 5 市町村関係団体助成費 1,900
5 市町村関係団体助成費 1,900
5 市町村関係団体助成費 1,900
分類 事項名 移譲事務市町村交付金
前年度予算額 本年度要求額 本年度予算額
E (185,765) (202,627) (202,627)
185,765 202,627 202,627
条例に基づき県から市町村に移譲された事務を処理する市町村への交付金
説 明 1 移譲事務市町村交付金 61,952
2. 投資車發表町村亦付令(亚戌17年度长針公)
2 移譲事務市町村交付金(平成17年度指針分) 140,675

分 類	事 項 名	岡山県市町村振	興基金繰出金	
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
E	() 59,326	() 49,904	() 49,904	
	市町村振興基金	念の運用益を当該基金	金へ繰り出すもの	
説明				·
	T			
分類	事 項 名	地方財政事業受	託調査費	
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
E 	1,426	1,322	1,322	
	公営企業金融公	公庫の委託を受けて実	ミ施する貸付金使途 と	犬況調査に要する経費
 説 明				
ן עלי טעם				·
分類	事項名	明るい選挙推進	事業費	
Е	前年度予算額 (7,422)	本年度要求額 (6,921)		
	7,422	6,921	6,921	
	明るく正しい選 要する経費	挙を実現することを目	的として,有権者のī	政治意識の向上を図るための普及啓発に
説明	 1 明るい選挙推	准重業費		6,506
	2 政治資金関係			415
	4 以伯貝並閔怀 	777分頁		410

分 類	事項名	県知事選挙臨時啓発費
E	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (8,000) (8,000) 8,000 8,000
	平成20年11月11	日任期満了に伴う県知事選挙の投票参加を呼びかける臨時啓発に要する経費
説明		
分類	事項名	地域元気づくり支援事業費
E	前年度予算額 (12,000) 12,000	本年度要求額 本年度予算額) ()
	事業の終了	
説明	1	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
分類	事項名	岡山県市町村振興センター建設助成費 本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額
Е	前年度予算額 (41,006) 41,006	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	事業の終了	-
説明		
()は一般財源	- 23 -

分 類	事項名	県議会議員選挙	臨時啓発費		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
E	(5,219)	()	()		
	5,219	<u> </u>	*		
	事業の終了				
				•	
説明			•		
				·	
		•			
]				
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
E分類計	(3,100,791)	(3,352,711)	(3,351,875)		
	7,754,237	8,413,280 本年度要求額	8,412,444 本年度予算額		
一般会計	前年度予算額 (8,682,687)	本年度要求額 (9,035,483)	本年度予算額 (9,008,744)	-	
の計	17,087,839	17,429,473	17,402,734		
~ ()は一般財源		- 24 -		

分 類	事 項 名	吉備高原都市建設用地取得管理費
特	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ()
- 14	5,720,144	5,652,543 5,652,543
	【岡山県公共用地	等取得事業特別会計】
	吉備高原都市に	工係る住宅供給公社への貸付金等に要する経費
説明		
,		
分 類	事 項 名	県債元金償還費(36)
特	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ()
	88,218	88,218 88,218
	【岡山県公共用地	2等取得事業特別会計】
説明	自然レクリエーシ	/ョン区取得に係る起債の元金償還に要する経費
ήθ91		
	·	,
分類	事項名	県債利子償還費(36)
	前年度予算額	本年度要求額本年度予算額
特	() 19,559	18,150 18,150
	【岡山県公共用地	也等取得事業特別会計】
=24 00	自然レクリエージ	ンョン区取得に係る起債の利子償還に要する経費
説明		
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 本年度予算額
岡山県公共用 地等取得事業 特別会計	()	
(5,827,921)は一般財源	5,758,911 5,758,911 - 25 -

分 類	事 項 名	寄島干拓地等造成費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
特	() 47,526	() () 55,455
	 【岡山県港湾整備	事業特別会計】
		持管理業務等に要する経費
説 明	1 四 1 707607/6	1916年末初中代安介。1916年
分類	事項名	県債元金償還費(39)
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
特	390,570	344,919 344,919
	【岡山県港湾整備	:事業特別会計】
		情事業に係る起債の元金償還に要する経費
説 明	新島丁和地登號 	1争未に体る起限の元並俱逐に安する程度
		<u> </u>
分 類	事 項 名	県債利子償還費(39)
44-	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
特	60,405	59,760
	 【岡山県港湾整備	事業特別会計】
	客島王拓地整 値	情事業に係る起債の利子償還に要する経費
説 明	H) H) I H-CIE	
分類	事項名	県債取扱事務費(39)
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
特	()	
	284	1,080 1,080
	【岡山県港湾整備	情事業特別会計】
글삼 ㅁㅁ	寄島干拓地整体	帯事業に係る起債の償還に要する手数料
説明		
岡山県港湾 整備事業特	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 () ())
別会計 特別会計	498,785	461,214 461,214 本年度要求額 本年度予算額
	()	
の計	6,326,706 前年度予算額	6,220,125 6,220,125 本年度要求額 本年度予算額
計	(8,682,687) 23,414,545	(9,035,483) (9,008,744) 23,649,598
(<u> 23,414,545</u>)は一般財源	25,649,596 25,622,659 - 26
,		

平成20年度

当初予算額一覧表

平成20年2月15日

企 業 局

企 業 局 (単位:千円)

		区		,	 分			平成19年	度	平	成 2	0 年度	(C) / (A)
					<i></i>			当初予算額((A)	当初要求額	(B)	当初予算額(C)	(%)
電	収益	電	気	事	業	収	益	2, 452, 5	27	2, 437,	321	2, 437, 321	99. 4
电	的	電	気	事	業	費	用	2, 325, 5	23	2, 298,	127	2, 298, 127	98. 8
気	収支	当	年	度	純	利	益	127, 0	04	139,	194	139, 194	109. 6
事	資本	資	本	É	的	収	入	1, 502, 4	60	8,	888	8, 888	0. 6
業	的	資	本	É	内	支	出	2, 969, 9	93	939,	157	939, 157	31. 6
	収支	資	金	過	不	足	額	△ 1, 467, 5	33	△ 930,	269	△ 930, 269	63. 4
工	収益	I.	業用	水道	道事	業収	7益	3, 796, 4	52	3, 880,	432	3, 880, 432	102. 2
業	的	エ	業用	水道	首事	業費	用	3, 361, 4	63	3, 279,	814	3, 279, 814	97. 6
用水	収支	当	年	度	純	利	益	434, 9	89	600,	618	600, 618	138. 1
道	資本	資	本	É	的	収	入	2, 023, 1	77	67,	969	67, 969	3. 4
事	的収	· 資 —	本	· 拍	内 ——	支 ——	出	6, 173, 3	23	2, 270,	121	6, 270, 121	101. 6
業	l .	資	金	過	不	足	額	△ 4, 150, 1	46	△ 2, 202,	152	△ 6, 202, 152	149. 4
	収益	事	3	業	47	ζ	益	6, 248, 9	79	6, 317,	753	6, 317, 753	101. 1
合	的	事	3	業	費	†	用	5, 686, 9	86	5, 577,	941	5, 577, 941	98. 1
1	収支	当	年	度	純	利	益	561, 9	93	739,	812	739, 812	131. 6
=1	資本	資	本	Á	勺	収	入	3, 525, 6	37	76,	857	76, 857	2. 2
計	的	資	本	台	勺	支	出	9, 143, 3	16	3, 209,	278	7, 209, 278	78. 8
	収支	資	金	過	不	足	額	△ 5, 617, 6°	79	△ 3, 132,	421	△ 7, 132, 421	127. 0

電気事業会計

分		彩	ŀ	E		平成19年度	平成2	0 年度	
類	款		Ą	Ę		当初予算額	当初要求額	当初予算額	功91
- 100	電	営	業	収	益	2, 316, 425	2, 277, 476	2, 277, 476	電力料 2, 196, 471 供給目標電力量 251, 836MWh 単価 8. 31円/kWh
	気								(総合 8.35円、卸供給 7.93円)
収									他会計からの負担金 71,599
	事								その他 9,406
	業	財	務	収	益	34, 436	61, 704	61, 704	受取利息
益	収	営	業タ	卜収	益	101, 666	98, 141	98, 141	利子補給金ほか
	益	合			計	2, 452, 527	2, 437, 321	2, 437, 321	
的	電	営	業	費	用	1, 959, 753	1, 943, 566	1, 943, 566	発電所運転経費1,284,394減価償却費ほか659,172
	気	財	務	費	用	289, 969	268, 592	268, 592	支払利息
収	事	営	業を	人費	用	65, 801	75, 969	75, 969	消費税及び地方消費税 70,000 その他 5,969
	業	予	偱	Ħ	費	10, 000	10, 000	10, 000	
	費	合			計	2, 325, 523	2, 298, 127	2, 298, 127	
支	用		国庫 企 そ	補助 業 の	金債他	2, 325, 523	2, 298, 127	2, 298, 127	
	当		度 糾		益	127, 004	139, 194	139, 194	

電気事業会計

分		科 目	平成19年度	平成 2	0年度	
類	款	項	当初予算額			説明
	資	固定資産売却代金		50	50	
in the state of th	本	一般会計からの負担金	2, 410	4, 318	4, 318	
資	的	工水会計からの負担金	0	4, 520	4, 520	
	収	他会計貸付金償還金	1, 500, 000	0	0	
	入	合 計	1, 502, 460	8, 888	8, 888	
本		建設仮勘定	312, 000	109, 000	109, 000	発電総合管理事務所(仮称)建設 事業
的	資本	建設改良費	364, 286	322, 495	322, 495	旭川建設改良事業 57,236 (制御用電源装置増設等) 新見建設改良事業 57,183 (自動電圧調整器取替等) 加茂建設改良事業 173,778 (電気調速機盤、励磁装置盤等取替等) その他 34,298
	的	企業債償還金	493, 707	507, 662	507, 662	
収	支	他会計貸付金投資有価証券	1, 500, 000 300, 000	0	0	
	出	合 計	2, 969, 993	939, 157	939, 157	
支		財国庫補助金源内企業債での他	2, 969, 993	939, 157	939, 157	
	資	金過不足額	△ 1, 467, 533	△ 930, 269	△ 930, 269	補 てん 財源 消費税等資本的収支調整額 20,133 過年度分損益勘定留保資金 910,136

工業用水道事業会計

分		7	科		目		平成194	F.度	平成 2	0年	度		- PG - PG
類	款			項			当初予算	額	当初要求额	当初]予算	額	説明
	工業	営	業		収	益	3, 656,	556	3, 685, 564	3,	685, 50	64	給水収益 3,682,306 基本使用水量(日量) 559,660㎡ 給水工場数 106工場 その他 3,258
収	用水	財	務		収	益	53,	712	100, 301		100, 30)1	受取利息
	道事	営	業	外	収	益	83,	300	82, 183		-82, 18	33	受託工事収益ほか
益	業収	特	別		利	益	2,	884	12, 384		12, 38	34	
	益	合				計	3, 796,	452	3, 880, 432	3,	880, 43	32	
的		営	業		費	用	2, 671,	726	2, 608, 817	2,	608, 81	17	工業用水給水経費 1,581,201 減価償却費ほか 1,027,616
	業用	財	務		費	用	547,	916	505, 380		505, 38	30	支払利息
ıbə	水	営	業	外	費	用	129,	821	153, 617		153, 61	- 1	消費税及び地方消費税 140,000 その他 13,617
収	道事	予		備		費	12,	000	12, 000		12, 00	0	
	業	合				計	3, 361,	463	3, 279, 814	3,	279, 81	4	
支	費用	源	国企		美	金債他	3, 361,	463	3, 279, 814	3,	279, 81	4	
	当	年	度	純	利	益	434,	989	600, 618		600, 61	8	

工業用水道事業会計

													_	चार व्य	0.4	0 A	nte			
分			科		_ <u> </u>				ὶ 1 ·							0年		e A-A-	- Alexer	説明
類	款							当者	<u>リ</u> 予	算	額	当老	儿 岁	是求	額	当る		' 鼻	額	
	資	固分	定資	産	売:	却代	金				100				100			,	100	
	本	負		ŧ	<u>H</u>		金		12	3,	077			67, 8	369		(67, 8	869	笠岡共用導水路改良工事
資	的収	他会	計	貸付	寸金	貸還	量金		1, 90	0,	000				0				0	
	入	습	ì			indicated in the second	it		2, 02	3,	177			67, 9	969		(67, 9	969	
本	資	建	設	Ç	女	良	費		62	5,	056		2	99, 9	981		25	99, 9	981	水島建設改良事業 122,82- (西之浦1・2号沈殿池排泥電動弁取替等) 笠岡建設改良事業 125,135 (船穂遠方監視制御設備取替等) その他 52,015
的	本	企	業	債	償	還	金		94	8,	267		9	70, 1	140		9′	70,	140	
	的	他	슾	計	貸	付	金		3, 90	0,	000				0	,	4, 0	00, (000	
収	支	投	資	有	価	証	券		70	0,	000		1, 0	00, 0	000		1, 0	00, (000	
		台	ì			Ī	Ħ		6, 17	3,	323		2, 2	70, 1	121		6, 2	70,	121	
	出	財	国	庫	補	助	金													
		源				- <i></i>														
支		内	企 		業		債													
		訳	そ		の		他		6, 17	3,	323	_ !	2, 2	70, 1	121		6, 2	70,	121	
	資	金	過	<u>-</u>	不	足	額	Δ	4, 15	0,	146	Δ :	2, 2	02, 1	152	Δ	6, 20	02,	152	補てん財源 消費税等資本的収支調整額 11,055 過年度分損益勘定留保資金 4,559,746 当年度分損益勘定留保資金 1,021,35 繰越利益剰余金処分額 610,000

平成 20 年度

当初予算額一覧表

平成20年2月15日

出納局, 議会事務局, 人事委員会事務局, 監査事務局

平成 20 年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

		 S 分		平成19年度当初予算额	Į.	平成2		(C)/(A)	
				(A)	\perp	当初要求額(B)	当初予算額(C)	(%)	\rfloor
				()	()	()
	A 義	務的経	費	10,000		10,000	10,000	100.0	
				() ()	()	()
	B 公	共事業	費						
)	()	()
般	<u>C</u> 国	庫補助事業	費						
				522,390		519,107)	(491,056)	(94.0)
	D	人 件	費	522,390	\perp	519,107	491,056	94.0	\rfloor
	基 準			(330,538		336,679)	(336,679)	(101.9)
숲	行 政	運 営	費	330,828	\downarrow	336,936	336,936	101.8	\downarrow
	運営費			(852,928) (855,786)	(827,735)	(97.0)
		_ 計		853,218		856,043	827,992	97.0	
				() (177,199)	(177,199)	()
計	E 単	県行政施策	費			177,199	177,199		
				(852,928) (1,032,985)	(1,004,934)	(117.8)
		般会計の	計	863,218		1,043,242	1,015,191	117.6	
岡	山県収	入証紙等特別	引会計	3,690,358		3,679,719	3,679,719	99.7	
Ì	司山県月	月品調達特別]会計_	1,345,944		1,096,856	1,096,856	81.5	
牛	寺 別 名	会計の計	-	5,036,302		4,776,575	4,776,575	94.8	
				(852,928) (1,032,985)	(1,004,934)	(117.8)
	合	=	_	5,899,520		5,819,817	5,791,766	98.2	

出納局 (単位·千円)

				(<u> </u>
分類	事 項 名	小切手支払未済値	賞還金		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
A	()	()	()		ľ
Λ			` ′		
	10,000	10,000	10,000		
	支払い後一年を経	圣過した隔地払金で、	債権者からの請求に	対する支払い経費	
説明					
	·				
	Ale bee play of the start		also been plant as belon store		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
A分類計	()	()	()		
	10,000	10,000	10,000		

出納局 (単位:千円)

				(単位:千円)
分 類	事 項 名	出納局職員費		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D	(522,390)	(519,107)	(491,056)	
	522,390	519,107	491,056	
	出納局関係職員	こ係る給与費		
説明				
分類	事 項 名	金銭出納事務費		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D	(213,711)	(211,787)	(211,787)	
	213,711	211,787	211,787	
説明	経費 金銭出納経費 収入証紙等特		算、審査、給与·旅費 97,147 114,247 393	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
分類	事 項 名	物品出納事務費		
	争 垻 石 	物加山剂争伤复		
D	前年度予算額 (116,827) 117,117	本年度要求額 (124,892) 125,149	本年度予算額 (124,892) 125,149	
	前年度予算額 (116,827) 117,117 物品·庁用自動車	本年度要求額 (124,892) 125,149 この出納・管理に要する	(124,892) 125,149 る経費	
D 説明	前年度予算額 (116,827) 117,117	本年度要求額 (124,892) 125,149 この出納・管理に要する	(124,892) 125,149	
	前年度予算額 (116,827) 117,117 物品·庁用自動車 · 物品出納経費	本年度要求額 (124,892) 125,149 この出納・管理に要する	(124,892) 125,149 る経費 4,127	
	前年度予算額 (116,827) 117,117 物品·庁用自動車 · 物品出納経費 庁用自動車管	本年度要求額 (124,892) 125,149 この出納・管理に要する 理費	(124,892) 125,149 る経費 4,127 121,022	

出納局 (単位·千円)

	T			
分類	事項名	 (新)総務事務シン 	ステム整備費 【重点	化事業】
-	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	-
E	()	(177,199)		
		177,199	177,199	
説明	人事管理、給与 整備する経費	、旅費等の総務事務	について全庁的な集	中処理を行う総務事務システムを
	4			
		rá.		
	:			
			T	
and Alexander	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
E分類計	(0)	(177,199)	(177,199)	·
6π, Λ ≃1	6 分午年子等類	177,199	177,199	
一般会計	前年度予算額	本年度要求額 (1,032,985)	本年度予算額	
の計	(852,928) 863,218	(1,032,985) 1,043,242	(1,004,934)	
V #1	000,210	1,070,646	1,015,191	

出納局

分類	事項名	収入証紙管理費		
岡山県収入	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
証紙等特別	()	()	()	
会計	3,690,358	3,679,719	3,679,719	
	岡山県の発行する	る証紙により、使用料	・手数料及び特定の場	
=¥ nn	収入証紙印刷		8,600	
説明		さばき手数料 等	105,647	
	収入証紙過誤 他会計への繰		3,748 3,561,724	
	他去前、心深	川亚	3,501,724	
到山県収入 日本	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
E紙等特別	()	()	()	
TUSK 41 10 10 1				

出納局 (単位:千円)

分 類	事 項 名	用品調達事業費		
岡山県用品調	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
達特別会計	()	()	()	
	1,345,944	1,096,856	1,096,856	
	行政各部門が必動	要とする物品を、効果	的かつ迅速に調達す	るための経費
説明	用品調達及び		1,069,962	
	用品調達事業 物品総合整備		24,916	
	物面松石登佣	争 耒賃	1,978	
岡山県用品	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
調達特別会	()	()	()	
計の計	1,345,944	1,096,856	1,096,856	
特別会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D =1	()	()	()	
<u>の計</u> 出納局	5,036,302 前年度予算額	4,776,575 本年度要求額	4,776,575 本年度予算額	
山柳河	(852,928)	(1,032,985)		
の計	5,899,520	5,819,817	5,791,766	
H 1	-,,			<u> </u>

債務負担行為(当初)

出納局 (単位:千円)

+-T h	#n BB	79 dt 45	財源内訳				
事項名	期間	限 度 額	国庫	地方債	その他	一般	
物品出納	平成21年度から 平成29年度まで					73,999	
事務費	平成21年度から 平成24年度まで					12,896	

<	説	明	>

庁用自動車のリース化・管理一元化経費

事項名	期間	限 度 額	財源内訳				
争快石	別 间	水 及 領	国庫	地方債	その他	一般	
総務事務 システム 整 備 費	平成21年度から 平成21年度まで					33,164	

<説明>

総務事務システム開発経費

(単位:千円)

_					_				<u>V.</u>	:千円)	_
	区	分	平成194	年度当初		平成 2	20年度		(C)/(A))
<u> </u>			予算額	(A)	当初要求額	(B)	当初予算	額 (C)		(%)	Ц
	A 義	務的経費	()	()	()	()
		一般公共	()	()	()	(Management)
-	В										Ц
	公共	災害復旧	()	()	()	(_)
		人 日 夜 間									
	事業費	国直轄	()	()	()	()
般		四 巴 筘									
	C 国庫	重補助事業費	()	()	()	()
	C 国	世冊切爭未賃								_	
	D	人 件 費	(1,	150,557)	(1,153	3,749)	(1,1	53,749)	(100.3)
会	基 準	八件質	1,	150,557	1,153	3,749	1,1	53,749		100.3	
	行 政	運営費	(567,878)	(493	3,316)	(4	93,316)	(86.9)
	運営費	運営費	!	567,878	493	3,316	4	93,316		86.9	
	т ж IE	1 年 大 大 年 書	()	()	()	()
計	比	具行政施策費								_	
	ńη		(1,	718,435)	(1,647	7,065)	(1,6	47,065)	(95.8)
	一	会計の計	1,	718,435	1,647	7,065	1,6	47,065		95.8	
	At DI	<u> </u>									
	符列:	会計の計				_				_	
		÷1.	(1,	718,435)	(1,647	7,065)	(1,6	47,065)	(95.8)
	合	計	1,	718,435	1,647	7,065	1,6	47,065		95.8	
	企業	今卦の卦									
	正 来 ?	会計の計								_	
-									_		_

議会事務局(単位:千円)

分 類	事 項 名	議会運営費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
D	(1,362,503)	(1,289,995) (1,289,995)
	1,362,503	1,289,995 1,289,995
説 明	議員報酬及び議	会の運営経費
分 類	事 項 名	議員公舎費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
D		(1,647) (1,647)
	5,522	1,647 1,647
	議員公舎の管理網	经費
=* 00		
説明		
 分 類	事項名	議会事務局職員費
	to the state of the tree	
D	前年度予算額 (311,036)	本年度要求額 本年度予算額 (314,228) (314,228)
D	311,036	314,228 314,228
		011,550
	人件費36名分	
説明		
pu yı		
分 類	事 項 名	議会事務局運営費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
D	(25,614)	
	25,614	29,785 29,785
	 議会事務局の運	営経費
説明		
説明		

議会事務局

<u> </u>			<u> </u>		(単位:千円)
分類	事 項 名	 議会史編さん費			
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
D	(13,760)	(11,410)	(11,410)		
	13,760	11,410	11,410		
	 議会史の編さん紹	Z 書			
	因为为人(*/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
説明					
	•				
				•	
		À			
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
D分類計	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)		
40.4.51	1,718,435	1,647,065	1,647,065		
一般会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
の計	(1,718,435) 1,718,435	(1,647,065) 1,647,065	(1,647,065) 1,647,065		
議会事務局	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額		
	(1,718,435)	(1,647,065)	(1,647,065)		
の計	1,718,435	1,647,065	1,647,065		

人事委員会事務局 (単位:千円)

									(4	· <u>似:十円)</u>
	区 分		区 分 平成19年度当初		平成20年度			丰 度	,	(C)/(A)
			予算額	額 (A)	当	初要求額(B)	当	初予算額 (C)		(%)
	A a	轰務的経費	()	()	()	()
_	В	一般公共	()	()	()	()
	公 共	災害復旧								
般	事業費	国 直 轄								
	C	国庫補助事業費	()	()	()	()
会	D 基 準	人件費	(114,901) 114,901	(113,041) 113,041	(113,041) 113,041	(98.4) 98.4
	行 政 運営費	運営費	(29,597)	(28,923)	((97.7) 97.5
計		单県行政施策費	()	()	()	()
		般会計の計	(,	144,498) 144,971	(141,964) 142,356	(141,964) 142,356	(98.2) 98.2
	特別	川会計の計								
	合 ———	計	(144,498) 144,971	(141,964) 142,356	(141,964) 142,356	(98.2) 98.2
	企業	英会計の計	()	()	()	()

人事委員会事務局 (単位:千円)

				(単位:十円)
分 類	事項名	人事委員会費		
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D	(8,468)	(8,184)	(8,184)	
	8,468	8,184	8,184	
説明	人事委員会委員(の報酬並びに費用弁	償に要する経費	
分類	事項名	人事委員会事務別	司職員費	
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D	(114,901)		(113,041)	
	114,901	113,041	113,041	
説明	人件費14名分			
分 類	事項名	人事委員会事務別	司運営費	
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D	(21,129)	(20,739)		
	21,602	21,131	21,131	
説明	人事委員会事務)	局及び受託公平委員	会の運営に要する経	費
	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
D分類計	(144,498)	(141,964)	(141,964)	
	144,971	142,356	142,356	
一般会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	(141,964)	(141,964)	
	(144,498)			
の計	144,971	142,356	142,356	
の 計 人事委員会	144,971 前年度予算額	142,356 本年度要求額	142,356 本年度予算額	•
	144,971	142,356 本年度要求額	142,356	,

(単位:千円)

				Т					.里位:十円)
			平成19年度当初予算額 (A)		平成 20) 年			(C)/(A)
	区	分			当初要求額(B) 当初予		当初予算額(C)	予算額(C) (%)	
			()	()	()	()
		務的経費							
1	11 秋	初 的 胜 其	-	,		,	-	,	
-			()	()	((.)
	В	一般公共		-	_				
	公 共		()	()	()	()
		災害復旧							
般	事業費		())	()	()
/3~	7 / 7		,	`	,	`	,	`	´
		国 直 轄		1					
			()	()	()	()
	C 国	庫補助事業費							
会	D		(182,748)	(185,675)	(185,675)	(101.6)
	基準	人 件 費	182,748		185,675		185,675		101.6
	行 政		(13,559)	(14,055)	(14,055)	(103.7)
	運営費	運営費	13,559		14,055		14,055		103.7
計			()	()	(()
"	上 用 	県行政施策費	,)	,	`	ĺ	`	´
		<u> 不订以</u>	(196,307)	/	199,730)	,	199,730)	(101.7.)
		4n. A 31 - 31						(101.7)
-	;	般会計の計	196,307	1	199,730		199,730		101.7
	特 別	会計の計							
			(196,307)	(199,730)	(199,730)	(101.7)
	合	=計	196,307		199,730		199,730		101.7
	_								
	Λ Ψ	ムシのシ							
	正 莱	会計の計							

監査事務局 (単位:千円)

分類	事項名	監査委員費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
$_{\mathrm{D}}$	(21,224)	
	21,224	22,170 22,170
説明	監査委員の報酬	及びその活動に要する経費
分類	事項名	監査事務局職員費
	前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
D	(162,784)	(165,614) (165,614)
	162,784	165,614 165,614
説 明	人件費16名分	
説 明 分 類	人件費16名分 —————— 事 項 名	<u> </u>
		監査事務局運営費 本年度要求額 本年度予算額
	事 項 名	本年度要求額 本年度予算額
分類	事 項 名前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額
分類	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946)
分 類 D	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946) 11,946) 11,946
分 類 D	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946) 11,946
分類 D 説明	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946) 11,946
分類 D 説明	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査 前年度予算額 (196,307) 196,307	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946) 11,946
分 類 D 説 明 D分類計	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査 前年度予算額 (196,307) 196,307	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) 11,946) 11,946 11,946) (7政監査及び財政的援助団体等の監査に要する経費 本年度要求額 本年度予算額 (199,730) 199,730) 199,730 199,730 本年度要求額 本年度予算額
分 類 D 説 明 D分類計	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査 前年度予算額 (196,307) 196,307 前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) 11,946) 11,946 11,946) (7政監査及び財政的援助団体等の監査に要する経費 本年度要求額 本年度予算額 (199,730) 199,730) 199,730 199,730 本年度要求額 本年度予算額
分 類 D	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査 前年度予算額 (196,307) 196,307 前年度予算額 (196,307) 196,307 前年度予算額	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946) 11,946
分類 D 説明 D分類計 一般会計 計	事 項 名 前年度予算額 (12,299) 12,299 財務(定期)監査 前年度予算額 (196,307) 196,307 前年度予算額 (196,307) 196,307)	本年度要求額 本年度予算額 (11,946) (11,946) 11,946

総務委員会資料(Ⅲ)

2月定例会主要事項

\bigcirc	岡山県附属機関条例等の一部を改止する条例	P 1
0	岡山県公益認定等委員会条例	P 1 2
0	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 …	P 1 5
0	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	P 2 0
0	岡山県税条例の一部を改正する条例	P 2 3
0	岡山県防災対策基本条例	P 2 6
0	地方公営企業等金融機構出資について	P 4 5
0	包括外部監査契約の締結について	P 4 6

平成20年2月15日

総 務 部

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課ほか

項目	記載欄	
案の内容	1 岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の規 よる諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具 関する事務を担任する岡山県行政情報公開・個人情報保護審 を設置し、岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保 査会を廃止する。 2 岡山県消費者苦情処理委員会が担任する岡山県消費生活条 定める消費者苦情に係るあっせん又は調停及び訴訟に対する に係る意見の具申に関する事務を、岡山県消費生活懇談会が することとし、岡山県消費者苦情処理委員会を廃止する。 3 岡山県環境保全委員会が担任する岡山県環境基本条例の規 よる環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書 出に関する事務を、岡山県環境審議会が担任することとし、 県環境保全委員会を廃止する。 4 岡山県健康の森学園運営協議会を廃止する。 5 岡山県社会教育委員及び岡山県教科用図書選定審議会の委 定数を15人以内(現行20人)に改める。 6 その他規定の整備を行う。	申査護 例援担 定の岡に会審 に助任 に提山
改正理由	改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき,簡素で効率的なシステムを構築するため,その審議内容が類似する審議会の統を行う等所要の改正を行う必要がある。	
案と予算 措置との 関係		
備考		

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例

(岡山県附属幾関条例の一部改正)

第一条 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を炊のように改正する。

第四条中「この条例」を「この条例及び他の条例」に、「外」を「ほか」に改める。

別表第一岡山県三木記念事業基金運営審議会の頃の炊に炊のように加える。

岡山県行政情報公開・個人情報一 保護審查会

岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の 規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意 見の具申に関する事務

別表第一岡山県行政情報公開制度運営審議会の頃中「(平成八年岡山県条例第三号)」及び「(平成十四年岡山県条例第三号)」を削り、同表岡山県消費生活懇談会の項中「具申」の下に「並び に岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)に定める消費者苦情に係るあつせん又は 調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申」を加え、同表岡山県消費者苦情処理委員会の項及び

岡山県環境保全委員会の頃を削る。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第二条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を炊のように改正する。

策七条第一号中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中 「岡山県行政情報公開審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条 例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をい

心。以下「海右会」という。) Ⅰ に改める。

第十八条中「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条第四項中「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二十条とし 、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、同

条の炊に炊の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第二十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を編らしてはならな

3

第四条 岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)の一部を炊のように改正する。

(岡山県消費生活条例の一部改正)

第五十四条中「第四十条第七項」を「第四十四条」に改める。

第四十九条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

十七条の二を第四十七条とする。

第四十五条を削り、第五章中第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四

い。その職を退いた後も同様とする。

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならな

(委員の秘密保持義務)

とし、同条の炊に炊の一条を加える。

十条とし、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条

第四十一条第四頃中「第四十三条第一頃」を「第四十二条第一頃」に改め、第四章中司条を第四

第四十条を削る。

一に致める。

「第四章 岡山県個人情報保護審査会」を「第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会

第三十八条中「第四十一条」を「第四十条」に改める。

政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に致める。

中「第四十一条」を「第四十条」に、「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個 人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行

第三十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に致め、同条

第三十六条第一項中「汝条第四号」を「第三十七条第四号」に改める。

四十五条」を「第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に攻める。

目次中「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に、「第

第三条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を炊のように改正する。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

|| 第二十六条中「第二十条第七回」を「第二十回条」に対める。

第三十四条中「(昭和二十七年岡山県条図第九十二号)」を削る。

二を第二十七条とする。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、第二十七条の

い。その職を退いた後も同様とする。

4

別表中「(第十条関係)」を「(第九条関係)」に改める。 (岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正)

一条ずつ繰り上げる。

十条とする。

第十二条中「第六条」を「第五条」に攻め、同条を第十一条とし、第十三条から第十七条までを

第十条第一頃中「第七条第一頃」を「第六条第一頃」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第

に改め、同条第二頃中「第七条第一頃」を「第六条第一頃」に改め、同条を第八条とする。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」

第五条中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第四条とし、第六条から第八 条までを一条ずつ繰り上げる。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第六条 岡山県健康の森学園条例(平成二年岡山県条例第二十八号)の一部を炊のように改正する。

(岡山県建康の森学園条例の一部改正)

第二十七条中「茶眞会」を「審議会」に改める。

目炊中「岡山県環境保全委員会」を「岡山県環境審議会」に改める。

境保全委員会(第二十七条において「委員会」という。)」を「審議会」に改める。

 ω° 第二十五条中「岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県寮

」という。)」を加える。 「第三草 岡山県環境保全委員会への提言」を「第三章 岡山県環境審議会への提言」に改め

第十条第四頃中「岡山県際宮審議会」の下に「(第二十五条及び第二十七条において「審議会

第五条 岡山県環境基本条例(平成八年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

(岡山県環境基本条例の一部改正)

」に改める。

第三十四条中「及び第十八条第二項」を「、第十八条第二項並びに第三十一条第一項及び第二項

かる°

第三十条(見出しを含む。)並びに第三十一条第一項及び第二項中「委員会」を「懇談会」に改

処理委員会をいう。第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項において「委員会」という。)」 を削る。

第二十八条中「、岡山県消費者苦情処理委員会(岡山県附属機関条例に基づく岡山県消費者苦情

第七条 岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和二十四年岡山県条例第六十四号)の

一部を次のように改正する。

第二条中「二十名」を「十五名以内」に改める。

(岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例の一部改正)

第八条 岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例(昭和三十九年岡山県条例第五十九

号)の一部を炊のように改正する。

本則中「ニナ人」を「十五人以内」に改める。

至 三

(桶行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会の廃止並びに岡山県行政情報公開・個

人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)

がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。 された諮問とみなし、当該諮問について岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会 前属機関条例に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「新審査会」という。)にの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは第一条の規定による改正後の岡山県2010条例の施行前に岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会にされた諮問でこ

(秘密保持義務に関する経過措置)

なお従前の例による。 ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、第二条及び第三条の規定の施行後も、3 岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知

改正理由

議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政システムを構築するため、その審

略の具申に関する事務の具申に関する事務の具申に関する事務のは、関する事務のは、関する重要事項の調査審議及び意見が、対する援助に係る意見の具申に関する事務の。ませば、関する重要事項の調査審議及び意見が、		会岡山県消費生活懇談
	略	務訴訟に対する援助に定める消費者苦情に生活条例(平成十七年のの調査審議及び意

		_		
			理委員会 岡山県消費者苦情処	会。一会会。
略	務ついての調査審議及び意見書の提出に関する事一ついての調査審議及び意見書の提出に関する提言に十号)の規定による環境の保全に関する提言に岡山県環境基本条例(平成八年岡山県条例第三	略	に関する事務に関する事務に関する事務に対する援助に係る意見の具申は調停及び訴訟に対する援助に係る意の世ん又十四号)に定める消費者苦情に係るあつせん又岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第	の具申に関する事務の具申に関する事務の具申に関する重要事項の調査審議及び意見

岡山県附属機関条例新旧対照表(第一条関係)

	制度運営審議会			附属機関の名称	別表第一(第二条関係)織等に関し必要な事項は第四条。この条例及び他の(その他)	
略	申に関する事務 市に関する事務 を表現の規定による個人情報の保護に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申並びに岡山県個人での調査審議及び意見の具申並びに岡山県個人の公開の総合的な推進に関する重要施策についの公開の総合的な推進に関する重要施策についの公開の総合的な推進に関する重要施策についの公開の総合的な推進に関する重要施策につい	申に関する事務 中に関する事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	略	担任する事項	頃は、知事又は教育委員会が定める。他の条例に定めるもののほか、附属機関の運営、組	新
	制度運営審議会岡山県行政情報公開	基金運営審議会		附属機関の名称	別表第一(第二条関係) な事項は、知事又は教育委員会が完第四条 この条例に定めるものの外、	
略	審議及び意見の具申に関する事務 (本成十四年岡山県条例第三号)の規定による個で意見の具申並びに岡山県個人情報保護条例(で意見の具申並びに岡山県個人情報保護条例(が意見の具申並びに岡山県個人情報保護条例(が意見の具申がは、田田の場所の場合的が、東三号)の規定による行政情報の公開の総合的第三号)の規定による行政情報の公開の総合的第三号)の規定による行政情報の公開の総合的第三号)の規定による行政情報の公開の総合的第三号)の規定に関する事務	略	略	担任する事項	二条関係)知事又は教育委員会が定める。知事又は教育委員会が定める。条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要	旧

第第 Ξ い報開め三 るい書第に 年十罰 °公制の十行十 す で + 委 る又 係第十審 事は十る一条査実資ニ事項 会を料条件及1の る。た 開度重四政七五 四員 以六則 制運要条情条条 条の 度営施 0 報 秘 5 秘 審密 懲第 運審策実公略第 陳の第にびり 密 調 第 営議の施開 查保 述提一関前3查 役 を 審会立機制 + さ出項し項略権 又十 せをに `に は四 議〔案関度 六 会岡及は運 条 る求お不定 五条 ることその他がかること、済いて「不服中立人、私があること、済いないのは、 を山び、営 十の い県実行審 は 万規 は 円定 う附施政議 ならな この 。属に情会 以に 一機当報へ 下違 条例 の反 の関たのの い 必適申参ほ 要当立加かなと人人、 罰し 意条つ公諮 見例て開問 金て そ 基 に秘 調認等又審 をにはを の 聴基 査め」は査 処密 職 づく職 をると諮会 すを かづ岡合 を退 なく山的 す者い問は る漏 ること で、不服 で、不服 け岡県に 5 Į١ 務 た後 れ山行推 上 た ば県政進 知るこ が知に条申 な行情す 者 Ł でつ意及立 ら政報る 同 は 様と きて見びて な情公た 第 4 第 7 | 6 | ←を条開め三 るい書第に の 前 十罰い例制の十行十 + 。る又二係第十審 十組十委 そ 委 委任 一六則う第度重四政七六織五任 年条) °九運要条情条条及条 事は十る 査の員 員者 実資三事項条会職ははの 一十営施 報の 以 び を料条件及 のを 残 陳の第にび1調退職再任 第運第 下第 のニ 審策実公 第 意号議の施開 営 述提一関前く査い \mathcal{O} 務|任|期 さ出項し項3権た上さ間せをに、に略限後知れと 見一会立機制略 七関条 役条 をに (案関度聴基岡及は運 几 和ることがで る求お不定 条 しか す 又第 条 のことその他² 小めること、デ れいて「不服中立人、** 略必ら は七 かづ山び る なく県実行審 要前 五項 な事ま け岡附施政議 +の する。 できる た 万規 れ山属に情会 項は、 円定 ば県機当報へ る。 以に な行関たのの 必適申参ほ 定 要当立加かなと人人、 下違 ら政条っ公諮 秘 知め の反 な情例て開問 密 るも 事 調認等又審 罰し い報一はを 。公昭、総 査め」は査 が 金て 漏 量をすることが という。)に という。)に という。)に 定の に秘 開和岡合 5

めの

る。かり

査

会

L

て

は なら

な

V١

が知に条申

でっ意及立

きて見びて

制二山的度十県に

運七行推

営年政進

審岡情す

議山報る

会県公た

処密

すを

る漏

5

た

畄 Ш 県 行 政 情 報 公 開 条 例 新 旧 忲 照 表 第 条 関 係

第

報公七人

問条八部・な尊査例情次が七岡〜他政とし 文条公 ら重会第報にあ条山七こ令さと法当と書 略しお 県略れのれい令該いに実書 に規てう若公う次施の類定い。し文。の機開 たい前し 旨て条た く書)各関示 すにる) を「の旨通諮規の 号査場き決情 会合は定報 るよ情のはをが号は義 該以 知問定通 不下に 行り報定条開記の 基岡除当に開 し庁に知 服 _ 為従又め例示録い開 なけれい諮 申審づ山き該つ・ にわはるへしさず示 立査く県、不い個で会闘附速服で人 よな実と次なれれ請 りけ施こ号けてか求 公れ機ろ及れいにが 山属や申行情 新 対と県機か立政報 にば関にびばる該あ すながよ第 な場当った るら法り二 たな律公十なをると すいでは、に保護に、に服護 、で、に服護 、で、に服審審 い、処の次分)報 とい若に五い除情きが各しす条。き報は 定 △|山|る査査 に庁 又に公昭県処法会 き報は で大くるに 掲又 は諮開和行分にへ げる審 き臣はこお な等ことい 裁問・二政庁基の 決し個十情又づ諮 開以開 示下示 、人七報はく問 いのれがて 請一請 者査 を に庁 しそ情年公審不 情指にで「 求非求 対し、 なの報岡開査服 報示基き法 者開に け答保山・庁申 そづな令 に示係 のくい等 対情る れ申護県個は立 第 +|+ 定会 `て十 報公七个 十 (八 諮・ ∫他政と□ (諮 又に次が七行 文条公 三問条条問 は諮にあ条政七こ令さと法当と書 県略をに を略 裁問掲っ 情略れのれい令該いに実書 しお前し 決しげた開報 に規てう若公う次施の 類定い。し文 。の機開 たい条た を `ると示公 すにる)く書)各関示 旨ての旨 しそ場き決開 を「規の なの合は定審 るよ情のはをが号は義 `等查 通諮定通 け答を 行り報定条開記の 知問に知 れ申除当に会 為従又め例示録い開 しなけるとより諮問 ばをき該つへ にわはる(しさず示 よな実と次なれれ請 な尊、不いの りけ施こ号けてか求 公れ機ろ及れいにが ら重速服て諮 なしや申行問 れい間 IΕ はならない。)は、 いてか立政 にば関にびばる該あ 、にて不当、に服 すながよ第な場当っ るら法り二 ら合すた 該岡係審 こな律公十なをる い、分 とい若に六い除情き 不山る査 °次庁 が各しす条 服県処法 き報は に又 で大くるに 申行分に き臣はこおな等ことい 掲は 立政庁基 て情又づに報はく げ審 示下示 いのれがて 請一請 る査 情指にでっ 者庁 対公審不 求非求 す開査服 12 報示基き法 者開に

`て十~

第

一ばを審|条|人|

諮十十一

5 4 3

のは会

期識

を

有

す

は

す

る。

た

だし、

0 任

委員 命

 σ

任

期

は、

知

が 欠

かする。

補事

委|番|る|審

ع

見委実前

五機に

人関規以に定

る以に定者内意す

のうち織りる調査

かず申審

する。日本議を通じて

ができる。

゚゚lあ

る

لح

認

2

査

は会き会い議、ははうを識、、、、。よ

会調

と審

委実前)る七情

査 十岡

条山

第行

十政

をたれる公置のの出まれる。

。岡定審

県よ 会)

政諮

情問

報公開

審不

查服

会申立

(以 てに

下

2

審い

査て

対第し二

山に査

る審庁申

決査は立

そづな令

のくい等

に示係

対情る

第 第 第第 第 議へ案四へ 四四 とが四 兀 るい書第に 五 + 委員 る又四係第十審 会岡及十行十十 す 年十 で る。 きた 以四 を山び九政七 五 匹 事は十る一条査 下条 い県実条情条条 条 の 条 実資二 5 を料条件及1の う附施 報 秘 \mathcal{O} 秘 。属に実公略第 懲第 密 陳の第にびく調 密審 第 一機当施開 役四 几 を 查保四 述提一関前3查 会持十 の関た機制 + 漏 さ出項し項略権 又十 せをに、に の義三 は四 意条つ関度 5 六 し委務条 見例ては運 る求お不定 五条 条 こめい服めとるて申る 十の をには、営 `個審 万規 聴基 はは そのと、形でなり、の な 円定 かづ岡人議 なく山情会 6 以に 下違 け岡県報へ なの 条 必適申参ほ の反 れ山行のの 11 要当立加か 罰し ば県政保諮 例 なと人人 金て な行情護問 そ 調認等又審 に秘 ら政報に 基 0 査め」は査 処密 な情公関 職づ する。 を退職 をると諮会 い報開す ですることでいる。 お問庁(次) にその・の・の・の・の・の・のでは、不服・のでは、不服・のでは、 。公制る 5 開度重 務 V 上 L 制運要 た た 度営施 後 知 も同様と が知に条申 者 運審策 でつ意及立 営議の は きて見びて 審会立 第 第第 五をに(案四(四四に四(- 十聴基岡及十行十十関十委 兀 四かづ山び九政七六し 五任

|査||て||四 숲 査|条 審 議第 う。 を す 七 るため 条 0 く 規 定 畄 山に 県よ る諮 個 人情 問 に応じ 報保護審 不服 査会(以 申 立 て 下 13 1

審い

認

2 め るとき 審 ははは、 委|実|前 は、二年とする。ただし、補欠の見を有する者のうちから知事が任委員五人以内で組織する。実施機関に意見を具申することが前項に規定する調査審議を通じて が て 心必要 で き る。 が あ る لح

5 4 3

員査 の任 委 命 する。 員 0) 任

期

は、

前

7 | 6 査の員員者員 とする できる 秘 密 を 漏 5 L て は な 5 な

4 第

事項

兀

4第 兀 るい書第に る又四係第十審そ委委任委委審 事は十るーー 実資三事項条会職ははののは会を料条件及のを、、残任、は、 関係の第にび1調退職再任期職、 とその他 ること、 ること、 ること、 の の 必適申参ほ 要当立加か なと人人 調認等又審 査め」は査 をると諮会 す者い問は、 ることので、不服に、不服に、不服 が知に条申 でつ意及立 きて見びて

第 ĮĽ + 几 条

は 定 略知め 事 る ŧ が 定の め の るほ 。か 審 查 会 \mathcal{O} 組 織 及 び 運

営

七 条

十な行関た機制略十項章 ら政条つ関度 第な情例では運 。公昭、個審 開和岡人議 制二山情会 度十県報へ 運七行のの 営年政保諮 審岡情護問 議山報に 会県公関 を条開す い例制る う第度重 九運要 一学施の二審策 意号議の 見一会立

又 は 五 項 + 0) 万 規 円 定に違反し 以 下 0) 罰 金 て 秘密を 処 す 漏 5 L た

10

出 Ш 県 個 人 情 報 保 護 条 例 新 旧 対 照 表 第 条 関 係

第 2 `四三 て会|岡|附|速服て決三~ | い合にと旨部て三へ附第第 第第次 5 諮十十諮らに - 山属や申行定十岡 5 °においの若三十保則六五 四 — 第三問条|八問四対と|県機|か立政へ七山|略 章 章 あいう決し十六有 °定く日条個 四略をに条を略すい行関にて不第条県 つて (て準し、は以 るう政条 、に服四 章 しお L 人 略雑|岡第 。情例岡係審十開政 は用を第一内実情 たい前た 則第山 △|山|る査条|示情 、すし三部に施報 出 旨て条旨 四県章 報 当るな十の、機の 又に公昭県処法に請報 第|十|行|略 山 を一のの 該第け七利当関利 県 は諮開和行分にお求公 四四政 通諮規通 十条情 行 知問定知 二政庁基い 補十れ条用該は用 決し個十情又づて訂・ 正五ば第停利、停 政 し庁に 五 報 情 、人七報はく「正個 なーよ に条な四止用利止 条 公 要第ら号等停用等 報 けとり しそ情年公審不開等人 開 公 れい諮 なの報岡開査服示請情 し三なにを止停請 第 新 開 た項いおす等止求 ばう問 け答保山・庁申請求報 個 五. な。を 日の°いる請等に れ申護県個は立求及保 + 人 らしし ばを審人、て等び護 個 数規たて旨求請対 情 な尊査例情次が決利審 は定だ「又に求す 人 なはた 報 い、如 情 `にし利は係がる ら重会第報にあ定用査 保 °次分 報 なしを|九|保|掲っ」停会 、用利るあ決 護 保 該り第停用保つ定 に庁 いてい|十|護|げたと止~ 審 護 、う y 期補三止停有た等 審るとい等の 揭又 查 号査場きう請諮 審 間正十等止個日 げは 会 。求問 会合は にを四の等人か 查 る審 該以 いしに 算求条決を情ら 슾 者查 不下 を に庁 一基岡除当に対 入め第定し報起 兀 した二等なの算 対へ 申審|づ|山|き該つす + く県、不いる し第 な場項」い全し 立査 条 目 し四三 。旨部て三一附第第 、不い決三ん って 第第次 設 `十十諮う ら重速服て定十個5 て準一の若三十保則六五 兀 ---章章 置|第|三 諮 一|八 問 四 は用を決し十六有 章章 なしや申行へ七人略 四略問条条を略 いてか立政第条情 すし定く日条個 `にて不四 章 をに L 報 当るなへは以 人 略雑 岡|第 しお前た 当、に服十開保 該第け次一内実情 則 Щ 県章 たい条旨 該岡係審一示護 補十れ条部に施報 出 正五ば第の `機の 第 個略 山 旨てのの 不山る査条|請審 県 兀 を一規通 服県処法に求査 に条な四利当関利 個 通諮定知 申個分にお 要第ら号用該は用 十 情 報 人 知問に 立人庁基い訂へ し三なに停利 `停 情 し庁よ て情又づて正の た項いお止用利止 条 保 に報はく「等諮 なしり 日の°い等停用等 護 報 1 保 けと諮 対保審不開請問 数規たてを止停請 第 審 旧 護 れい問 は定だ「す等止求 五 査 す護査服示求 ばうを 十 会 審 にし利る請等に る審庁申請及 な。し 查 決査は立求び 当よ、用旨求請対 (第 らした 定会 、て等利 該り第停又に求す JU なは処 又に次が決用 期補三止は係がる い、分 + 間正十等利るあ決 は諮にあ定停 にを四の用保っ定 条 次庁 裁問掲っし止 決しげたと等 算求条決停有た等 1 に又 `るとい請 第 入め第定止個日 掲は を 几 げ審 しそ場きう求 した二等等人か な場項しを情ら 十 る査 なの合は 五 者庁 け答を い合にとし報起 れ申除当にす においなの算 にっ 対第 ばをき該つる あいうい全し

岡山県公益認定等委員会条例案要綱

担当課 総務部総務学事課

項目	記 載 欄
案の内容	 1 岡山県公益認定等委員会(以下「委員会」という。)は、委員3人以上7人以内で組織する。 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 3 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。 4 委員会に、専門委員及び部会を置くことができることとする。 5 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
制定理由	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、岡山県公益認定等委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備考	

岡山県公益認定等委員会条例

(离加)

第一条」この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十 九号)第五十条第二項の規定により、岡山県公益認定等委員会(以下「委員会」という。)の組織 及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条を負会は、委員三人以上七人以内で組織する。

(疾員)

第三条 委員は、人格が高際であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることがで き、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が 圧命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- る 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務 上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意

に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

- 第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす κ_0 °
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならな

第七条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- る 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

徹及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、岡山県公益認定等委員会の組

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

当 当

(かの名)

て定める。

制定理由

(浜路)

第十二条(この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮っ

第十一条 委員会の庶務は、総務部において行う。

のは、「部会長」と読み替えるものとする。

- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「委員長」とある
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 第十条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(似猴)

その職務を代理する。

() () () () ()

ら 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- の 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 第九条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 4 第六条第一頃の規定は、専門委員について準用する。
- る 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- Ю°
- 第八条 委員会に、専門の事頃を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、当該専門の事頃に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が圧命す

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項目		記	載	· 横
案の内容	別紙のとお	9		
改正理由	止し、特殊勤	務手当の支給要	件を改める)薄れた勤務に係る手当を廃 らとともに、国に準じて手当 Eを行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし			
備考				

1	警察	察職員が行	テう次の作業	業又は業務	に係る	5特殊勤	務手当を	廃止す	る。
	(1) 7	析科指導 <i>0</i>	つ作業						
	(2) i	道路におり	ヽて行う運転	医免許試験	又は耳) 消処分	者講習の何	乍業	
			等の通訳の位			. ,,,,			
			の運用又は位						
2			条手当の支統			頁を改め	る。		
	-		乍業等従事						
		巡回監礼			,	, 514.			
			480円		\rightarrow	日額	710円		
	1	応急作業							
			730円		\rightarrow	日額	1,080円		
	(2) 1		が行う次の何			· ·			
		交通搜查		, ,,,,,					
			こおいて行	う作業及び	高速道	道路で行	· う作業		
		日名	頁 580円」	以内で人事	: →	日額	840円		
			員会規則で流	•					
	(こ高速道路					*	
			須 790円」			日額	1,260円		
			員会規則で知				, = , , ,		
	(-	び(イ)の作		業				
		日名	須 440円」	以内で人事	: →	日額	560円		
			員会規則で活						
	1	交通整理	里の業務						
		月額	7,000円		\rightarrow	日額	310円		
		(高速)	道路で行う	もの		(高速道	路で行う	もの	
		日額	150円加算	算)		日額	460円))	•
	ウ	私服員才	が行う犯罪の	の予防等の	業務				
		月額	10,300円		\rightarrow	日額	560円		
	工	犯罪鑑詞	畿の業務						
		月額	6,200円		\rightarrow	日額	280円		
		(犯罪理	見場等で行	うもの		(犯罪瑪	場等で行	うもの	
		日額	190円加算	算)		日額	560円))	
	才	警らの割	業務						
		月額	6,300円		\rightarrow	日額	340円		
	力	緊急自動	動車の運転の	の業務					
		月額	10,300円	以内で人事	\rightarrow	日額	420円		
		委員:	会規則で定	める額		(自動二	輪車又は	高速道	路における
						自動車	1の運転	日額	560円)
3	その	の他規定の	の整備を行	う。			,		

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正す

第二十三条第二頁第一字中「四百八十日」を「七百十日」と及り、司頁第二字中「七百三十日」とる。

「千八十円」に改める。第二十三条第二項第一号中「四百八十円」を「七百十円」に改め、同項第二号中「七百三十円」を

第三十三条中「第十三号」を「第十号」に、「第十四号から第二十五号」を「第十一号から第二十 一号」に、「第二十二号」を「第十八号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第 五号とし、同条第七号イ中「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め 、同号ロ中「及び第十四号」を「、第十一号及び第十五号」に、「五百八十円以内で人事委員会規則 で定める額」を「八百四十円」に改め、同号へ中「七百九十円以内で人事委員会規則で定める額」を 「干二百六十円」に改め、同号ニ中「四百四十円以内で人事委員会規則で定める額」を「五百六十円 」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号 から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「在勤一月につき(七千円」を「勤務一日に つき 三百十円」に、「七千円に勤務一日につき百五十円を加算した額」を「四百六十円」に改め、 同号を同条第十一号とし、同条第十五号中「在動一月」を「勤務一日」に、「一万三百円」を「五百 大十円」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号中「在勤一月につき」大千二百円」を「勤 務一日につき 二百八十円」に、「大千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額」を「五百六 十円」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十七号中「在動一月」を「勤務一日」に、「六千三 百円」を「三百四十円」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十八号中「在勤一月」を「勤務」 日」に、「一万三百円以内で人事委員会規則で定める額」を「四百二十円(当該業務が自動二輪車又 は高速道路における自動車の運転の場合にあつては、五百六十円)」に改め、同号を同条第十五号と し、同条中第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十五号までを四号ずつ操 り上げる。

第三十八条第一項中「(次項において「短時間勤務職員」という。)」を削り、同条第二項を削る

温 湖

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

改正理由

改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を

七~十略

五百六十円 - 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 勤務一日につき

れに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあつては、五百六十円)十三 犯罪鑑識の業務 勤務一日につき 二百八十円 (当該業務が犯罪現場又はこ

十四 警らの業務 勤務一日につき 三百四十円

にあつては、五百六十円) 四百二十円(当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合十五 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 勤務一日につき

十六~二十一略

(短時間勤務職員の特例)

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規
職員の月額の特殊勤務手当の額は、当該月額の特殊勤務手当の額に勤務時間条例第 第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める

二百九十円

十~十三略

場合にあつては、七千円に勤務一日につき百五十円を加算した額)十四(交通整理の業務)在勤一月につき、七千円(当該業務が高速道路で行われた)

につき百九十円を加算した額)れに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあつては、六千二百円に勤務一日十六 犯罪鑑識の業務 在勤一月につき 六千二百円 (当該業務が犯罪現場又はこ

1 警らの業務 在勤一月につき 六千三百円

一万三百円以内で人事委員会規則で定める額十八 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 在勤一月につき

十九 無線機器の運用又は保守の業務 在勤一月につき 五千円

二十~二十五略

(短時間勤務職員の特例)

2 乗じて得た額 職員の勤務時間、 六号の規定の適用については、 六千二百円(」とあるのは「六千二百円に勤務割合を乗じて得た額(」と、 に規定する勤務時間で除して得た数(第十六号において 一百円に」とあるのは「当該額に」とする。 第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項 前項の規定にかかわらず、 ر ح 休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号 「七千円に」とあるのは「当該額に」と、 短時間勤務職員に対する第三十三条第十四号及び第十 同条第十四号中 七千円 (」とあるのは「七千円に 「勤務割合」という。 同条第十六号中 六千

ニーイからハまでに掲げる作業を除く作業・五百六十円・ 二 イからハまでに掲げる作業を除く作業・五百六十円・ 二 イからハまでに掲げい 夜間に高速道路で行う作業・千二百六十円・ ハ 夜間に高速道路で行い 夜間に高速道路で行い で	定める道路をいう。ハ、第十一号及び第十五号において同じ。)で行う作業 定める道路をいう。ハロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で ロ 高速道路(道路法第5个業 八百四十円 う作業 五百八十円以 う作業 五百八十円以 の 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額 の 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額	六 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのも 七 交通捜査の作業(人事四・五略	れぞれ当該各号に 員である員又は管理職員で 二号に掲り事した職人一前項 二号に掲り一前項	号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。 号に掲げる額にその百分の下後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各 午後六時から翌日の午前六年 第二十三条 1略 1	新
命こおいて子の重伝も午式険又は取肖処分者帯習の乍業。 乍業一日こつきのる額、からハまでに掲げる作業を除く作業。四百四十円以内で人事委員会規則で収閒に高速道路で行う作業。七百九十円以内で人事委員会規則で定める額内で人事委員会規則で定める額	のる道路をいう。ハ及び第十四号において同じ。)で行う作業(五百八十円高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で作業(五百八十円以内で人事委員会規則で定める額(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行作業一日につき(作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額)	捜指を	○職員(警察官である職員を除く。)を除く。)に対して、それぞれ当該各掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職職員及び第十四号から第二十五号までに掲げる業務に従事する職員(第二十概員の特殊勤務手当は、第一号から第十三号までに掲げる作業に従収第二号に掲げる作業 七百三十円	るか手急	旧

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課行政改革推進室

項目	記	載		欄	
案の内容	1 職員等の定数を別ののででである。 (1) 知事の事務会の事務会の事務会の事務会の事務会の事務会の事務会の事務会の事務会の事務	員 局の職員 の事務部局の 属する県立学 は 関する 関する スティバリ	職員 8人 校の教職員及 7,465人 4,088人 3,705人 1,239人 自己啓発等よ 定を次のよう	→ び → → → 業 に こ従 → → → を 改 事	317人 7人 費負担教職員 7,439人 4,071人 3,677人 1,294人 している職員 める。
改正理由	改訂第3次岡山県行財政 び新しい行政課題への対応 して,職員等の定数を改め	を図るととも	に,児童生徒	数の	動向等を勘案
案と予算措置との関係	平成20年度当初予算案に	計上予定			
備考					

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

「、二三九人」を「一、二九四人」に改める。 三九人」に、「四、○八八人」を「四、○七一人」に、「三、七○五人」を「三、六七七人」に、「七人」に改め、同条第八号中「八人」を「七人」に改め、同条第十号中「七、四六五人」を「七、四第二条第一号中「四、二四二人」を「四、一七八人」に改め、同条第五号中「三三一人」を「三一

第三条に次の一号を加える。

- 八 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第五十一号)第二条の規定により
 - 、休業をしている職員

第四条第十五号を炊のように改める。

十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員

祖 湖

(施行期日)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(凝過推圖)

きる。 る職員の数については、平成二十一年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることがでる。この条例の施行の際現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超え

改正理由

る。図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要があ改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を

	منط								
十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員一〜十四略	安 伙	カーフー ヾ	重新が必要:思りら返用引において言うのにはずである。 第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命 (派遣職員等の定数)	特別支援学校 一一、二九四人三、六七七人	中学校 四、〇七一人小学校 七、四三九人	職員十一教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教力・略	1 各の一個の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義による。 とり はいい はい	女子を見なりまちの引きなり、 〜四略 知事の事務部局の職員 四、 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	(定数)
る職員十五 第十九回全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事す一〜十四略 めることができる。	該事業が完了するまで任命権者が必要と認める範囲内において定第四条 前二条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、当(特定事業従事職員の定数)	一〜七略	要になりの5月7日36条に定める定数のほか員等の定数)	特別支援学校 一、二三九人高等学校 三、七〇五人	中学校 四、〇八八人 七、四六五人	職員 十 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教力・略	八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 八人一次・七略 二三一人 当者資賃会の事務部局の職員	女ができるのはちのようです。 〜四略 知事の事務部局の職員 四、 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	数

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項目	記載欄
案の内容	 1 自動車税については、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができることとする。 2 県税のうち規則で定めるものについては、電子情報処理組織を使用して納付し、又は納入することができることとする。 3 その他規定の整備を行う。
改正理由	納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

三頃とし、同条第一頃の炊に炊の一頃を加える。委託事務を行う施設を含む。)」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する第三条第一項中「納入告知書」の下に「(次条において「納付書等」という。)」を加え、「、郵

事務を委託した者に払い込むことができる。 方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金(規則で定めるものに限る。)については、地

第三条の次に次の一条を加える。

納付し、又は納入することができる。子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、納付書等によらず入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電限る。)を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金(規則で定めるものに

宝 宝

日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。この条例中第三条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は平成二十年三月二十四

改正理由

ととする等所要の改正を行う必要がある。きることとするとしなに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができるこ独党者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことがで

新	旧
(徴収金の納付又は納入の方法)	(徴収金の納付又は納入の方法)
第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告 第	第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告
加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納	加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納
入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書(次条にお	入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書によつて指
いて「納付書等」という。) によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納	定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」
代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)又は地方税法(昭和二十五年	と総称する。)、郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二
法律第二百二十六号。以下「法」という。) 第二十条の三第一項第二号の規定により	百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。)又は地方税法(昭
県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払いまなければならな	和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の三第一項第二号の
い。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨	規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まな
げない。	ければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い
	込むことを妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金 (規則で定めるものに限る。) に	
ついては、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項	
の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。	
3 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を 3	2 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を
納付し、又は納入するときは、前二項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事	納付し、又は納入するときは、前項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務
務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。	の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。
第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金(規則で	
定めるものに限る。)を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関	
の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と当該納	
税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情	
報処理組織をいう。)を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することがで	
きる。	

岡山県防災対策基本条例案要綱

担当課 総務部危機管理課

項目	記載欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び 復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び 防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策 を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与する 必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

1 目的(第1条関係)

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策に おける県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を 明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会 の実現に寄与することを目的とする。

2 定義(第2条関係)

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 暴風,豪雨,洪水,高潮,地震,津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復 旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策,災害発生時における被害 の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復 興対策をいう。
- (4) 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。
- (5) 災害時要援護者 高齢者,障害者,乳幼児,妊産婦,外国人等であって災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。
- (6) 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動 (岡山県社会貢献活動の支援に関する条例第2条第1項に規定する社会貢献活動をいう。)を行う個人又は団体をいう。

3 基本理念(第3条関係)

- (1) 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。
- (2) 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその 責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

4 県の責務等(第4条~第9条関係)

- (1) 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保

- し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。
- (6) 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。

5 災害予防対策

- (1) 県の責務及び市町村の役割等(第10条~第27条関係)
 - ア 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう 危機管理のための体制の充実に努めるものとする。
 - イ 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。
 - ウ 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。
 - エ 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。
 - オ 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な 防災対策を実施することができるよう、災害発生現象(災害の発生原因となる自然現 象をいう。以下同じ。)に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害そ の他の災害に関連する事項についての情報(以下「地形等災害関連情報」という。) 及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及 び事業者に提供するよう努めるものとする。
 - カ 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、 幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等に おいて自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に 努めるものとする。
 - キ 県及び市町村は, 災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し, 整備し, 又は点検するよう努めるものとする。
 - ク 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、 避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるもの とする。
 - ケ 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に 努めるものとする。
 - コ 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。
 - サ 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その 他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。
 - シ 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難 場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災 害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。
 - ス 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるととも

- に, 自主防災組織等と連携し, 災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- セ 市町村は、あらかじめ、福祉避難所(災害時要援護者であって避難場所での生活に おいて特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に 努めるものとする。
- ソ 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。
- タ 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。
- チ 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。
- ツ 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の 発生に伴い帰宅が困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)への支援その他の 災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方 公共団体との協定の締結に努めるものとする。
- テ 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する 防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- ト 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に 実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育 成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門 的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。
- ナ 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。
- (2) 県民の役割 (第28条~第31条関係)
 - ア 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の 態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。
 - イ 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断を 行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずる よう努めるものとする。
 - ウ 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
 - エ 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に 必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。
- (3) 自主防災組織の役割 (第32条~第36条関係)
 - ア 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防

災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

- イ 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地 形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形 等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておく よう努めるものとする。
- ウ 自主防災組織は、イにより確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。
- エ 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。
- オ 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい 及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。
- カ 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。
- キ 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。
- (4) 事業者の役割 (第37条関係)

事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。

6 災害応急対策

- (1) 県の責務及び市町村の役割(第38条~第40条関係)
 - ア 県及び市町村は、災害発生時等において、情報収集伝達体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。
 - イ 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。
 - ウ 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を 要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。
- (2) 県民の役割 (第41条・第42条関係)
 - ア 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用 により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があっ たときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合 い、円滑な避難に努めるものとする。
 - イ 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法その他の法令に基づき 公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するととも に、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げと ならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。
- (3) 自主防災組織の役割(第43条関係) 自主防災組織は,災害発生時等において,市町村その他の関係機関と連携し,地域住

民の安否等に関する情報の収集及び伝達,地域住民等の避難誘導,初期消火,負傷者等の救出救護,給水及び給食,危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

- (4) 事業者の役割 (第44条・第45条関係)
 - ア 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業者等の安全を確保するよう努める とともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救 出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を 行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。
 - イ 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な 避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。
- (5) 防災ボランティアの役割 (第46条関係)

防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、 地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家 屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急 対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

7 復旧・復興対策

- (1) 県の責務及び市町村の役割 (第47条関係)
 - ア 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共 的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定す るよう努めるものとする。
 - イ 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、 アの計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 県民の役割 (第48条関係)

県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、 県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自ら の生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割 (第49条関係)

自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県 及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

- (4) 事業者の役割 (第50条・第51条関係)
 - ア 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復 興に貢献するよう努めるものとする。
 - イ 水道,電気供給施設,ガス供給施設,電気通信事業の用に供する施設等の管理者は, 復旧対策を実施するときは,情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速や かな復旧に努めるものとする。
- (5) 防災ボランティアの役割 (第52条関係)

防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

目俠

前文

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 災害予防対策

第一節 県の直務及び市町村の役割等 (第十条—第二十七条)

第二節 県民の役割 (第二十八条—第三十一条)

第三節 自主防災組織の役割 (第三十二条—第三十六条)

第四節 事業者の役割 (第三十七条)

第三章 災害応急対策

第一節 県の莨菸及び市町村の役割 (第三十八条―第四十条)

第二節 県民の役割 (第四十一条・第四十二条)

第三節 自主防災組織の役割 (第四十三条)

第四節 事業者の役割 (第四十四条・第四十五条)

第五節 防災ボランティアの役割 (第四十六条)

第四章 復旧·復興対策

第一節 県の直務及び市町村の役割 (第四十七条)

第二節 県民の役割 (第四十八条)

加や台風の強度の増大が予測されている。

第三節 自主防災組織の役割 (第四十九条)

第四節 事業者の役割 (第五十条・第五十一条)

第五節 防災ボランティアの役割 (第五十二条)

温速

十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増つある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生の切迫性が高まりつ

公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会くりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による県は、これまでも市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づ

的に認識されつつある。

33

めの安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。 六 坊災ボランティア 防災に関する社会貢献活動(岡山県社会貢献活動の支援に関する条例(平 成十三年岡山県条例第十三号)第二条第一項に規定する社会貢献活動をいう。) を行う個人又は

三 坊災対策 災害を未然に坊止する等のための災害予防対策、災害発生時における破害の拡大を 坊ぐための災害忘急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。 四 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する妨災組織をいう。 五 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であって災害から自らを守るた

上 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復 興を図ることをいう。

一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう

第二条 この条例において、灰の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

寄与することを目的とする。

第一章 総則

(回約)

(定義)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復 興対策における県、市町村、県民、自主妨災組織、事業者及び妨災ボランティアの責務又は役割を 明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に

ここに、私たちは、共に力を合わせ、災害に強い安全・安心の岡山を創造するため、この条例を制 定する。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであり、旨 来を担う子どもたちへの義務でもある。

とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されてい る今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。

に防災のための行動と事業を息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。

このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的

まな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが 悸慌する社会をつくっていかなければならない。

(基本里念)

(自主防災組織の役割)

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において自主防災組織等が実施する防災対策に積極的に参加 するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする

第六条 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実 随するよう努めるものとする。

の推進に努めるものとする。

を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産

(市町村の役割)

(県民の役割)

のかかる。

4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるも

面に定められた陥策の実効性の確保を図るものとする。

画について、基本理念にのっとり同法第四十条第一項の規定による検討を加えるとともに、当該計

3.県は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計

ものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させる

合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア

及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、県民の生命、身体

割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

2 坊災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役

合う共助を基本として実施されなければならない。

が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け

(県の直務)

第三条 坊災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自

- 2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災
- 第十二条 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事 業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう
- 2 県は、前頃に規定する施策の実施を支援するものとする。
- 実及び機能の強化に努めるものとする。
- 第十一条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充
- のための体制の充実に努めるものとする。
- 第十条 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理
- 第一節 県の實務及び市町村の役割等

(消坊団及び水坊団の充実等)

第二章 災害予防対策

(危機管理体制の充実)

(防災訓練等の実施)

努めるものとする。

(防災ボランティアの役割)

(事業者の役割)

第九条 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実 施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとす vo°

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるも のとする。
- の場の確保等妨災対策を実施するよう努めるものとする。
- 第八条 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等(災害が発生し、又は発生するおそれがある 場合をいう。以下同じ。)において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続す ることができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用
- 2 自主纺災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努 めるものとする。
- 第七条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全 点後その他の災害予坊対策並びに避難務導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施する よう努めるものとする。

に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等 にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努めるものとする。

(災害及び妨災に関する普及啓発)

- 第十三条 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な妨災対策を実 施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努 めるものとする。
- 2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、前 頃の普及啓発の実施を支援するものとする。
- 3 前二頃の普及啓発は、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類 又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。

(災害関連情報の提供等)

- 第十四条 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対 策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測され る被害その他の災害に関連する事項についての情報(第二十八条第二項及び第三項並びに第三十三 条第一項において「地形等災害関連情報」という。)及び避難に関する情報を収集するとともに、
- 2.市町村は、当該市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図(第四十一条第一項にお いて「坊災地図」という。)を作成し、住民にその内容及び店用方法を周知するよう努めるものと

当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供するよう努めるものとする。

- to 100°
- る 県は、前二項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。
 - (防災に関する教育の実施)
- 第十五条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)又は 保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び 学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適
- 切な対応ができるよう坊災に関する教育の実施に努めるものとする。
- 2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう妨災に関する訓練及び研修
 - (物質の計画的な備糖等)

への参加に努めるものとする。

第十六条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は 点検するよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

(情報仅集伝達体制の整備)

よう努めるものとする。

- 特性に応じて策定するよう努めるものとする。 2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー(他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいう。) 等に配慮 し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成する
- 第十九条 市町村は、あらかじめ、自主坊災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、 壁雕庭路、壁雕方法その他の避難のために必要な事頃を定めた避難計画を、災害の態策及び地域の
- る情報の趕供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努めるものとする。 (避難計画の策定等)
- に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。 4 県及び市町村は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は災害時要援護者に対する避難の準備 に関する情報(炊条第一頃、第三十六条及び第四十一条において「避難勧告等」という。)に関す
- 同じ。)における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努めるものとする。 3 県は、災害発生持等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関
- 2 県及び市町村は、孤立地区(災害の発生により交通が途絶した地区をいう。次条第三項において
- 第十八条 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事 頃に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。
- 5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有 者に対しこれを促すよう努めるものとする。
- 4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、坊災上の観点から、定期的な点像 及び計画的な整備に努めるものとする。
- 3 県及び市町村は、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人 にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建物等を設計することをいう。)の趣旨に沿って、前 二頃の公共施設の整備に努めるものとする。
- 2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものと する。
- 第十七条 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難 場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

- 3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発生時における住民等を輸送する手段の確保に努
- 4 市町付は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができな い住民が避難することができる施設及び災害発生時において当該施設で必要となる人員の確保に努
- めるもの、とする。
- G 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することが できるよう市町村を支援するものとする。

(災害特要援護者の支援体制の整備)・

めるものとする。

- 第二十条 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自 主坊災組織等と連携し、災害時要優護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所(災害時要疑護者であって避難場所での生活において特別な 配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。)の指定に努めるものとする。
- g 県は、前二頃に規定する施策の実施を支援するものとする。

(医療数護体制の整備等)

- 第二十一条 中町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努める とともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び数
 - 護のための体制の整備に努めるものとする。
- 2 県は、前頃に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び数護のため
- の体制の数値に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

- 第二十二条 県及び保建所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感 染症(感染症の予坊及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六 条第一項の感染症をいう。)の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の
 - 公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第二十三条 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物質等の緊急輸送 のための体制の整備に努めるものとする。

(事業を等との協定)

第二十四条 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生 に伴い帰宅が困難となった者(第三十八条及び第四十五条において「帰宅困難者」という。)への

39

支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方

(建築物の安全性の確保等)

家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態策及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、

第二十九条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断(地震

に対する安全性を評価することをいう。)を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改

修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を

2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努めるもの かかる。

及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。

第二十八条 県民は、妨災に関する訓練及び研修に饋極的に参加すること等により、災害発生現象の 特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え

の智能に努めるものとする。

2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識

第二十七条 県及び市町村は、災害発生時における妨災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう 、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等妨災ボランティアの活動の環境の 整備に努めるものとする。

ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備等)

第二節 県民の役割

(防災知識の習得等)

(人材の育成等)

ol 県は、前頃に規定する施策の実施を支援するものとする。

対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第二十五条 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災

第二十六条 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施

されるよう、自主坊災組織が実施する坊災対策において指導的役割を担う者の育式並びに坊災ボラ

ンティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災

第三十四条 自主防災組織は、災害時要踐護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し

(災害時要援護者の支援等)

掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を

応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に

第三十三条 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等

(地形等災害関連情報の確認等)

に積極的に参加させるよう努めるものとする。

訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等

第三十二条 自主坊災組織は、坊災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して坊災に関する

第三節 自主防災組織の役割

な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

第三十一条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要

(災害時要援護者からの情報の提供)

要な資機材を整備するよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に坊止し、及び災害発生時の被害の拡大を坊止するため、消火器その他の立

るものとする。

(坊災管織の啓発等)

(生活物質の講播等)

活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生持等の情報収集の手段を確保するよう努 めるとともに、避難の際に必要な物質を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努め

第三十条 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生

その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物等を定期的に点険し、必要に応じ、補強、徹去

)の設置者は、当該工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに

ろ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下この項において「工作物等」という。

2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を坊 ぐための措置を講ずるよう努めるものとする。

することをいう。)その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 、あらかじめ地域における災害時要接護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転
- 倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。
- 用の纺止に万全を期するものとする。2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利

(物質の備蓄等)

必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点険するよう努めるものとする。第三十五条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に

(避難観告等への対応の準備)

- 第三十六条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう
 - 、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。

- 第四節 - 事業者の役割

する訓練及び研修を隫極的に行うよう努めるものとする。 るための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関第三十七条 事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続す

第三章 災害応急対策

第一節 県の資務及び市町村の役割

(情報の収集及び提供)

つ的確に提供するよう努めるものとする。 速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速か第三十八条 県及び市町村は、災害発生時等において、第十八条第一項又は第三項の体制に基づき、

(災害応急対策のための体制の確立)

急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。第三十九条 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応

(市町村への応援)

れたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。 第四十条 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請さ

第二節 県民の役割

(避難及び避難場所)

り、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかに第四十一条 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用によ

する。これに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものと

除されるまでの間、避難を継続するものとする。2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難勧告等が解

(車両使用の自粛等)

るよう努めるものとする。 法第七十六条第一項の緊急通行車両をいう。)の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛す守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両(災害対策基本号)その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵第四十二条 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法(昭和三十五年法律第百五

第三節 自主防災組織の役割

る。給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとすの安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、第四十三条 自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民

第四節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

るよう努めるものとする。、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保すもに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火第四十四条 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業者等の安全を確保するよう努めるとと

(帰宅困難者への支援)

場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。第四十五条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難

第五節 防災ボランティアの役割

難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施され域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避第四十六条 防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地

るよう努めるものとする。

第四章 復旧·復興対策

第一節 県の責務及び市町村の役割

第五節 防災ボランティアの役割 第五十二条 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われる

よう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努め るものとする。

(生 た に 不 可 欠 な 施 設 の 復 日) 第五十一条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復

雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努 めるものとする。

(雇用の場の確保等) 第五十条 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により

第四十九条 自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及 び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

より、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。 第三節 自主防災組織の役割

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することに

県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再 建及び地域社会の再生に努めるものとする。

第二節 県民の役割 第四十八条 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、

第四節 事業者の役割

当 新

この条例は、公布の日から施行する。

2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、前項の計画 の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるもの かする。

制定理由

り、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与する必要がある。市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることによ防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、

地方公営企業等金融機構出資について

平成20年度において,地方公営企業等金融機構に対し,次の金額の範囲内で出資を行うものとする。 出 資 額 141,000千円

(参 考)

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例抜粋 地方自治法第96条第2項の規定により、次の事項を岡山県議会の議決すべき事件として指定する。 1~5 略

6 1件500万円以上の出資及び出捐に関すること。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成20年4月1日
- 3 契約の金額 16,231千円を上限とする額
- 4 契約の相手方 岡山市関263番地の17河 村 英 紀(弁護士)
- 5 契約要領 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)に準拠

(参 考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、 政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、 一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くと ともに、議会の議決を経なければならない。

- 一 都道府県
- 二・三 略

2~7 略

県民局・支局の再編について

平成21年4月の地域庁舎においては、現地で行う必要がある県施設の管理や災害・危機管理などの業務について実施することとしているが、今後、再編完了に向けて、以下により支局体制における課題等について検討を行う。

1 主な課題

- ・危機管理体制の構築
- ・保健所のあり方の見直し
- ・岡山市の政令指定都市への移行
- ・入札制度改革の取組
- ・庁舎関係(県民局執務スペースの確保、支局空きスペースの有効活用等)
- ・その他、県民局・支局体制における課題 等

2 「県民局・支局の再編に関する連絡会議」の設置(H20.2)

(1)目的

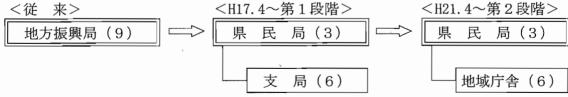
全庁的な共通認識のもとで取組を進め、来年度の早い時期に、支局体制の検証、再編の方向性、県民局及び地域庁舎の業務・組織のあり方等について明らかにする。

(2)構成

総務部次長、企画振興部次長、本庁主管課長、県民局総務課長、支局総 務室長等

(参 考)

1 再編の進め方 -2段階の見直し-



- 2 地域庁舎で実施する業務
 - ア 災害・危機管理への対応
 - イ 現場における業務実施の効率性確保
 - ウ 県民サービスの確保
 - エ 県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修

地方振興局の再編

- 地方振興局から県民局へ -

平成17年1月

岡山県

目 次

は	U	めに	1
序		論	
ΠP	•	^{され} 再編のねらい	0
	1		
	2		2
		(1)総合出先機関としての機能	
		(2) 広域行政支援機能	
		(3) 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能	
		(4) 各行政分野ごとの出先機関としての機能	
		(5) 住民サービス機能	
	3	再編への取組	3
Ī		再編による新たな行政体制	
•	1	the state of the s	4
	Ċ	(1) 県民局	•
		(2) 地域庁舎	
	2		4
	_	行場のためが	-1
п	ļ	県民局の所管区域	
	1	所管区域	5
	2	3 局再編の考え方	6
		(1) 歴史的、地理的背景	
		(2) 市町村合併への対応	
		(3) 行政効率	
		(4) 住民の生活圏域	
	3	県民局の位置	7
Ш		県民局の組織と業務	
	1	12400 - 11 2 42 42 22	8
	2	各機関で実施する業務の考え方	0
		(1) 本庁へ集約して実施する業務	
		(2) 県民局で実施する業務	
		(3) 地域庁舎で実施する業務	
	3	県民局の設置に伴う出先機関の見直し	l 3
		(1) 保健所	
		(2) 農業改良普及センター	
		(3) 玉野建設事務所及び建部建設事務所	
		(4) その他の出先機関	

Ⅳ 県民局の機能強化	1 4
VI 再編に伴う削減効果の目標	
▼II 再編に伴う課題への対応1 二重行政への対処の考え方(1) 制度上の見直し(2) 運用上の見直し	1 6
(3) 県民への周知 2 災害・危機管理対応への考え	方

資料

・生活圏域

<u>資料1</u>:通勤圏 <u>資料2</u>:通学圏 <u>資料3</u>:重症時医療圏 <u>資料4</u>:高速道路・鉄道網

・各機関で行う具体的な業務(主なもの)

はじめに

地方振興局は、昭和49年7月、地域の特性に応じながら、地域住民に密着した総合的で効率的な行政を推進するため、それまで県下各地域に数多く点在していた縦割りの単独事務所のうち、県税事務所、福祉事務所、労政事務所、農林事務所、農業改良普及所、土木事務所など、地域の基幹的な出先機関を9つの生活圏ごとに整備・統合し設置されたものです。

以来、市町村の枠を超えた広域的な行政課題への対応や、ハード・ソフト両面にわたる総合的な行政サービスの提供、市町村に対する支援や助言、地域ニーズに応えた特色ある施策などを推進し、地域の振興発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、モータリゼーションの急速な浸透や道路網の整備による生活圏の広域化、通信網の整備による高度情報化、少子・高齢化の進行、分権型社会への移行、市町村合併の進展など、本県を取り巻く社会経済状況は、この30年間で著しく変化しています。

また、環境問題への対応や、県政の目標である「快適生活県」を実現させるための様々な分野での協働の推進など、新たな課題にも対応していく必要があります。

さらに、国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、今まで以上に、限られた財源を有効 に活用し、効率的な行政運営を一層進めていくことが求められています。

このような状況の変化や課題を踏まえ、第3次行財政改革大綱の基本的考え方に沿って 地方振興局の再編整備を行うこととしました。

本県は、総合的な出先機関の設置において、全国的に先駆けた取組を行いました。そして、今、時代に対応した新たな県民局体制の設置にあたりましても、全国に範を示してまいります。

この振興局の再編は、第3次行財政改革の中の最大の取組課題であり、地方分権改革の 大きな流れの中で、本県の将来の発展のために避けては通れない改革です。

今後、地域や県民との協働、市町村への権限移譲を進めながら、振興局制度発足以来の 大改革に全庁一丸となって取り組んでまいります。そして、この再編により、これまで地 方振興局が果たしてきた役割、機能を引き継ぎながら、新しい時代に対応した真に効率的 で効果的な行政体制の確立を目指しますので、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願 い申し上げます。

平成17年1月

岡山県知事 石 井 正 弘

序論

1 再編のねらい

今後、市町村への権限移譲が一層進み、市町村合併など、市町村のあり方も大きく変わっていく中で、広域的な地域の総合出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら、迅速・的確に展開することを目指します。

また、本県を取り巻く極めて厳しい行財政状況のもとで、県民の期待に応える「新しい時代に対応する柔軟でスリムな組織体制」の整備を目指します。

2 再編後の地方振興局が担うべき機能

(1) 総合出先機関としての機能

新たな行政課題や複雑・多様化する行政需要に的確に対応するため、地方分権時代に ふさわしい地域の総合出先機関としての総合調整機能を発揮します。また、現在、地方 振興局を経由して本庁で処理している業務については、原則としていずれかの機関だけ の処理で完結し、二重の事務処理とならないようにします。

(2) 広域行政支援機能

地方分権時代における市町村の主体的な活動を、より広域的な視点で支援します。

(3) 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能

市町村との連携、NPOや地域住民などとの協働の視点で地域課題を解決していくことを目指します。

(4) 各行政分野ごとの出先機関としての機能

業務の必要性について十分検討したうえで、税務、保健福祉、農林水産、土木などの 各行政分野の出先機関としての機能を果たし、効果的な事業推進を図ります。

(5) 住民サービス機能

旅券発行・納税窓口など住民と密接なつながりのある事務は、電子自治体の機能を活用し、住民の利便性の確保に配慮しながら効率的に事務を進めるとともに、今後、市町村への権限移譲を検討するなど見直しを行います。

3 再編への取組

広域化による機能強化

- ・広域的、専門的な行政課題に対応するため、専門性が必要な部門に行政資源(人員や予算)を集中し、機能の充実・強化を図ります。
- ・本庁から再編後の地方振興局への権限の委譲を進め、広 域化された局で、申請から決定までの一連の手続きが完 了するシステムを作ります。

多様な主体との協働の推進

- ・NPO、ボランティア等多様な主体との協働を進め、その創造性を県政に反映させます。
- ・市町村へ権限・事務の移譲を積極的に進め、県民に身近 な行政事務は身近な行政主体が担うこととします。
- ・従来の行政の枠を超えた、質の高いサービスの提供を目 指します。

簡素効率的な組織、執行 体制の確立 ・官・民、県・市町村の役割を見直し、効率的・効果的な組織 体制を築きます。

I 再編による新たな行政体制

1 新たな行政体制

現在の地方振興局は、県の総合出先機関として県内各地の生活圏ごとに9箇所設置され、30年にわたって地域の代表的な県機関として親しまれてきました。

しかし、今後、身近な行政主体による自己決定、自己責任を趣旨とした「分権型社会」 への移行や市町村合併の進展などから、「地方振興」は、市町村がその中心的な役割を果 たしていくこととなります。

こうした社会の変化に対応した新たな総合出先機関として、また、県民本位の地域政策 全般を担う広域化した県の出先機関として、地方振興局は新しい行政体制に生まれ変わり ます。

(1) 県民局

現在の地方振興局を統合し、県民と向き合いながら、地域の政策全般について担うこととなる新たな県の拠点機関として、平成17年4月から3つの「県民局」に再編します。

(2) 地域庁舎

6つの既存の地方振興局は3つの県民局に統合されますが、現地で行う必要がある県施設の管理業務や災害・危機管理などの業務については、現在の地方振興局が置かれている地域に「地域庁舎」(仮称、以下同じ)を設け、ここで実施します。

しかし、次の「再編の進め方」に示すとおり、こうした体制は平成21年4月から実施することとし、平成17年4月から平成21年3月までの4年間は、6つの地方振興局を県民局の「支局」に改め、過渡的な体制で業務を行います。

2 再編の進め方 -2段階の見直し-

平成17年度を再編のスタートとしますが、現在のいずれの地方振興局の場所にも県民局またはその支局を設置します。しかし、平成20年度末までの第3次行財政改革推進期間中に、「住民に身近な行政事務はできるかぎり市町村で行う」という地方分権の理念に基づき、市町村への権限・事務移譲等を進めながら、順次、支局の機能を縮小し、平成21年4月までには支局を地域庁舎へ再編することで、再編を完了させるという2段階での見直しを進めます。



※ 県民局、支局または地域庁舎の組織と業務については、P8以下に掲載しています。

Ⅱ 県民局の所管区域

1 所管区域

歴史的・地理的背景、市町村合併への対応、行政効率、住民の生活圏域等を総合的に勘案し、備前県民局・備中県民局・美作県民局の3局に再編します。



県民局	位置	人口(万人)	面積 (km²)	合併後市町 村数(見込)	所 管 区 域 (見 込)
備前県民局	岡山市	90. 1	1, 900	9	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、御
└─ 東備支局				5市4町	津郡、赤磐郡、和気郡、児島郡、加賀郡
備中県民局	倉敷市	78. 9	2, 462	10	倉敷市、総社市、笠岡市、井原市、高梁
- 井笠支局				7市3町	市、新見市、都窪郡、浅口郡、小田郡、
一高梁支局					後月郡、吉備郡、阿哲郡
── 新見支局					`
美作県民局	津山市	26. 1	2, 743	10	津山市、上房郡、真庭郡、苫田郡、勝田
— 真庭支局				3市5町2村	郡、英田郡、久米郡
勝英支局					

⁽注)合併後市町村数は、平成17年1月1日現在の協議会の設置状況により推測(今後の市町村合併により変更の可能性があります。) 現行の所管区域を越えて合併した吉備中央町は備前県民局の所管とし、合併により真庭市となる予定の北房町は美作県民局の 所管とします。

2 3局再編の考え方

(1) 歷史的、地理的背景

備前、備中、美作という古来の国による地域は、それぞれがその歴史的、地域的な共通点を持って発展してきており、地域ごとの結びつきは現在でも強く残っているといえます。県民局は、こうした地域の結びつきの中にあって、広域的な施策を推し進めます。

併せて、備前、備中、美作という伝統的な地名を県民局の名称に用いることで、それ ぞれの県民局の所管区域を概ね示すとともに、一定の広がりを感じさせることができる ものと考えます。また、今日の社会において忘れがちとなっている歴史や風土の大切さ を後世に引き継ぎ、地域の文化や伝統を守り、育む気持ちを大切にしてまいります。

(2) 市町村合併への対応

現在、すでに3つの合併市町が誕生するとともに、県下各地域において市町村合併への取組が進められており、これらの合併が実現すると、平成の大合併前に78あった市町村が約1/3程度になると見込まれます。

現在の9つの地方振興局は、78の市町村と連携を図りながら業務を進めてきましたが、こうした市町村の行政体制の大きな変革の中で、新たな市町村の行政体制に応じた見直しを行い、地域の総合出先機関である地方振興局も再編に取り組む必要があります。

(3) 行政効率

広域行政を実施するための一定の人口規模を持ち、管内の面積や市町村数に大きな不 均衡が生じないよう配慮しました。

特に、分権改革が進む中で、県民に軸足をおいた行政を進めるうえで欠くことのできないパートナーであり、今後とも一層の連携が必要となる市町村について、広域化した 県民局間で数的バランスをとり、各局が効率的に広域行政を展開できる体制とします。

また、道路網・高速交通網の整備や公共交通機関等の利便性を考慮しました。さらに、情報先進県である本県の高度情報通信網の一層の進展に伴い、時間的距離の課題も克服されるものと考えます。

そして、現下の極めて厳しい財政状況を念頭に、行財政改革の効果を最も発揮できる 体制を目指します。

(4) 住民の生活圏域

昭和49年の地方振興局制度発足時以降の通勤圏、通学圏、医療圏など、県民の行動圏域の移り変わりも併せて考慮しました。 [資料参照]

3 県民局の位置

備前県民局は岡山市、備中県民局は倉敷市、美作県民局は津山市に設置します。

また、再編に伴う財政支出を極力抑制するため、備前県民局は現在の岡山地方振興局、 備中県民局は現在の倉敷地方振興局、美作県民局は現在の津山地方振興局の建物を使用し ます。

県民局の位置については、行政サービスは主に「人」を対象としていることから、人口の集積度を考慮するとともに、管内各地域からの交通の利便性を勘案し、これら3つの都市に設置することが最も望ましいと考えました。

特に、再編に伴い9つの地方振興局が3つの県民局へ集約されることから、各県民局管内の住民や市町村等の来局の利便性や業務実施の効率性を考慮すると、交通の結節点として管内各地域から比較的短時間で到達できる位置にあることが望ましいといえます。

なお、県民局の位置については、今後、地方分権の進展に伴い県と市町村との役割分担が大きく見直される場合などには、広く県民の意向を踏まえ、財政健全化の実現を図ったうえで、あらためて議論する必要も生じてくるものと考えます。

地方振興局は、県民局へ再編することにより広域化されますが、これに対して、県民の 生命や財産を守るための災害・危機管理への対応業務や窓口対応業務など現地で行う必要 がある業務は、引き続き現在の場所で行うとともに、電子申請の拡大や市町村への権限移 譲の推進などにより、県民サービスへの影響に配慮します。

Ⅲ 県民局の組織と業務

1 再編に伴う組織と業務

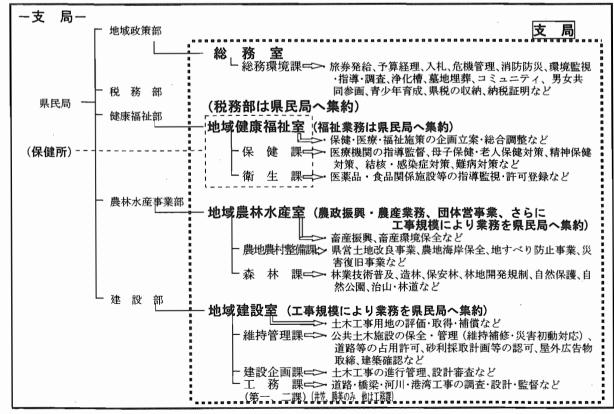
再編により、現在の地方振興局の組織及び業務は、次のように変わっていくことになります。

なお、組織体制等については、市町村合併の動向や市町村と県との役割分担、民間との 協働など関連する諸課題の進展、その他社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、再編 を進めてまいります。



※保健所は地方振興局に併置しています。



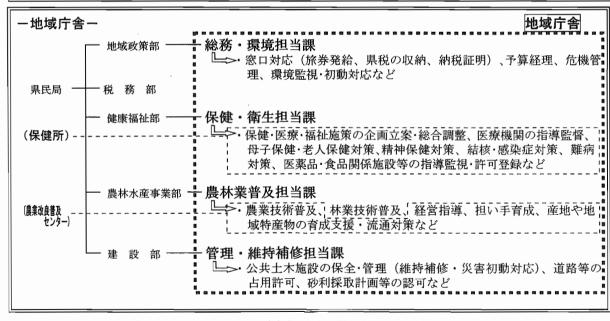




_ 9 _

H21. 4再編完了後の組織と業務

一県民局一 地域政策部 ━━━━━ 協働の推進に係る企画立案・総合調整、コミュニティ、交通安全、 男女共同参画、青少年育成、市町村連絡調整、公聴広報、土地対策、 国際交流、観光振興、人権同和施策、旅券発給、人事、予算経理、 入札、危機管理、消防防災、環境施策の企画立案・総合調整、環境 監視·指導·調查、廃棄物、浄化槽、水質·大気汚染防止、墓地埋葬、 公害苦情、公共工事の計画調整・進行管理、設計審査、技術指導など (管内公共工事の一元的調整を図るため地域政策部で集中的に実施) 県民局 - 税 務 部 ===>・県税の収納、納税証明、各種税の賦課・徴収、滞納処分など 健康福祉部 ・社会福祉法人・施設等の指導監督、介護保険・高齢者福祉施策など ・身体・知的障害者施策、福祉事務所業務、児童・母子福祉業務など (保健所) 保健・医療・福祉施策の企画立案・総合調整、医療機関の指導監督、 母子保健·老人保健対策、精神保健対策、結核·感染症対策、難病対! 策、医薬品・食品関係施設等の指導監視・許可登録、衛生検査など」。 農林水産事業部 ·農林関係制度資金、農地調整、農産·畜産振興、畜産環境保全、県 営·団体営土地改良事業、小規模土地改良事業、農地海岸保全、災 害復旧事業、林業技術普及、造林、保安林、林地開発規制、自然保 護、自然公園、治山・林道、地すべり防止事業など 農業技術普及、経営指導、担い手育成、産地や地域特産物の育成 《農業改良菩及 センター) _支援・流通対策など______ ·建 設 部 ===>・土木工事用地の評価・取得・補償、公共土木施設の保全・管理(維持 補修・災害初動対応)、道路等の占用許可、砂利採取計画等の認可、 屋外広告物取締、建築確認、道路・橋梁・河川・港湾工事の調査・設計 ・監督、港湾管理など (県民局の統轄出先機関) 保 健 所 農業改良普及センター など



注) H21年度における課体制については、今後の事務事業の細部に関し未定部分が多いことから、現時点では示すことはできない。

2 各機関で実施する業務の考え方

(1) 本庁へ集約して実施する業務

次の業務は、平成17年4月以降、本庁で一元的に実施することにより、効率的で迅速な処理が可能となることから、県民局では行わず本庁で実施します。

業務の類型	考え方・業務の内容
極めて高い専門的知識を	本庁に集約を図り、専門性を高めたうえで、効率的・迅速に実施し
要する業務 年間処理件数が少ない業務	ます。
全県的な啓発業務 調査等の管内集計業務	大型店出店調整、企業立地促進補助、農協等の指導監督、地方交付税検査、地方債許可など
など	

(2) 県民局で実施する業務

県民局では、平成17年4月以降も、原則としてこれまで地方振興局で行ってきた業務を行います。

(3) 地域庁舎で実施する業務

平成21年4月以降、地域庁舎では次の業務のみを実施します。 (平成21年3月末までは支局で実施します。)

ア [災害・危機管理への対応]

業務の類型	考え方・業務の内容
自然災害や健康被害、環 境破壊などへの初期対応 の業務	被災状況の確認、2次災害の防止等のため、関係職員が一定の時間で現場に到着できるよう、引き続き、現地で実施します。
	地震、風水害、崩土・落石、食中毒、感染症、児童虐待、精神保健緊急対応、人水質汚濁事象の発生など
環境破壊や健康被害の未然の予防の業務	県民の生命、財産に直接関わる重大な危機の発生を未然に予防するための監視業務を効率的に実施するため、引き続き、現地で実施します。 (産業廃棄物、大気・水質、医薬品・食品関係施設等の監視・指導・調査など)

イ [現場における業務実施の効率性確保]

業務の類型	考え方・業務の内容
農業*・林業普及指導の	農家や林家へ赴き、直接、現地で指導や研修を行うなど、現場に
業務	出向くことが基本であること、さらに来局者の負担にも配慮し、引
	き続き、現地で実施します。
	農業普及指導、林業普及指導など

[※] 農業普及指導の業務は、現在、農業改良普及センターで実施していますが、今後、県民局への統合を検討します。

ウ [県民サービスの確保]

業務の類型	考え方・業務の内容
県民を対象とした許認可、窓口対応の業務	多くの県民が地方振興局を訪れる主要な窓口対応業務については、 県民サービスの著しい低下を避けるため、引き続き、現地で実施します。 しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、業務を縮小していきます。

工 [県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修]

二 【永远寺永》首在 7 1 1 2 1	(成0)相待官径 "相修"
業務の類型	考え方・業務の内容
県管理道路、河川・ダム	県は公共施設の管理者として維持管理、補修業務を行い、不慮の
等の維持管理、補修の業	事故の防止や荒天等による災害発生の防止に努める必要があるため、
務	引き続き、現地で実施します。
	しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託 するなどにより、業務を縮小していきます。
	道路・河川等の占用許可、道路パトロール、除雪など 維持補修業務(工事金額1千万円未満) 路面舗装工事、交差点改良等交通安全施設設置工事、崩土・落石等による 危険箇所防除施設設置工事など

(過渡的体制)

平成17年4月から平成21年3月までの間の支局の業務

平成17年4月から、次の①~④の業務(県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効率的な業務)は県民局に集約して実施し、それ以外の業務は、過渡的体制としての支局で実施します。

① 市町村への補助等の業務

市町村合併により対象数が減ることなどから、県民局に集約し、一元的に対応します。

(単県医療費助成、地域福祉対策メニュー事業、団体営土地改良事業補助など

② 対象が限られる許認可等の業務

専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応します。

、廃棄物処理施設設置許可、社会福祉法人施設指導・監査、介護サービス事業者指導・監査など

③ 一定規模以上の公共工事の計画・設計・建設の業務

県民局に集約し、効率的、効果的に実施します。

、 (道路建設工事、河川改修工事、県営土地改良事業など)

一定規模以上の公共工事とは、平成17年4月の再編段階では、工事金額4千万円以上の工事とします。 支局においては、事業の継続性や地域・県民への影響などを踏まえ、県民局へ集約される工事以外の工 事の計画、設計、建設の完了までを行います。

④ その他、集約することで専門性を増し、効果的に実施することが可能となる業務 専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応します。

「各種税の賦課・徴収、滞納処分、市町村振興計画等の協議、選挙事務、観光振興、農地転用許可など

引き続き支局で実施する、上記①~④に掲げる以外の業務についても、平成21年4月の再編 完了に向けて、公共工事やそれに付随する事業等を県民局に集約するとともに、権限・事務を市 町村へ移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、一層の効率化を進めます。

その結果、平成21年4月以降は(3)のア〜エに掲げる業務のみが地域庁舎で実施されることになります。

なお、支局内の総合調整や対外的な調整業務を行うとともに県民局全体の事業調整にも参画する責任者を支局に配置します。

3 県民局の設置に伴う出先機関の見直し

(1) 保健所

平成17年度は、引き続き現在の場所で保健・衛生業務を行います。

今後、平成17年度末までの現行の岡山県保健医療計画(2次保健医療圏)の見直しを検討することとしており、健康危機管理体制の確保の観点及び市町村合併の動向を踏まえ、保健所の設置のあり方についての見直しを検討します。

(2) 農業改良普及センター

平成17年度は、引き続き現在の場所で普及指導業務を行います。

今後、農業改良普及センターの必置規制の廃止などを内容とした農業改良助長法の一部改正法の施行に伴い、平成18年4月の県民局への統合も含め設置のあり方についての見直しを検討します。

(3) 玉野建設事務所及び建部建設事務所

現在の岡山地方振興局建設部の出先事務所としては廃止し、平成17年4月から備前県民局建設部及び美作県民局建設部に業務を集約します。

ただし、玉野建設事務所が担っている港湾管理機能(宇野港管理事務所)については、 引き続き、現在の場所で実施することとします。

(4) その他の出先機関

第3次行財政改革大綱に定めるとおり、上記以外の出先機関についても、近年の交通機関の発達や情報化の進展、さらには、市町村合併の進展を踏まえ、統合や所管区域の 見直しを行います。

IV 県民局の機能強化

地方振興局から県民局へ再編するにあたり、県民の参画と協働を推進する地域の総合出 先機関として、地域ニーズを把握し、これを県行政へ反映させるために、県民局の機能の 強化、体制の充実を図ります。

① 企画・立案機能の強化

- ・局の企画・立案機能、総合調整を担う「地域政策部協働推進室」を設置します。
- ・県民との幅広い協働をベースに、地域の特色あるプロジェクトや先駆的取組 などを体系化した「夢づくり協働プログラム」を策定します。

② 総合調整機能の強化

- ・本庁から県民局へ権限委譲を進め、県民局において申請から決定までの一連 の手続を完了させ、二重行政の解消に取り組みます。
- ・地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進します。

③ 地域住民との協働による施策の展開

・県民局における協働施策を地域全体で推進するため、地域住民をはじめ市町 村、各種団体など多様な協働の主体の参画による「協働の推進と地域の意見 を聞く場」を設けます。

④ 地域ニーズの県政への反映

・地域ニーズを踏まえて、本庁と県民局が一体となった政策を推進するため、 県民局長が本庁の政策企画推進会議等の構成員となるなど、本庁と局の連携 強化のための体制を整備します。

⑤ 市町村支援機能の強化と連携体制の構築

- ・市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への 職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化します。
- ・県民局において、より広域的・専門的な視点から、合併後の市町村等に対して助言、協力するなど、密接な連携体制を構築します。

V 市町村への権限・事務の移譲

1 取組の姿勢

地方分権の進展や市町村合併の進捗により市町村の自治能力は向上することから、地方振興局の再編と並行して、住民に身近な事務は、できる限り住民に最も身近な基礎的自治体である市町村で行うことができるよう、県と市町村との役割分担を踏まえたうえで、市町村と十分に協議を行いながら、権限・事務の移譲を積極的に進めることとします。

2 進め方

今後、県の事務事業の精査、他県の先行事例等を参考に、移譲可能な権限を選定し、平成16年度末を目指して権限移譲を推進するための指針の策定に取り組み、全庁的な権限 移譲推進体制のもと、できるだけスムーズな移譲が進められるよう対応します。

その際、以下のとおり市町村に対して積極的な措置等を講じることとします。

- ① 移譲された事務処理に必要な経費に対する財政措置
- ② 市町村研修生の受け入れ、県職員の派遣などの人的支援
- ③ 事務処理(引継)マニュアルの作成、説明会、実務研修の実施

VI 再編に伴う削減効果の目標

県民局への再編に伴い、事務事業の見直しや組織の簡素・効率化等を進めながら定数の 削減に取り組み、現在約2,100人いる地方振興局職員について、平成21年度の再編 完了までに370人程度の削減を行ったうえで、現在見込み得る新たな行政需要等への対 応に必要な再配置を行うことにより、340人程度の純減を図ることを目標とします。

これにより、今後5年間で、人件費については40億円以上、また、削減人数に応じた 事務経費等の削減を図ることで10億円以上、**合計50億円以上の削減効果**を生み 出します。

なお、今後、市町村と協議を進めていく権限・事務移譲の進展、その他社会経済情勢の 変化に伴い将来新たに発生する行政需要に柔軟に対応しながら、目標の達成に向け努力し てまいります。

VII 再編に伴う課題への対応

1 二重行政への対処の考え方

本庁、県民局、支局(地域庁舎)の間の事務処理上の権限と責任の所在について、制度 上も運用上も明確にし、それぞれの機関でワンストップで事務を完結させることにより、 二重の事務処理とならないよう取り組みます。

(1) 制度上の見直し

① 本庁から県民局への権限委譲

地域の実情を把握している県民局で処理すべきと考えられる事務については、知事 から県民局長へ権限を委譲していきます。

- 例)・4 ha以下のすべての農地転用事務
 - ・県営土地改良事業の法手続、財産処分等に関する事務
 - ・国土利用計画法の土地取引の規制事務
 - ・廃棄物再生事業者及び浄化槽保守点検業者の登録事務など
- ② 本庁への事務処理権限の引き揚げ

現在、地方振興局長に権限を委譲している事務であっても、全県的な調整や判断が 真に必要な事務については、権限を本庁に引き揚げます。

- 例)・大型店出店調整に関する事務
 - ・農協等の指導監督に関する事務
 - ・地方債の許可に関する事務など
- ③ 支局及び地域庁舎における事務処理

支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、 支局に配置する責任者に権限を付与します。

地域庁舎における窓口対応業務等についても、県民サービスの観点から地域庁舎で完結するよう、地域庁舎に課を設置し、その責任者に権限を付与します。

(2) 運用上の見直し

- ① 上記の制度上の見直しを踏まえ、市町村補助金の交付事務等は、原則として最終的に意思決定する機関でワンストップで処理することを運用上も徹底します。
- ② 各種調査事務等で、各地方振興局において、管内集計したものについて、再度、本庁で集計しているような事務は、原則として直接本庁で行います。
- ③ 本庁と県民局の間の単なる経由業務は、廃止します。

(3) 県民への周知

県民局への再編にあたり、県民局及び支局(地域庁舎)で行う業務について、パンフレットやホームページなど各種の広報手段を活用し、県民に対しての周知を図ります。

2 災害・危機管理対応への考え方

今年度発生した台風被害などの災害発生状況等を検証し、県民局への再編を踏まえた危機管理体制を整備します。

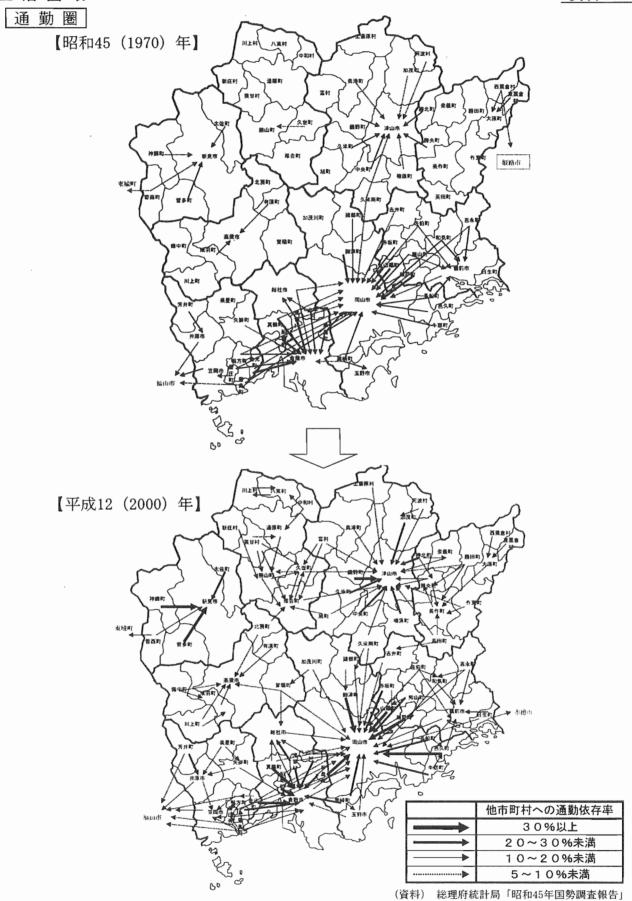
この中で、災害・危機発生時における市町村・本庁・県民局・支局のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、新たに県民局に危機管理を担当する責任者を配置するほか、支局においても責任体制を明確化するなど、組織的な防災体制を強化します。そして、災害発生時の情報収集・伝達体制、支局の災害対応に必要な職員を県民局から出動させる体制などを構築します。

また、平成21年度の再編完了時には、地域庁舎における体制は極力スリムなものとしますが、災害・危機への初動対応は重要であり、市町村等と情報を共有化するとともに県民へリアルタイムな情報提供を行う防災情報ネットワークを活用したうえで、災害・危機に迅速かつ的確な対応ができる人員体制の整備を図るとともに、災害の状況に応じ随時、県民局から地域庁舎に職員を出動させるなどの防災体制を新たにシステム化します。併せて、市町村合併の進展を踏まえ、市町村防災体制の一層の整備を促すとともに、市町村との連携を充実強化してまいります。

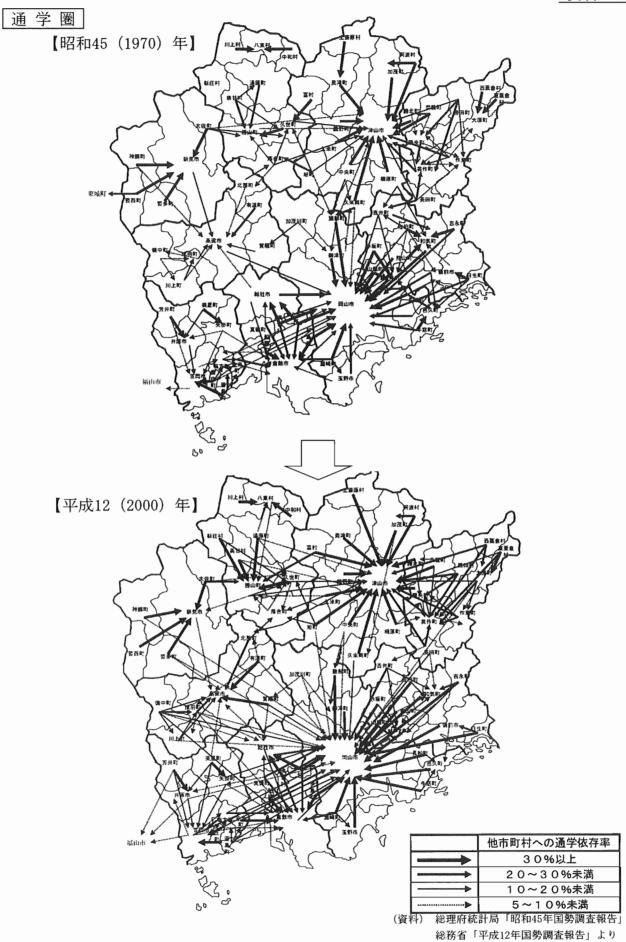
一資料一

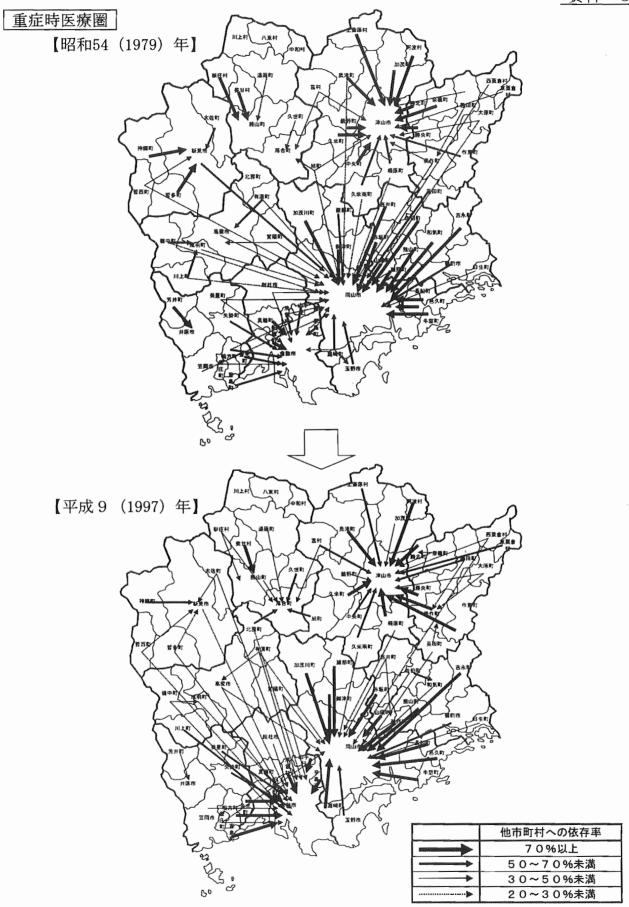
生活 圏域

資料 1



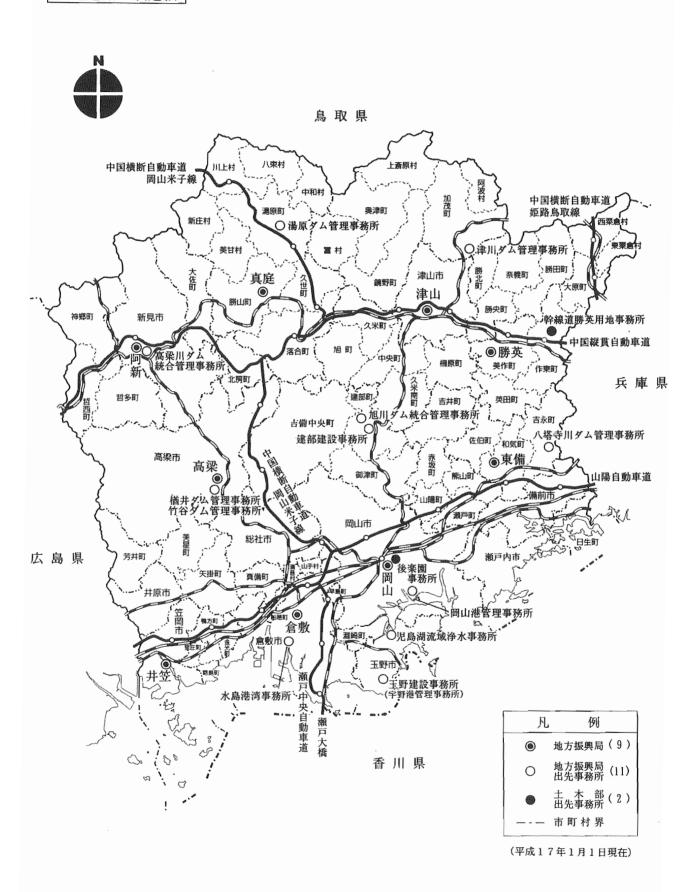
総務省「平成12年国勢調査報告」より





(資料) 岡山経済研究所「おかやま生活行動圏 20年の変動と展望」(平成10年)より作成

高速道路・鉄道網



- 21 -

各機関で行う具体的な業務 (主なもの)

-再編後の県民局・支局(地域庁舎)における室(課)の所管区域-

[平成17年4月の県民局体制を示したもの]



(注) 平成17年1月1日までに合併が決定された市町村は、合併後の名称、区域で示しています。(今後の市町村合併により変更の可能性があります。)

平成17年4月から金光町は井笠支局の管轄となりますが、保健所業務に関しては、 当面、現在の倉敷保健所の所管とします。 ○地域振興・県民生活に関する業務

	H17. 4再編時			H21再編完了時				
振興局で行っている主な業務名		県		外部		県		外部
上地対策	本庁	県民局	支局	委託	本庁	県民局	地域庁舎	委託
上地对東		•				0		
高度情報化	•		374300000	- 100	0			
国際交流			1			L		
旅券発給	_	•	•			0	0	
国際交流・貢献事業の支援等	12/1	•		2000		0		
市町村振興						JI		
市町村連絡調整、市町村振興計画 等の協議						0		
地方債の許可、地方交付税検査	•				0			
寄工業振興						<u> </u>	J	-
企業立地促進補助等	•				© ·			
商工会議所法、商工会法に基づく許 認可	•		- 1700 - 1700		0			
大型店の出店調整	0				0			
観光振興		•				0		
司和対策の推進	•	•			0	0		
労働対策		<u>l</u>				I	1 1	
労働関係調査	•				0			
労働問題講習会等	•				0			
公聴広報		•				0		
消防防災対策					<u> </u>	L	1	
防災体制の配備		•	•			0	⊘ *2	2112
コミュニティ・ボランティア		•	O *1			0		
文化行政		•				0		-111
青少年健全育成		<u> </u>				<u> </u>		WARRE
普及啓発		•	6 *1			0		
立入調査、指導	no 1/ old / piece (po	•		_		0		
男女共同参画活動の推進			0 *1			0		

※1 各種団体の育成・支援に関する業務 ※2 県民局との連携による配備体制

○環境に関する業務

○境境に関する業務			7-42-4					/// // // // // // // // // // // // //	
		H17. 4再編時				H21再編完了時			
振興局で行っている主な業務名	県			外部	県			外部	
	本庁	県民局	支局	委託	本庁	県民局	地域庁舎	委託	
一般廃棄物対策		•				0			
産業廃棄物対策			****				1		
不適正処理に係る指導監視		•	•			0	○ (初勤対応)		
処理施設の設置許可		•				0			
快適な環境の確保の推進		•				0			

〇県税に関する業務

	H17					H21再編完了時			
振興局で行っている主な業務名				外部	県			外部	
	本庁	県民局	支局	委託	本庁	県民局	地域庁舎	委託	
窓口対応(県税の収納、納税証明の発行)		•				0	0		
県税の賦課		•				0			
収納管理・徴収		•				0			
課税免除									
軽油引取税・免税軽油使用者証の交 付		•				0			
自動車税·身体障害者等課税免除		•				0			
犯則取締等	•				0				

〇保健福祉に関する業務

		H17. 4再編時 H21.						
振興局で行っている主な業務名	·	県		外部 委託		県		外部
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	委託
介護保険事業								
市町村支援		•				0		
介護サービス事業者監査指導 介護支援専門員の養成・研修		•				0		
社会福祉法人、施設等の指導監査		•				0		
精神保健福祉対策								
精神保健相談等		•				0	0	
措置入院等 (緊急時の対応)		•	•			0	0	
感染症対策								
結核・感染症の発生動向調査		•				0	0	
感染症予防及び発生時対応		•	•			0	0	
指導監視・危機管理対応						"		
食品関係営業施設監視		•	•			0	0	,
薬事法関係施設監視指導		•	•			0	0	

〇農林水産業に関する業務

		H17. 4再編時				H21再編完了時				
振興局で行っている主な業務名		県本庁 県民局 支局			外部	県			外部	
			県民局	支局	委託	本庁	県民局	地域庁舎	委託	
農地転用許可等農地関係の調整			•				0			
農業振	農業振興対策		M							
	国庫補助事業		•				0			
	単県補助事業		•				0		-	
	農業制度資金		•				0			
畜産環	畜産環境対策		•	•			0			
農協等	農協等の指導業務					0				

	H17. 4再編時				H21再編完了時				
振興局で行っている主な業務名	県			外部	県			外部	
	本庁	県民局	支局	委託	本庁	県民局	地域庁舎	委託	
団体営事業(土地改良事業など)		•				0			
県営事業(土地改良事業など)									
計画、地元調整、法的手続き等		•				0			
設計、入札、現場管理等		•	●※3 (一定規模未満)			0		0	
県管理施設(国営造成施設を含む) の管理		•	•			0		<i>7</i>	
造林・間伐事業(補助事業)		•				0			
農業・林業普及指導		•	•			0	0	A. 8.0.	

※3 工事金額4千万円未満の工事

○建設工事に関する業務

	H17. 4再編時				H21再編完了時				
振興局で行っている主な業務名	果			外部	県			外部	
	本庁	県民局	支局	委託	本庁	県民局	地域庁舎	委託	
道路·河川管理				Section of the sectio					
各種許可•措置命令		•	•			0	0	- Page	
パトロール		•	•			0	0		
公共施設の維持補修		0	●※3 (一定規模未満)	•		0	◎※4 (一定規模未満)	0	
屋外広告物規制 (許可・違反広告物除却作業)		•	•			0			
宅地造成等規制 (許可、完了検査)		•	•			0			
建設業者管理 (指導·相談、営業所調査、経営事項審査)		•	•			0			
入札業務		•	●※3 (一定規模未満)			0			
工事計画、進行管理		•	●※3 (一定規模未満)			0			
工事設計、工事監督等		•	●※3 (一定規模未満)	•		0		0	
工事設計審査、工事検査		•	●※3 (一定規模未満)			0			
市町村工事技術指導		•				0			
災害復旧事業		•	●※3 (一定規模未満)			0		10000	

| | ※3 工事金額4千万円未満の工事 | ※4 工事金額1千万円未満の維持補修工事

地方振興局再編 取組の経過

年月日	経 過
H15. 11. 20	「第3次岡山県行財政改革大綱」決定
H15. 12. 12	地方振興局再編プロジェクトチーム発足
H16. 5.27	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編の考え方(案)」公表
H16. 7.26	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編(素案)」公表
H16. 7.27 ∼ 8.31	パブリックコメント実施 意見:261件(170名)
H16. 8. 9 ~ 9.10	公聴会開催(県下9会場) 参加者:527名 発言者:122名
H16. 11. 11	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編(案)」公表
H16. 11. 19	岡山県議会全員協議会開催
H16. 11. 24	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編(案)」決定
H16. 12. 3	岡山県議会12月定例会 「岡山県県民局設置条例案」上程
H16. 12. 22	岡山県議会12月定例会 「岡山県県民局設置条例」議決

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

2月12日(火)、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、クラボウの意向を前提に、今後の公園運営について協議が行われた。その概要は、次のとおりである。

1 クラボウからの回答

- (1) チボリ・ジャパン社の中核企業として、参画する意思はない。
- (2) チボリ・ジャパン社に土地を直接貸す意思はない。
- (3) チボリ・ジャパン社が中核企業を見つけてきた場合でも、土地を 貸す意思はない
- (4) 県から土地を返還するとの話があれば、現契約での更地による返還が基本となるが、県の考え等を聞きながら、対応していきたい。

2 今後の公園運営について

坂口社長から、クラボウの回答等を踏まえ、次の考えが示され、 協議が行われたが、「社長の決断はやむを得ない」との意見がある 一方で、「県や市の公的支援を含め、ぎりぎりまで可能性を追求す べきだ」との意見があり、結論には至らなかった。

- (1) 県が本年12月末をもって地代の負担は止め、更に、土地所有者であるクラボウが、当社あるいは当社が見つけてきた中核企業に直接土地を貸すことができない限り、当社が本年12月末以降、現在の形で公園を運営することは事実上困難となったが、既に多くの予約が入っていること、また、12月末まで公園運営を続けたとしても株主資本の減耗もそれ程進まないこと等から、少なくとも12月末までは当社による公園運営を継続すべき。
- (2) 本年12月末以降の事業運営の在り方については、公園の公的 な部分に加え、当社及び当社の施設についても、できるだけク ラボウの構想の中に組み込んでいただけるよう要請したい。

3 今後の予定

今後、坂口社長が各取締役とそれぞれ協議して、本年12月末以降の会社の姿について案を作成し、それをもとに、3月下旬に開催予定の次回取締役会で、結論を出すこととなった。

岡山市の行政区画の名称について

平成20年2月4日に開催された第8回岡山市行政区画等審議会の審議状況については、次のとおりである。

[審議結果]

1 基本方針

政令指定都市への移行に伴って設置される区の名称(区名)は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接な関わりを持つことから、岡山市行政区画等審議会に諮問するとともに、公募を通じて、幅広い市民参加の下にその選定を行う。

2 区名選定の流れ

- 3月 区名募集
- 4月 区名候補の選出
- 5月 市民の意向調査
- 6月 選定・答申

3 区名案募集に当たっての検討事項

(1) 基本的な考え方

- ・①簡潔さ、②親しみやすさ、③各区の特色を表現、の3点を満たしていること。
- ・応募は、何区でもよい。

(2) 対象者等

- ・対象者は制限なし
- ・応募方法は、郵送、ファックス、Eメール等自由
- ・記載事項は、区名、氏名、住所

(3) 区名の制限事項

- ・旧市町村名は使わない
- ・中央区は使わない
- ・方位は制限なし

(4) 応募上の注意

- ・いずれの区の名称も応募可能
- ・同一名称の応募は1回限り

第8回岡山市行政区画等審議会 会議資料

Ι	行政区の名称(区名)について	 3
Π	岡山市の行政区の名称(区名)について(案)	 8

行政区の名称(区名)について T

1 区名と住所

政令指定都市の区の名称は、住所の一部や登記事項として表示される。 具体的には、市名と町字名の間に区名が入る形で住所の表示が変わる。

(例) 「現在〕 [政令指定都市移行後]

岡山市△△町□□番地 ⇒ 岡山市○○区△△町□□番地

住居表示に関する法律 第2条

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所 在する場所を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。)、区(地方自治法 第252条の20の区をいう。)及び町村の名称を冠する・・・ものとする。

不動産登記法 第34条 (第44条)

土地(建物)の表示に関する登記の登記事項は、・・・次のとおりとする。

一 土地 (建物) の所在する市、区、郡、町、村及び字

2 区名の表記

区名は、日本語(漢字、ひらがな、カタカナ)で表記される必要があり、アルフ ァベット、算用数字などは適当ではない。

- *外国語であっても、日本語で表記され、その理由が明確であれば使用できる。 (例) 南アルプス市
- *区名は、他の自治体の名称、区の名称と同一の名称であっても使用できる。 (例) 西区(11市で使用)、南区(同10市)、緑区(同4市)

3 先行市における区名選定

区名は、住所の一部となるなど市民生活に密接に関わるものであることから、先 行市では公募等を通じて、幅広い市民参加の下に選定している。

[参考1] 先行市における区名選定について

Г	都市名	千葉市	さいたま市
	選考主体	■区名選定委員会 (3回開催) 委員 44人 (学識経験者32、市議会議員6、 関係行政機関4、職員2)	 ■区名選定委員会 (4回開催) 委員 40人 (学識経験者13、市民代表20、市議会議員6、職員1) ■区名検討市民の会 (1回開催) 市民 84人(公募)
	募集期間	平成3年10月5日~18日	平成14年5月1日~24日
	対象者	市内在住者、通勤・通学者	市内在住者、通勤・通学者
	応募方法	・専用はがき ・郵送、専用応募用紙	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
区		規定なし	漢字、ひらがな、カタカナで表記
名募集	留意事項	・いずれの区の名称も応募可能	・いずれの区の名称も応募可能
ĺ	応募数	22,910通(有効数 22,484通)	17,494通(有効数 16,557通)
	区名案	・選定委員会で最終決定、答申	・検討市民の会で候補決定 ・応募上位3案+各区の特色を表し た3~1案の各区6~4案を決定
	投票期間	·	平成14年8月1日~16日
[27	対象者		・市内在住者
区名投票	投票方法		・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
・意向調	留意事項	実施していない	・居住区の区名のみ1票投票 ・審議会で最終決定、答申
査	投票数		44,511通(有効数 43,646通)
	選定結果		・最多得票のものは9区中2区のみ
	基本的な考え方 (主なもの)	・簡潔で親しみやすく、だれもが その地域だとわかるような語調 のよい名称とする。・各区の均衡を考慮する。	・各区の整合性を考慮する。 ・簡潔で親しみやすい名称とする。 ・各区域の特色が表現される名称 とする。
	選定過程での考え方	・方位は採用しない。 (区名募集後に決定)	・投票は参考に止める。 ・旧市名にこだわるべきではない。 (区名投票後に決定)

	新潟市	浜松市
■行政区画等審議会	■行政区画等審議会	 ■行政区画等審議会
・ 審議会 (4回開催)	・審議会 (8回開催)	(5回開催)
· 区名選考委員会 (6回開催)	・検討委員会 (5回開催)	
委員 12人	委員 10人	
(審議会委員6、市民代表6)	(審議会委員の一部)	
平成15年9月1日~30日	平成17年10月31日~11月21日	平成17年9月5日~10月7日
市内在住者、通勤・通学者	市内在住者、通勤・通学者	市内在住者で小学生以上
・専用はがき	・専用はがき	・専用はがき
・郵送、ファックス、Eメール	・郵送、ファックス、Eメール	・郵送、ファックス、Eメール
漢字、ひらがな、カタカナで表記	漢字、ひらがな、カタカナで表記	漢字、ひらがな、カタカナで表記
・いずれの区の名称も応募可能	・いずれの区の名称も応募可能	・いずれの区の名称も応募可能
(1区で同じ名称の応募は1回)	(1人1通)	(同一名称の応募は1回限り有効)
8,756通 (有効数 8,646通)	14, 965通	9, 528通
・審議会、選考委員会で各区3案	・審議会で各区5案を決定	・審議会で、応募上位3案+2案
を決定		の各区 5 案を決定
(募集結果の上位3案とせず)		_
平成16年1月15日~2月16日	平成18年2月24日~3月9日	平成18年1月5日~1月31日
・市内在住者、通勤・通学者	・市内在住者	・市内在住者
・小学生以上	・小学生以上	・小学生以上
・専用はがき	・専用はがき	・専用はがき
・郵送、ファックス、Eメール	・郵送、ファックス、Eメール	・郵送、ファックス、Eメール
・いずれの区の名称も選択可能	・いずれの区の名称も選択可能	・いずれの区の名称も選択可能
(投票は区ごとに1回限り)	(投票は区ごとに1回限り)	(1人1通、各区1点限り)
・審議会で最終決定、答申	・審議会で最終決定、答申	・審議会で最終決定、答申
76,016通(有効数 73,406通)	34, 456通(有効数 33, 436通)	65,832通(有効数 62,440通)
・最多得票の名称で決定	・最多得票の名称で決定	・中区のみ投票結果2位。それ
		以外は最多得票の名称で決定
・親しみやすく愛着のもてる	・区の一体感の醸成が図られるもの。	なし
もの。 .	・親しみやすく愛着のもてるもの。	
・各区の特色を表現し、市の魅力	・全市的観点から整合性を考慮す	
を広く内外に周知するもの。	る。	
	・旧市町村名は使わない。	・各区のバランスを考慮する。
	・複数区に同一名がないよう配慮	(区名募集後に決定)
	する。 (区名募集後に決定)	・「中央」(最多得票)は使わ
- \		ない。 (投票後に決定)

[参考2]政令指定都市の区名一覧

札幌市						
ちゅうおうく 中央区	北区	東区	白石区	豊平区	常 区	西区
専 る公文 厚別区	手稲区	きょたく 清田区				
		•				
仙台市	みやぎのく	hhlf81.6	twitte	15##4C	7	
まだばく 青葉区	なせぎのく宮城野区	若林区	太白区	泉区		
さいたま市						
西区	龙	大客区	カルまく 見沼区	ちゅうおうく 中央区		うちゃく 浦和区
南区	みどりく緑区	いかっきく岩槻区		7		
	,	· · · · · ·			•	
千葉市	はなみがわく	lv to th c	lb h tf (ス レりく	2. († ± <	7
ちゅうおうく 中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	
川崎市						
かわさきく川崎区	さいかいく 幸区	なかはらく 中原区	たかっく高津区	を集く多摩区	みやまえく 宮前区	あきおく 麻生区
横浜市	かながわく	E L <	なかく	<i>みなみく</i>	ほどがやく	 N + = <
っるみく 鶴見区 かなさわく	かながわく 神奈川区	にしく西区とつかく	なかく 中区	みなみく 南区 aeoく	保土ケ谷区	いもごく 磯子区
かなぎわく 金沢区 さかえく	港北区	とつかく 戸塚区 あおばく	こうなんく 港南区	旭区	みどりく 緑区	瀬谷区
荣 区	泉区	青葉区	都筑区			*
新潟市		•		·	• .	
北区	ひがしく 東区	ちゅうおうく 中央区	江南区	かき はく 秋葉区	かなみく 南区	近区
西蒲区		. , ,				
	_					
静岡市		T # .	7			
葵区	まるがく 駿河区	しみずく 清水区				
浜松市					:	
供松巾 中区	がにく東区	西区	游 炎	またく北区	はままたく	てんりゅうく 天竜区
中区]果区	四区	開区		<u> </u> 浜北区	」大竜区
名古屋市						
きくきく 千種区	東区	北区	西区	なかむらく 中村区	なかく中区	にようわく 昭和区
瑞穂区	あったく 熱田区	なかがわく 中川区	港区	神 区	もりやまく 守山区	緑区
めいとうく 名東区	天首区					
				•		

京都市

	北区	かきょうく 上京区	差点 公 左京区	なかぎょうく 中京区	ひがしやまく 東山区	卡京区	*** 南区
•	ラセュラン 右京区	伏見区	やましなく 山科区	西京区			

大阪市

都島区	温島区	此花区	西区	雑とく 港区	大定 送	てんのうじく 天王寺区
なにおく	西淀川区	東淀川区	りがしなりく 東成区	いくのく 生野区	seu< 旭区	城東区
。 阿倍野区	すみよしく 住吉区	ひがしてみよしく 東住吉区	にしなりく 西成区	よどがわく 淀川区	っるみく 鶴見区	ナみのえく 住之江区
ひちのく 平野区	北区	ちゅうおうく 中央区				•

堺市

構文 本がく 東区 西区 海区 北区 美原区				[
뉴다 뉴다 뉴다 뉴다 사다 유타다	さかいく	しなかく	ひがしく		みなみく		みはらく
	THE IST	T4412					Alex Proper proper
		146	東区		川労区	네다스	

神戸市

	<u> </u>						
東灘区	雑区	兵庫区	ながたく 長田区	* * < 須磨区	垂水区	北区	
ちゅうおうく 中央区	西区						

広島市

サ区	東区	学 公	西区	あきみなみく 安佐南区	まきたく 安佐北区	安芸区
きぇきく 佐伯区	•					

北九州市

鹃青玄	若松区	戸畑区	小倉北区	小倉南区	八幡東区	人幡西区	
		,					

福岡市

東区	はかたく博多区	ちゅうおうく 中央区	なが	西区	じょうなんぐ 城南区	きゃらく 早良区	
----	---------	---------------	----	----	---------------	-------------	--

※重複している区名

東 区 (7)

青葉区(2)・・・仙台市・横浜市

旭 区(2)・・・横浜市・大阪市

泉 区(2)・・・仙台市・横浜市

北 区(9)・・・札幌市・さいたま市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市

中央区 (7) ・・・札幌市・さいたま市・千葉市・新潟市・大阪市・神戸市・福岡市

鶴見区(2)・・・横浜市・大阪市

中 区(5)・・・横浜市・浜松市・名古屋市・堺市・広島市

西 区(11)・・・札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・大阪市・堺市・神戸市・ 広島市・福岡市

・・・札幌市・新潟市・浜松市・名古屋市・堺市・広島市・福岡市

緑 区(4)・・・さいたま市・千葉市・横浜市・名古屋市

港 区(2)・・・名古屋市・大阪市

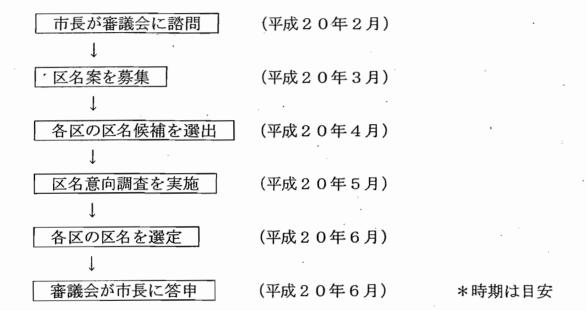
南 区 (10) ・・・札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・堺市・広島市・ 福岡市

Ⅱ 岡山市の行政区の名称(区名)について(案)

1 基本方針

政令指定都市への移行に伴って設置される区の名称(区名)は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接な関わりをもつことから、岡山市行政区画等審議会に諮問するとともに、公募を通じて、幅広い市民参加の下にその選定を行うこととする。

2 区名選定の流れ



3 区名案募集に当たっての検討事項

区分	検討事項及び先行事例
基本的な考え方	①簡潔さ (千葉市、さいたま市) ②親しみやすさ (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) ③区の一体感の醸成 (新潟市) ④各区の特色を表現 (千葉市、さいたま市、静岡市) ⑤各区の整合性を考慮 (千葉市、さいたま市、新潟市)
対象者	 (1) 属地 ①市内在住者 (全市) ②通勤・通学者(千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) (2) 年齢 ①制限なし (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) ②小学生以上 (浜松市)
応募方法	①郵送(専用はがき・官製はがき) (全市)
	②ファックス、Eメール (さいたま市、静岡市、新潟市、浜松市)
記載事項	(1) 区名、氏名、住所 (全市)(2) (1)以外の記載事項①年齢 (さいたま市、新潟市、浜松市)②電話 (千葉市)③居住区(浜松市)
1	 (1) 旧市町村名 (区の一体感の醸成に支障となるとの理由) ①使わない (新潟市)、こだわるべきでない (さいたま市) ②制限なし (千葉市、静岡市、浜松市) (2) 方位 ①使わない (千葉市) ②制限なし (さいたま市、静岡市、新潟市、浜松市) (3) 「中央区」(他との質的な差を感じさせるとの理由)
	①使わない (浜松市) ②制限なし (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市)
応募上の 注意	(1) いずれの区の名称も応募可能 (全市) (2) 同一名称の応募は1回限り (静岡市、浜松市)

総務委員会資料(IV)

		貝
0	北京・大連線の週3往復運航への増便について	1
0	香港との間の定期路線の開設計画について	2
0	「岡山空港開港20周年記念祭」の開催について	3

平成20年2月15日 企 画 振 興 部

北京・大連線の週3往復運航への増便について

昨年7月に開設された北京・大連線については、空路利用を促進する会等と連携しながら利用促進に努めるとともに、運航する中国東方航空及び中国政府に対して、これまで、早期の増便を強く働きかけてきた。

その結果、本年5月から週3往復へ増便することを中国東方航空が決定し、昨日、国土 交通省に申請を行った。

8月の北京オリンピック開催に向け、また大連との経済交流の一層の進展のため、引き続き、利用促進に積極的に取り組んでまいりたい。

なお、増便による運航予定ダイヤ等は、下記のとおりである。

記

- 1. 增便開始予定日 平成20年5月1日(木)
- 2. 増 便 内 容 ・現在の火曜日と土曜日に木曜日が加わり、週3往復となる。
 - ・運航ダイヤは、いずれの曜日も同じ。

(増便後予定ダイヤ)

		日	北京⇒大連⇒岡山			岡山⇒大連⇒北京				
推	雕	Н	北京発	大連着	大連発	岡山着	岡山発	大連着	大連発	北京着
火	· 木	・土	8:30	9:30	10:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30

*時間表示は現地時間(中国との時差は1時間)

香港との間の定期路線の開設計画について

香港との間の定期路線について、香港エクスプレス航空の稲垣忠和日本首席代表から、「本年4月下旬に開設することを香港エクスプレス航空として決定した。」旨の連絡が入った。

今後、同社は、3月上旬にも国土交通省に申請する予定であり、県としても、香港との間の新たな国際路線の早期開設に向けて、積極的に取り組んでまいりたい。

なお、連絡が入った開設計画案については、下記のとおりである。

記

【香港との間の定期路線の開設計画案】

〈運航開始予定〉 平成20年4月下旬

〈運航頻度〉 週3往復(火、水、土)

〈使用予定機材〉 B737-800 (164席)

「岡山空港開港20周年記念祭」の開催について

昭和63年3月の開港から満20周年を迎える岡山空港の一層の利用促進のため、次のとおり、就航先9都市の観光案内や物産・芸能紹介などを行う。

記

- 【主 催】 岡山県、空路利用を促進する会、 岡山空港開港20周年記念事業実行委員会
- 【後 援】 就航先9都市の観光振興機関
- 【期 間】 2008年3月8日(土)~9日(日) (いずれも11:00~16:30)
- 【会 場】 岡山空港ターミナルビルほか 国際線出発ロビー (2階)、到着ロビー (1階) 観光バス乗降場 ほか
- 【内 容】①岡山空港開港20周年記念式典3月8日の11:00~11:20
 - ②就航先の観光大使の紹介・写真撮影会
 - ③就航先の観光 P R と旅行相談コーナー
 - ④就航先の芸能紹介
 - ⑤就航先の味が楽しめる「まんぷく屋台村」と物産販売 など
- 【その他】①札幌、沖縄、ソウル、大連、グアムの往復航空券(ペア)のプレゼント
 - ②グアム産マグロの解体ショーと即売会 (3月8日)
 - ③岡山空港発の旅行が当たるビンゴ大会 (3月9日)
 - ④ヘリコプター遊覧(有料)
 - ⑤岡山市内での街頭キャンペーン (3月7日と9日)



"ありがとう"の感謝を込めて

による (有料)

空から岡山の街を 見てみよう!

屋上送迎 サブステージ デッキ があるよ! 無料開放

フォトコンテスト入賞作品 パネル展示

就航先9都市

までの

抽選で当たる!!













まんぷく屋台村

グアムから やってきた 売り切れごめん! 商品がなくなり次第終了となります

→ 旅行商品券が

空港ターミナルビル1F

国際線到着ロビーにて開催 参加資格比 20120周年巨関的表現

(結婚20周年・20歳・岡山に来て20年・・・) 証明書をご持参ください。詳しくは山陽新聞 3月3日付朝刊(予定)をご覧になってください。

プレゼント!

ジをお楽し 各地の伝統芸能のステ みください。



ギタ-梅田 光雄



よさこいソーラン 有閑踊り子一座「飛舞人」



霧島九面太鼓 和奏(わかな)



沖縄民族芸能エイサ-沖縄エイサー琉鼓会



風物ノリ(農楽)



中国スーパー雑技団 中国スーパー雑技団



ドラム&ギター Jesse & Ruby

-もあるよ











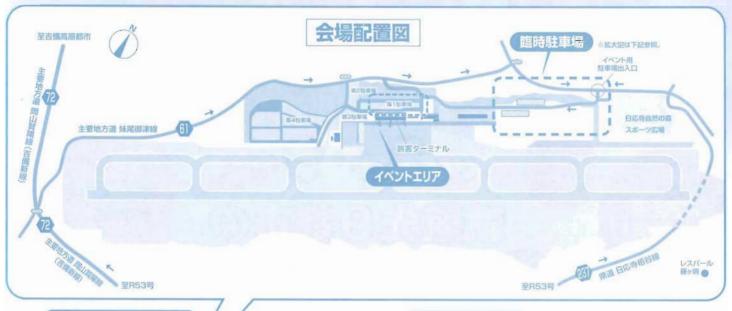
他にも多数 出店予定



※『写真は全てイメージです。※出店内容が変更になる場合がございます。※記載されているタイムスケジュール・各イベントの開催時間は変更になる場合がございます。

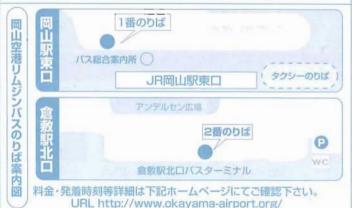
催/岡山県・空路利用を促進する会・岡山空港開港20周年記念事業実行委員会

岡山空港開港20周年記念祭 3/8⊕・9億





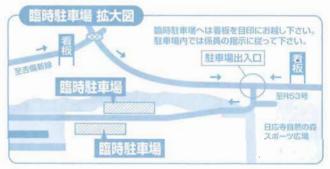


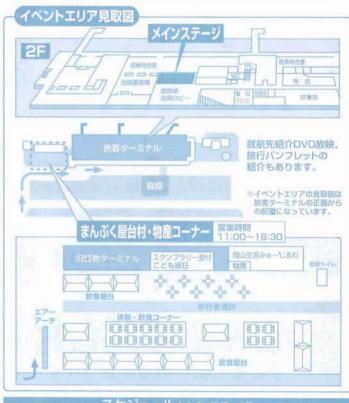


イベントにご来場の際は、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

臨時駐車場のスペースは500台ありますが、 満車時はご入場をお断りする場合があります。 イベント参加の方は第1~第4駐車場への駐車 はご遠慮下さい。

あらかじめご了承願います。





	11:00~11:30			11:00~11:30	觀光大使紹介· 摄影会
3/8	11:30~12:00	雙光大使紹介·摄影会	2/0	11:30~13:00	芸能紹介
(±)	12:00~14:00	芸能紹介	(日)		
	14:00~14:30	觀光大便紹介 捆影会		13:00-13:30	觀光大使紹介·摄影会
	14:30~16:30	芸能紹介		13:30~16:30	芸能紹介

この件についてのお問い合わせ先

太陽光発電システムの完成について

工業用水道事務所 鶴新田浄水場に設置工事を進めていた**200kW**の太陽光発電システムが、平成20年2月22日(金)に運用開始する運びとなった。

今回の完成により、企業局の太陽光発電システムの合計出力は**1514**. **5kW**となり、事業者としては一昨年から引続き中国・四国地方において最大規模となる。また、鶴新田浄水場は既設分と合わせ600kWとなり、県内有数規模の太陽光発電システムとなる。(西之浦浄水場に設置している800kWの太陽光発電システムは、単一の施設として中国・四国地方最大。)

記

- 1 事業費約114百万円(税込)
 - ※ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO技術開発機構)の 太陽光発電新技術等フィールドテスト事業により、事業費の1/2を負担。
- 2 効 果 CO₂削減効果 年間約120トン (今回設置分のみ) (企業局の太陽光発電システム全体で年間約920トン)

経済効果 工業用水道施設への設置分全体で年間約830万円 導入効果額(電気使用料金の削減効果と直射日光遮光による傾斜板の 延命効果等)から年経費(減価償却費や維持管理費)を差し引いた額

3 概 要

設置年度	平成19年度	平成18年度まで		
机果然证	鶴新田浄水場	県庁舎、西之浦浄水場	計	
設置箇所	※()内は既設分との計	など		
出力(kW)	200 (600)	1314. 5	1514. 5	
予想年間発電電力量(kWh)	216, 000 (648, 000)	1, 440, 500	1, 656, 500	
家庭での使用量(戸分)	約 60 (約 180)	約 400	約 460	
太陽電池モジュール枚数(枚)	1, 120 (3, 282)	8, 073	9, 193	

・工業用水道事務所 鶴新田浄水場 太陽光発電システム



